

平成 29 年度

包括外部監査の結果報告書

(税務事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 中西 清

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料をもとに記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件	1
1. 選定した特定の事件.....	1
2. 包括外部監査の対象税目及び監査対象部署	1
3. 包括外部監査対象期間.....	1
4. 特定の事件を選定した理由.....	1
【3】包括外部監査の方法	2
1. 監査の視点	2
2. 主な監査手続	2
【4】包括外部監査人補助者	3
【5】包括外部監査期間	3
【6】利害関係	3
第2 八尾市市税の概要	4
【1】八尾市の市税について	4
1. 市の財政状況と市税の推移.....	4
2. 他都市との比較	9
【2】組織について	11
1. 八尾市の税務組織.....	11
2. 人員体制の推移	12
【3】市税収入確保のための課税客体の捕捉調査.....	15
1. 課税客体の捕捉調査に係る実施計画.....	15
2. 課税客体の捕捉調査に係る実施結果.....	17
【4】市税事務の流れ	19
1. 申告受付・賦課課税事務.....	19
2. 収納事務	19
3. 滞納整理事務	19
第3 監査の結果及び意見（総括）	20
【1】監査の結果及び意見の一覧表	20
1. 監査の結果及び意見の区分.....	20
【2】各所管課に対する主たる監査の結果及び意見.....	21
1. 課税事務について.....	21
2. 課税調査事務について.....	21
3. 減免・非課税事務について.....	23
4. 延滞金について	27

第4 監査の結果及び意見（各論）	28
【1】個人市民税	28
1. 個人市民税の概要	28
2. 個人市民税にかかる事務の組織体制	31
3. 個人市民税の事務の流れ	31
4. 個人市民税の推移	35
5. 監査の視点	37
6. 監査手続	37
7. 監査の結果及び意見	38
【2】法人市民税	42
1. 法人市民税の概要	42
2. 法人市民税にかかる事務の組織体制	43
3. 法人市民税の事務の流れ	43
4. 法人市民税の推移	45
5. 監査の視点	47
6. 監査手続	47
7. 監査の結果及び意見	48
【3】固定資産税・都市計画税	53
1. 固定資産税・都市計画税の概要	53
2. 固定資産税・都市計画税にかかる事務の組織体制	55
3. 固定資産税・都市計画税の事務の流れ	56
4. 固定資産税・都市計画税の推移	57
5. 監査の視点	61
6. 監査手続	61
7. 監査の結果及び意見	62
【4】軽自動車税	67
1. 軽自動車税の概要	67
2. 軽自動車税にかかる事務の組織体制	70
3. 軽自動車税の事務の流れ	70
4. 軽自動車税の推移	72
5. 監査の視点	74
6. 監査手続	75
7. 監査の結果及び意見	75
【5】市たばこ税	76
1. 市たばこ税の概要	76
2. 市たばこ税にかかる事務の組織体制	76
3. 市たばこ税の事務の流れ	77
4. 市たばこ税の推移	77
5. 監査の視点	79

6. 監査手続	79
7. 監査の結果及び意見.....	79
【6】入湯税	80
1. 入湯税の概要	80
2. 入湯税にかかる事務の組織体制.....	80
3. 入湯税の事務の流れ.....	80
4. 入湯税の推移	80
5. 監査の視点	81
6. 監査手続	81
7. 監査の結果及び意見.....	81
【7】収納管理事務	82
1. 収納管理事務にかかる組織体制.....	82
2. 収納管理事務の概要と流れ.....	82
3. 監査の視点	83
4. 監査手続	83
5. 監査の結果及び意見.....	83
【8】滞納整理事務	84
1. 滞納整理事務にかかる組織体制.....	84
2. 滞納整理事務の概要と流れ.....	84
3. 監査の視点	94
4. 監査手続	94
5. 監査の結果及び意見.....	95
最後に	101
税務基本用語について	102

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件

1. 選定した特定の事件

税務事務の執行について

2. 包括外部監査の対象税目及び監査対象部署

平成29年度の市の一般会計予算では、市税による歳入は375億円（歳入総額1,014億円の約37.0%）となっている。そのうち、市民税、固定資産税、都市計画税の3税だけで9割以上を占めるが、財政の観点から市税収入の安定的な確保が重要な課題となっていることを鑑みて、市たばこ税、軽自動車税、入湯税を加えた市税全般を対象税目とした。

税目	金額	構成比	監査対象
固定資産税	160億4千万円	42.7%	○
市民税（個人・法人）	157億7千万円	42.0%	○
都市計画税	33億6千万円	9.0%	○
市たばこ税	20億3千万円	5.4%	○
軽自動車税	3億2千万円	0.8%	○
入湯税	2千万円	0.1%	○
計	375億4千万円	100.0%	

上記の税目に係る税務事務を担当している部署（必要に応じて、関連するその他の部署）を監査対象部署とした。

3. 包括外部監査対象期間

原則として、平成28年度を監査対象期間とし、必要に応じて、直近の状況や平成27年度以前も含めた。

4. 特定の事件を選定した理由

市の平成28年度予算の市税収入は378億円と、一般会計歳入予算全体985億円の38.4%を占めており、市政を推進していく上で重要な財源となっている。また、平成23年度から取り組んだ「第2期八尾市行財政改革アクションプログラム」においても、市税の徴収率向上に取り組み、平成23年度から平成26年度まで継続して目標徴収率を達成するなど一定の成果をあげている。

一方、平成 26 年度の税制改正で法人市民税の一部が国税化された影響により同税の減少が見込まれており、また将来的には少子高齢化等による個人市民税の減少、福祉関係経費の増加等も想定され、市の財政を取り巻く環境は今後厳しくなることが予想される。

このような状況において、自主財源の要である市税収入の安定的な確保が今後も重要な課題となっていくという観点から、市税の歳入に係る事務が関係法令等に従い適切に執行されているかということに加え、課税されるべきものが漏れなくかつ公平に課税されているかなどについて監査を実施することは、市民にとって有意義であると考えられる。

以上の点を総合的に勘案し、税務事務の執行を監査対象として選定した。

【3】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

市税の事務が適切に行われているかどうかを検討するにあたって、次の 5 つの視点に着目して監査を実施した。

- ① 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- ② 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- ③ 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- ④ 事務の執行が庁内の十分な連携の下に行われているか
- ⑤ 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

2. 主な監査手続

(1) 事務の概要把握

担当者への質問、関係書類・帳票等の閲覧・突合等を実施し、その実態を調査・検討した。

(2) 合規性の検討

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうかを検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行った。また、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

(3) 正確性の検討

市税の事務の正確性が確保されているかどうかを検討するため、市が構築している正確性を確保するための仕組みについて説明を受けた上で、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

(4) 有効性及び効率性の検討

- ① 有効的かつ効率的に、事務が行われているかどうかを検討するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を

行った。

- ②有効性及び効率性の観点から、税務事務に関連する部署が一定の方針の下で事務を行っているかを調査するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

(5) 公平性の検討

- ①市税の事務が、法規に準拠し、公平に行われているかを検討するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ②公平性の観点から、税務事務に関連する部署が一定の方針の下で事務を行っているかを調査するため、検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③課税の公平性を図る上では課税客体の捕捉が重要であり、限られた人員の中、効果の高い課税捕捉のための取組みをしているか、その取組み状況について担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

【4】包括外部監査人補助者

額額和雅（公認会計士）
山岡正人（公認会計士）
刀禰 明（公認会計士）
小室将雄（公認会計士）
本田裕一（公認会計士）
成山哲平（公認会計士試験合格者）
嶋崎 諒（公認会計士試験合格者）
松本好史（弁護士）

【5】包括外部監査期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 26 日までの期間で監査を実施した。

【6】利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により定める利害関係はない。

第2 八尾市市税の概要

【1】八尾市の市税について

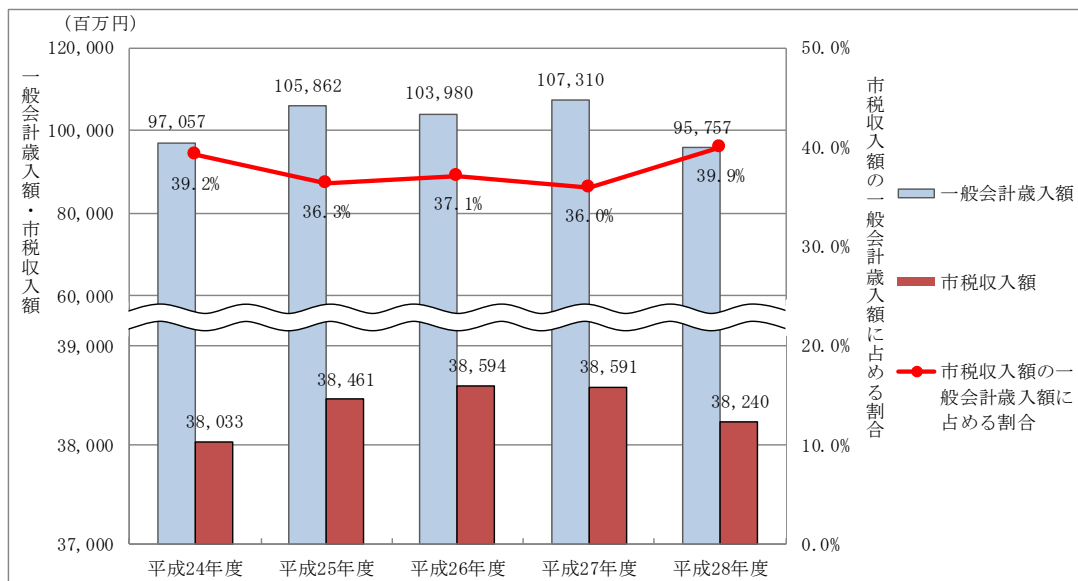
1. 市の財政状況と市税の推移

(1) 市税の推移

①一般会計歳入額と市税収入額

一般会計歳入額と市税収入額の同歳入額に占める割合の推移は次のとおりである。

【一般会計歳入額と市税収入額の同歳入額に占める割合の推移】



(出所：市提供資料より監査人作成)

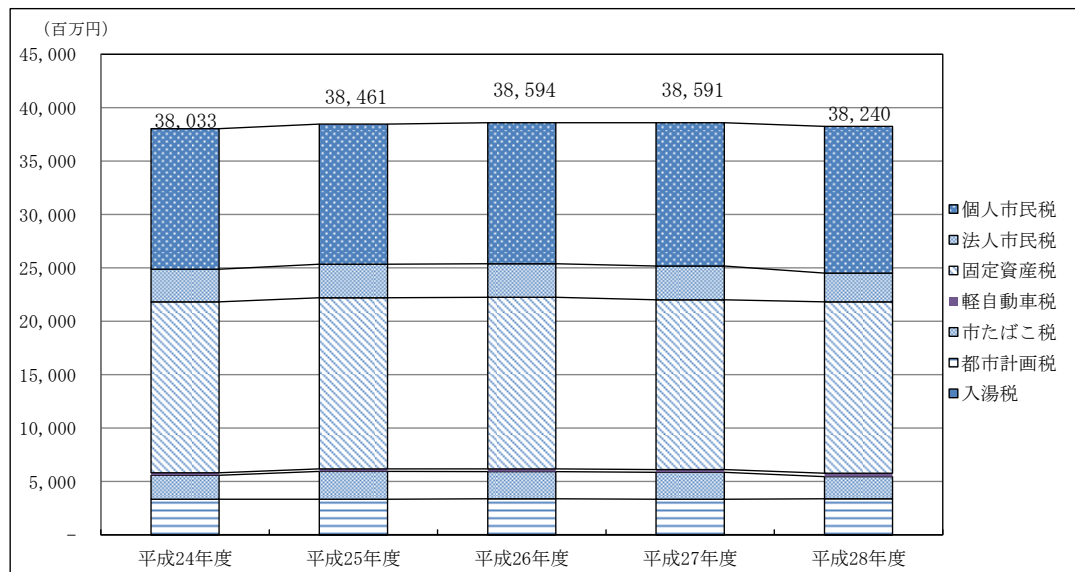
市税収入額は、平成24年度が38,033百万円、平成28年度が38,240百万円と増加している。しかし、この間、平成27年度の38,591百万円から平成28年度の38,240百万円と大きく減少している。これは税制改正に伴い、法人市民税法人税割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられたことにより、法人市民税が3,159百万円から2,699百万円へと約460百万円減少していることが大きく影響している。

一方、一般会計歳入額については、平成24年度が97,057百万円、平成28年度が95,757百万円と減少しているが、市税収入額の増加額と大差がないことから、市税収入額の一般会計歳入額に占める割合は平成24年度の39.2%からほぼ横ばいで推移しており、平成28年度は39.9%となっている。

②税目別市税収入額の推移

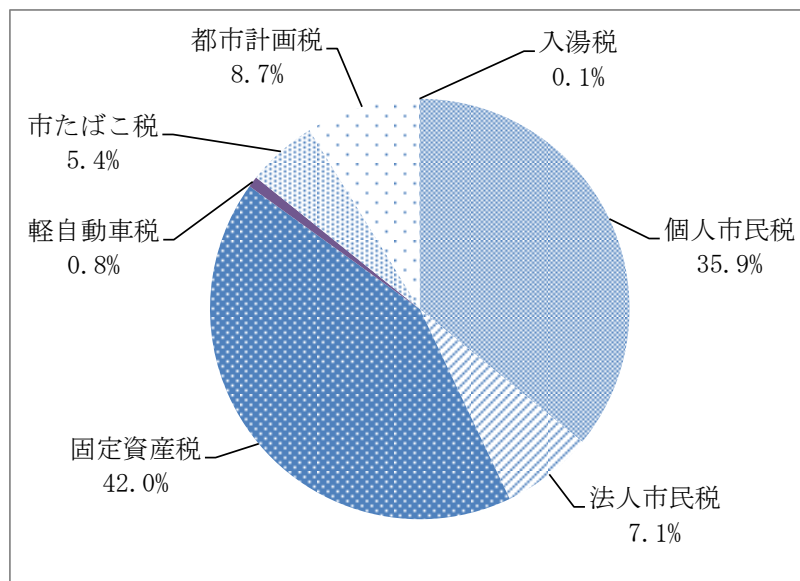
税目別市税収入額の推移及び平成 28 年度の税目別構成割合は次のとおりである。

【税目別市税収入額の推移】



(出所：市提供資料より監査人作成)

【平成 28 年度の税目別構成割合】



(出所：市提供資料より監査人作成)

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて法人市民税が 3,159 百万円から 2,699 百万円へと約 460 百万円減少しているが、これは前述のとおり、税制改正に伴い、法人市民税法人税割の税率が 14.7%から 12.1%に引き下げられたことによる影響が大きい。

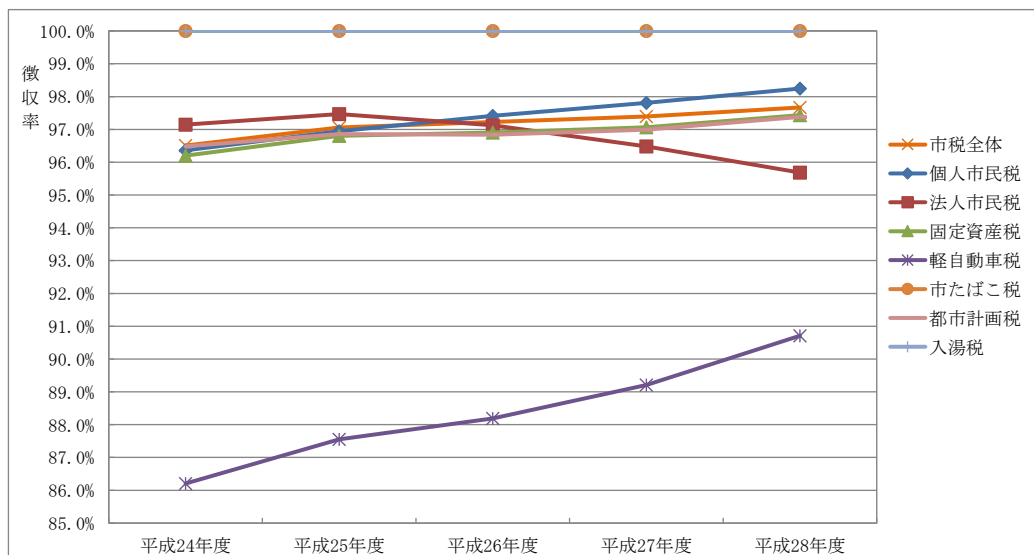
また、平成 28 年度における税目別構成割合は、個人市民税 35.9%、法人市民税 7.1%、固定資産税 42.0%、軽自動車税 0.8%、市たばこ税 5.4%、都市計画税 8.7%、入湯税 0.1%である。

(2) 市税徴収率及び収入未済額の推移

①市税徴収率の推移

税目別の徴収率（注）と市税全体の徴収率の推移は次のとおりである。

【税目別及び市税全体の徴収率の推移】



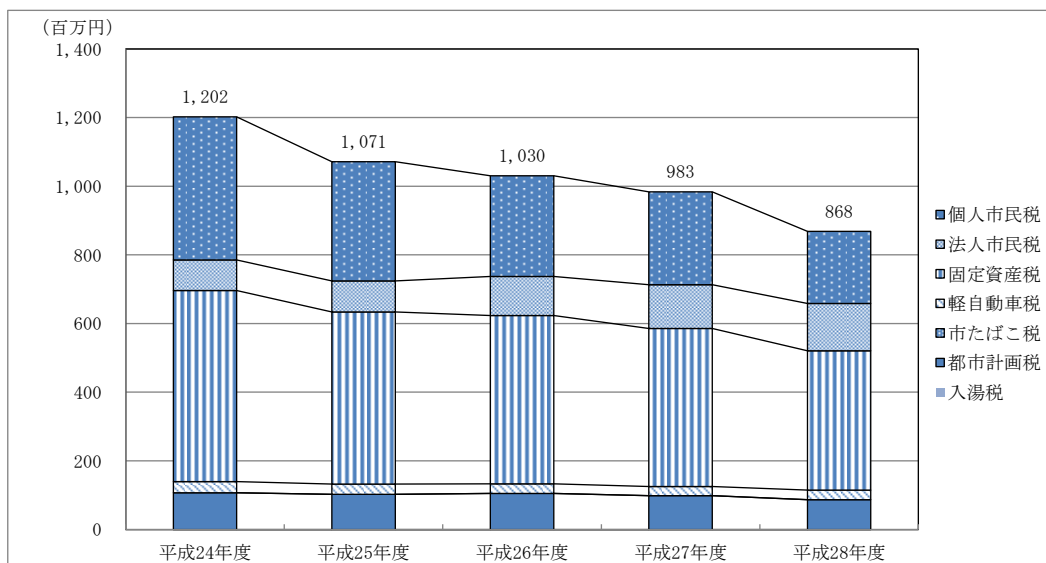
（出所：市提供資料より監査人作成）

市税全体の徴収率は、平成24年度の96.5%から緩やかに上昇しており、平成28年度では97.7%まで改善している。（注）徴収率＝収入額÷調定額×100%として算定される。

②翌年度への繰越額の推移

税目別収入未済額の推移は次のとおりである。

【税目別収入未済額の推移】



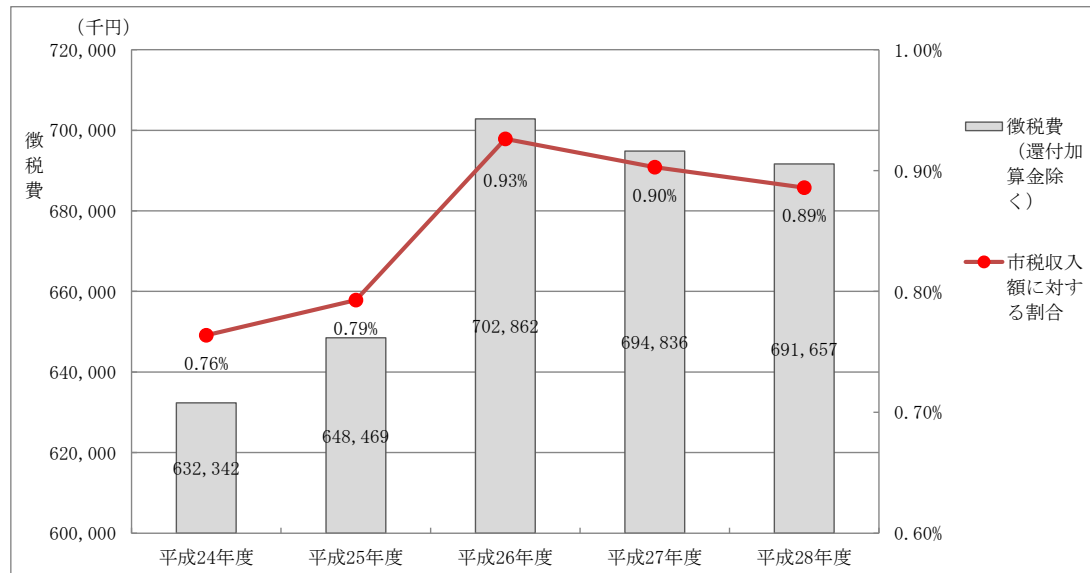
（出所：市提供資料より監査人作成）

翌年度繰越収入未済額についても、平成24年度は1,202百万円であったが、毎年総額が減少し続けており、平成28年度は868百万円となっている。

(3) 徴税費の推移

徴税費（還付加算金を除く）とその額から府税徴収交付金を差し引いた額の市税収入額に対する割合の推移は次のとおりである。

【徴税費（還付加算金を除く）とその額から府税徴収交付金を差し引いた額の市税収入額に対する割合の推移】



(出所：市提供資料より監査人作成)

還付加算金を除く物件費については、平成26年度以降大きく増加している。これは、システム変更に伴うシステム保守料が増加したこと等が要因である。

徴税費（還付加算金を除く）から府税徴収交付金を差し引いた額の市税収入額に対する割合は、平成28年度は0.89%である。

【徴税費等の推移】

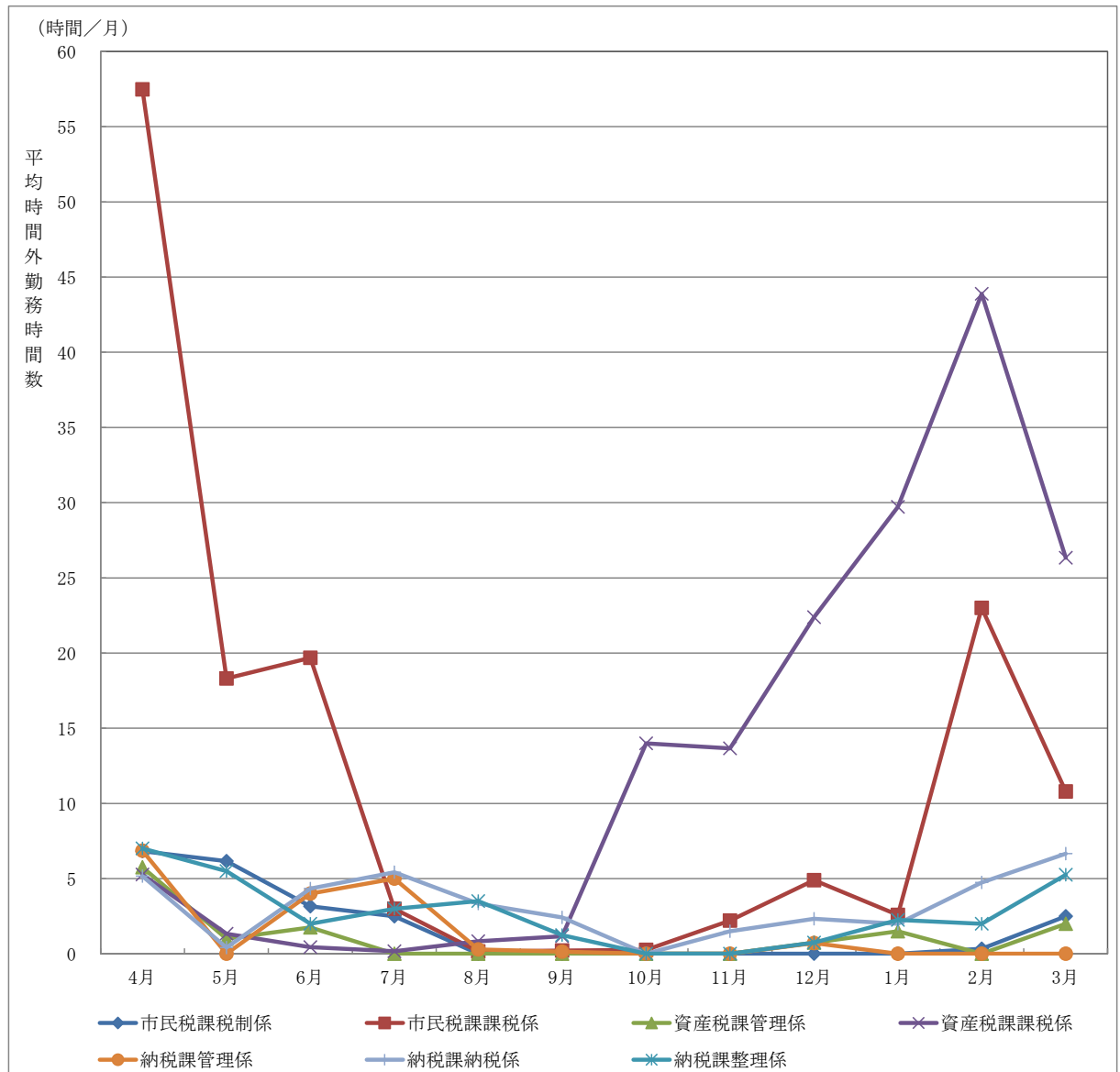
(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市 税 収 入 額	38,033,326	38,460,767	38,594,479	38,590,697	38,239,908
徴 税 費 (還 付 加 算 金 除 く)	632,342	648,469	702,862	694,836	691,657
人 件 費	474,305	465,994	489,535	482,190	481,561
物 件 費 (還 付 加 算 金 除 く)	158,037	182,475	213,327	212,646	210,096
府 税 徴 収 交 付 金 (納 税 義 務 者 に 対 す る も の) ②	341,840	343,551	345,379	346,412	352,905
③ (① - ②)	290,502	304,918	357,483	348,424	338,752
市税収入額に対する③の割合	0.76%	0.79%	0.93%	0.90%	0.89%

(出所：市提供資料より監査人作成)

平成 28 年度における市税 3 課別職員の 1 人あたり平均時間外勤務時間数の月別推移は次のとおりである。

【市税 3 課別職員の 1 人あたり平均時間外勤務時間数の月別推移】



(出所：市提供資料より監査人作成)

市税 3 課別職員の 1 人あたり平均時間外勤務時間数でみると、市民税課課税係及び資産税課課税係が突出して多くなっている。

市民税課課税係では、個人市民税の当初課税事務が 2 月から 5 月頃に集中し、特に 4 月は最繁忙となることから、時間外勤務時間数が突出している。

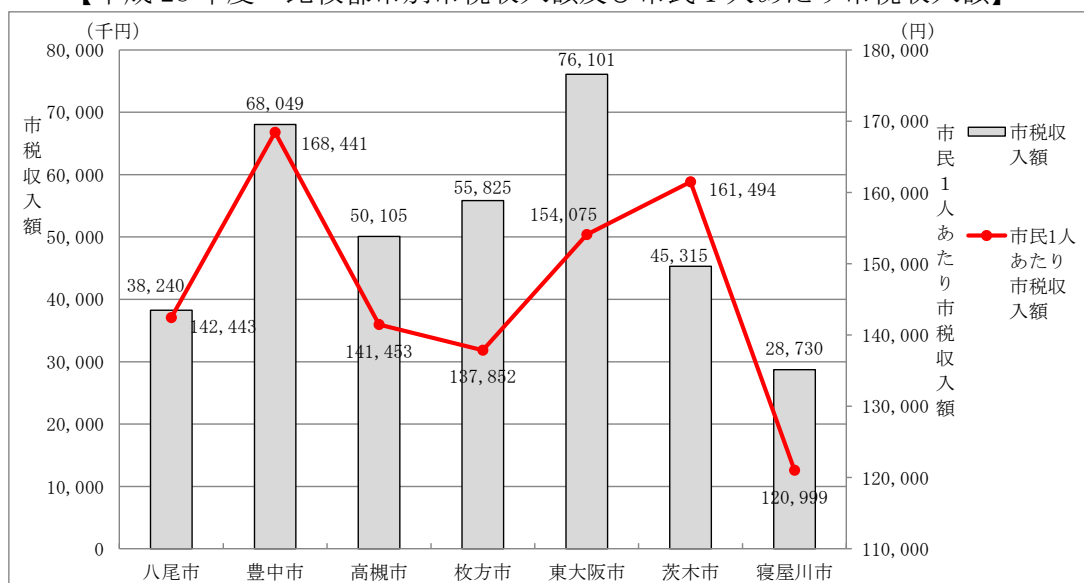
また、資産税課課税係では、固定資産税の賦課期日が 1 月 1 日であり、土地・家屋の調査及び評価・課税事務が 10 月から 3 月頃に集中する。また、償却資産の申告書提出期限が毎年 1 月 31 日となっており、申告書の内容確認や入力事務が 1 月から 3 月頃に集中することから、時間外勤務時間数が突出している。

2. 他都市との比較

平成 28 年度の市税収入額を他都市と比較すると次のとおりである。なお、比較対象都市については、市が平成 30 年度から中核市となることを鑑みて、大阪府下の中核市（豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市）及び大阪府下で市に人口規模で類似する特例市（茨木市、寝屋川市）を対象とした。

市の人口は比較 7 都市中 6 番目であるが、市税収入額も比較 7 都市中 6 番目と人口に比例している。一方で、市民 1 人あたり市税収入額で見た場合は、比較 7 都市中 4 番目となっており、人口に対しては多くの市税収入額を計上できていることが窺える。なお、比較対象都市のうち、中核市 4 市については、人口が 30 万人超のため市税収入額に事業所税が含まれている。

【平成 28 年度 比較都市別市税収入額及び市民 1 人あたり市税収入額】



(出所：総務省統計局ホームページより監査人作成)

なお、比較対象都市の人口（平成 29 年 1 月 1 日現在）は次のとおりである。

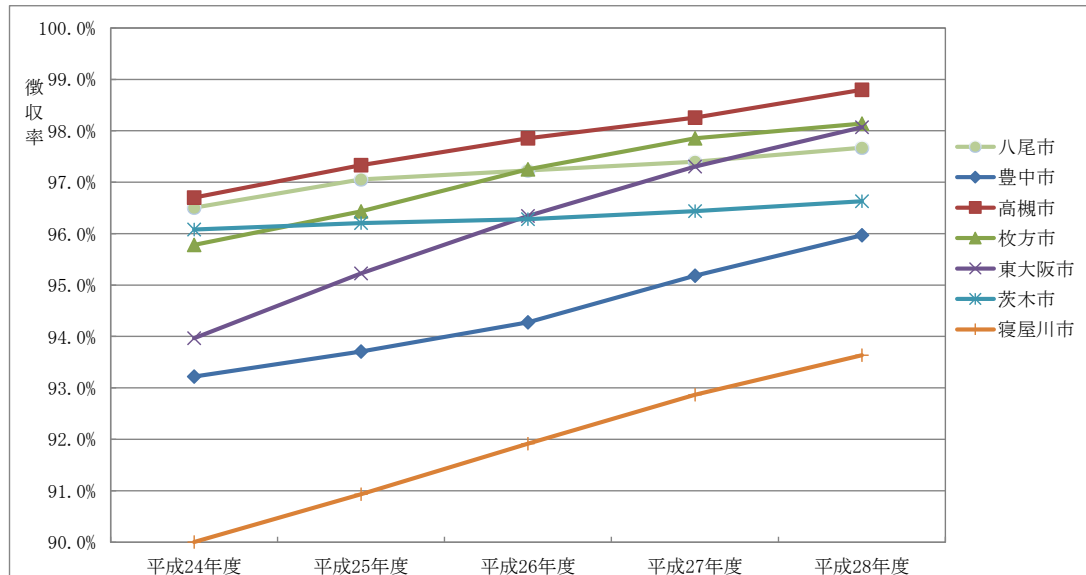
(単位：人)

八尾市	豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市	茨木市	寝屋川市
268,457	403,991	354,216	404,963	493,922	280,601	237,441

(出所：住民基本台帳（平成 29 年 1 月 1 日現在）)

また、比較7都市の徴収率の推移は次のとおりであり、市の市税徴収率は、平成24年度は比較7都市中2番目（96.5%）であり、平成28年度は比較7都市中4番目（97.7%）となっている。比較7都市の平均（97.0%）は上回っているものの、他都市と比較すると経年での徴収率の伸びの鈍化が見受けられる。

【比較7都市別の市税徴収率の推移】



（出所：総務省統計局ホームページより監査人作成）

なお、参考までに、平成28年度の市の市税徴収率が比較7都市の中で最も高い高槻市の徴収率（98.8%）と同水準であったと仮定した場合には、市税収入額に与える影響額は421百万円（注）と試算される。

（注）平成28年度の高槻市の徴収率 98.8%、市の徴収率 97.7%をもとに、次の計算式により算定した。

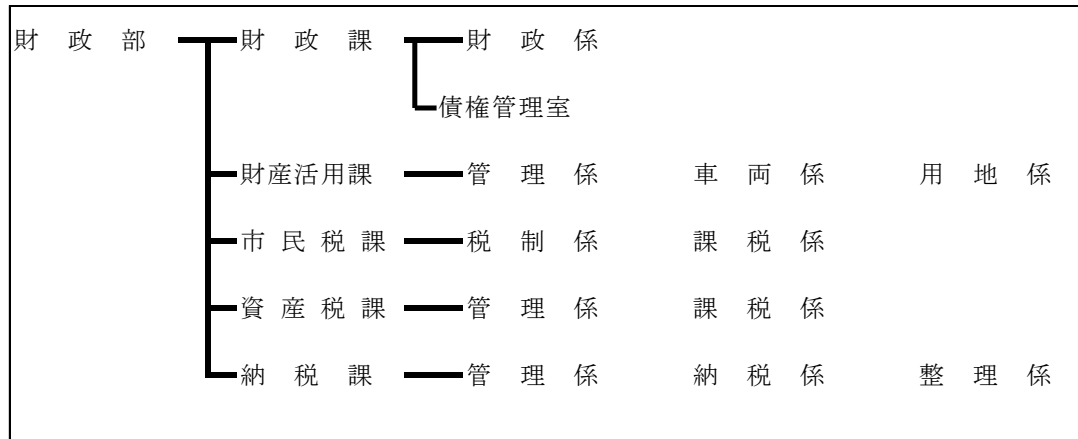
$$\text{市の市税収入額} (38,240 \text{ 百万円}) \times (98.8\% - 97.7\%) = 421 \text{ 百万円}$$

【２】組織について

１．八尾市の税務組織

八尾市財政部の組織は次のとおりである。

【八尾市財政部の組織図】



また、市税３課の事務分掌は次のとおりとなっている。

【市税３課の事務分掌】

区分	係	事務分掌
市民税課	税制係	(１) 税務の企画、統計、調査及び研修に関すること。 (２) 市たばこ税、軽自動車税、法人市民税及び入湯税の賦課及び逋脱に関すること。 (３) 市税等についての諸証明に関すること。
	課税係	(１) 市民税及び府民税（法人市民税を除く。以下「市民税等」という。）の賦課に関すること。 (２) 市民税等の調査及び賦課資料の作成に関すること。 (３) 市民税等の逋脱に関すること。 (４) 市民税等に係る異議、減免及び訴訟の処理に関すること。 (５) 市民税等の賦課に係る証明に関すること。 (６) 市民税等に係る統計に関すること。
資産税課	管理係	(１) 固定資産課税台帳登録事項等に係る証明及び閲覧に関すること。 (２) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (３) 固定資産税に係る統計及び照会に関すること。 (４) 住宅用家屋の証明に関すること。
	課税係	(１) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (２) 土地、家屋及び償却資産に係る調査及び評価に関すること。 (３) 固定資産土地課税台帳等の整備保管に関すること。 (４) 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。 (５) 固定資産評価員に関すること。 (６) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に係る異議、減免及び訴訟の処理に関すること。

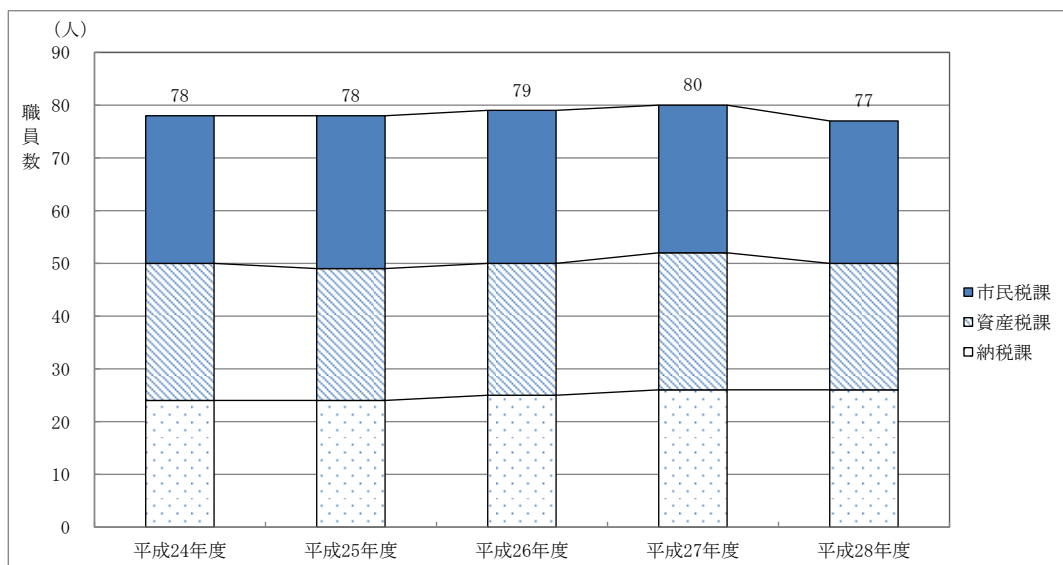
区分	係	事務分掌
納税課	管理係	(1) 市税等の徴収簿の保管に関する事。 (2) 市税等の徴収金の消込みに関する事。 (3) 市税等の収入統計に関する事。 (4) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事。 (5) 納税証明に関する事。 (6) 市税の口座振替に関する事。 (7) 市税等の有価証券による納付又は納入の受託及びその証券の取立ての再委託に関する事。
	納税係	(1) 市税等の納税指導及び納税相談に関する事。 (2) 市税等の滞納処分に係る差押え又は交付要求に関する事。 (3) 市税等の徴収猶予及び繰上徴収に関する事。 (4) 市税等の滞納処分執行停止及び不納欠損処分に関する事。 (5) 市税等の督促状及び催告書の発行に関する事。 (6) 市税等の徴収金の徴収嘱託及び受託に関する事。
	整理係	(1) 差押財産の公売処分及び換価の猶予に関する事。 (2) 市税等の滞納処分に係る異審申立て及び訴訟の処理に関する事。 (3) 滞納処分に係る差押え後の事案及び交付要求後の事案の処理に関する事。 (4) 市税等の滞納処分執行停止及び不納欠損処分に関する事。

2. 人員体制の推移

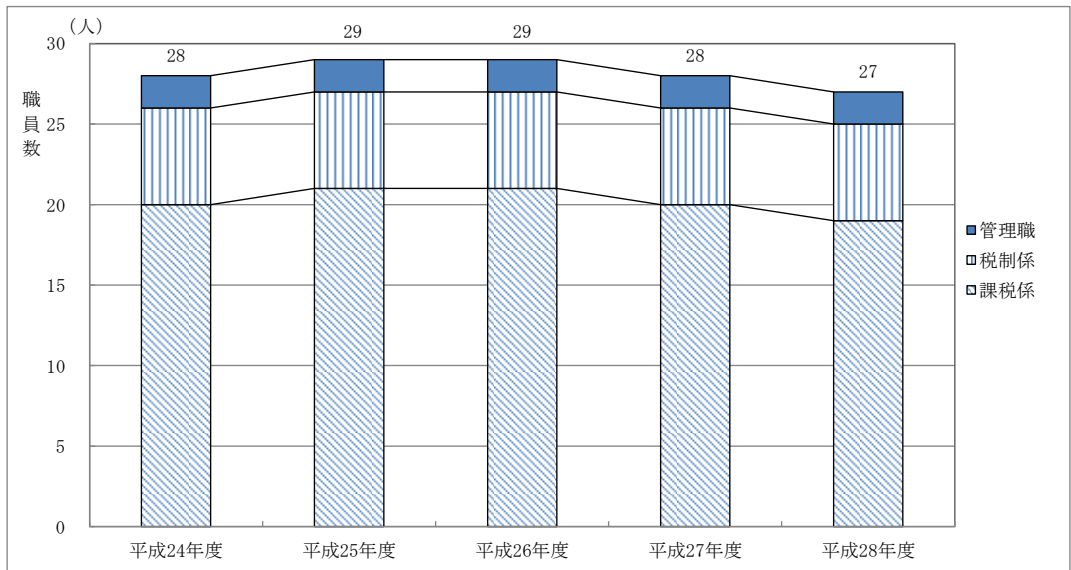
市税3課の職員数の推移は次のとおりである。

なお、職員数は正規職員（任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員を含む。）としている。

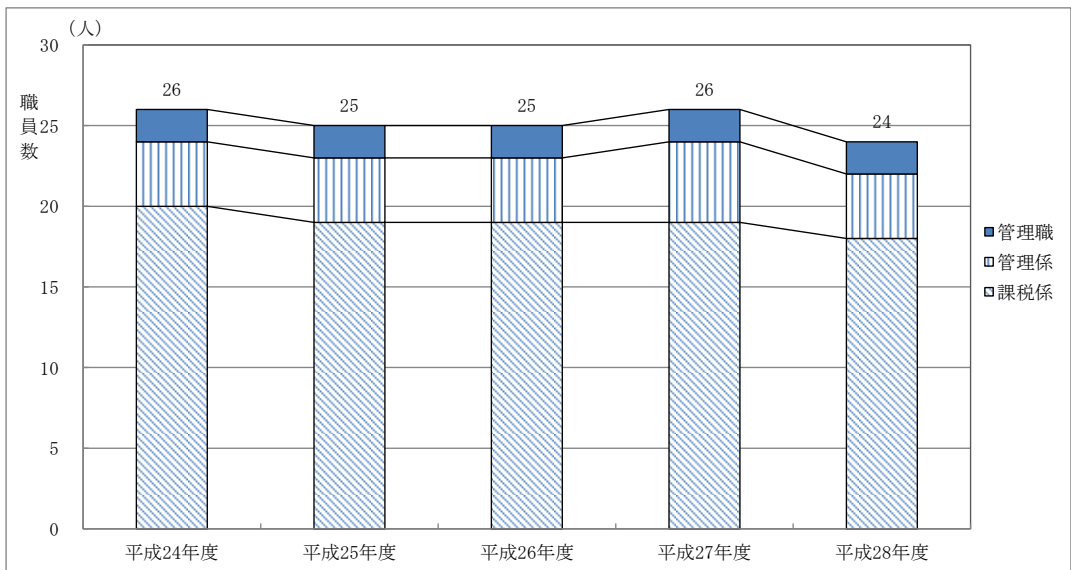
【市税3課の職員数の推移】



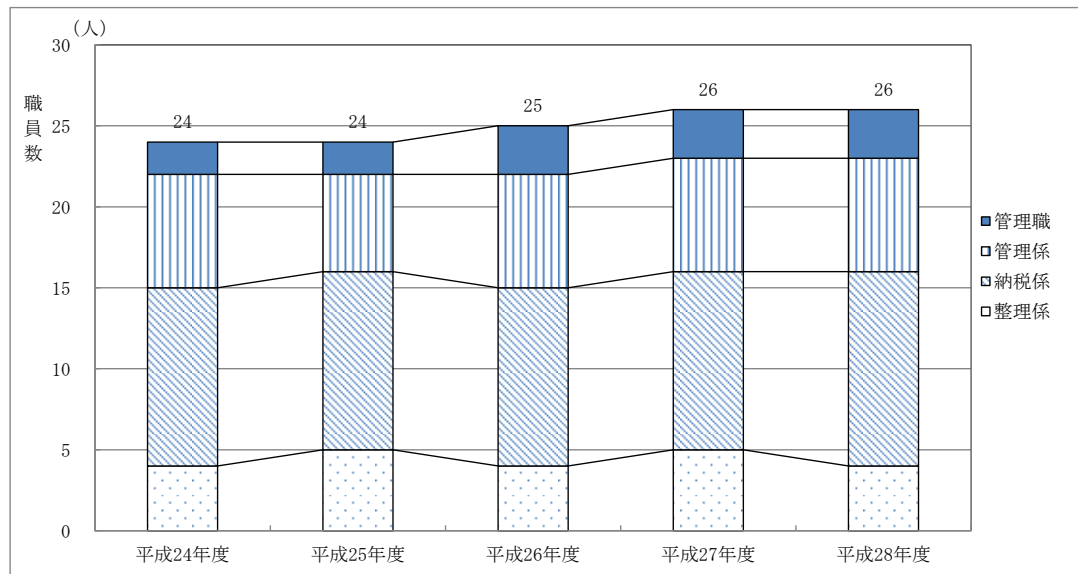
【市民税課の職員数の推移】



【資産税課の職員数の推移】



【納税課の職員数の推移】



(出所：市提供資料より監査人作成)

【3】市税収入確保のための課税客体の捕捉調査

財政部では、部内横断的組織として、平成 28 年度から市税収入確保等に係るプロジェクトチームを設置している。これは、将来にわたり持続可能な行財政運営を維持していくために、市の収入の根幹である市税収入を安定的に確保するとともに、課税の公平性の観点から課税客体の捕捉を強化し、また、効率的かつ効果的に調査・賦課等を実施すること等を目的としたものである。

1. 課税客体の捕捉調査に係る実施計画

平成 28 年度における市税収入確保のための課税客体の捕捉調査に係る実施計画は次のとおりであり、個人市民税、法人市民税及び固定資産税について計画されている。

■平成 28 年度実施予定の課税客体捕捉調査

〔個人市民税〕

従前から行っている扶養調査、寡婦調査、事業所への給与支払報告書（以下「給報」という。）照会、シルバー配分金調査や催告（二次）申告などの取り組みに加え、庁内連携・部内協力のもと新たに調査を拡大実施していく。

新たな取り組みとしては、申告義務があるにも関わらず申告書を提出していない未申告者に対して、申告指導を徹底していく必要があることから、催告申告実施後に未申告者への訪問調査を集中的に実施していくとともに、給報の提出義務があるにも関わらず給報を提出していない事業所をさらに精査し、当該事業所に対して給報提出の督促を行っていく。なお、給報提出に係る事業所等への実地調査には、必要に応じて法人市民税及び償却資産に係る調査と合同で実施することが効率的と考えられるため、互いに調整・連携しながら進めていく。

また、国税資料である法定調書等の全件調査などマイナンバー（個人番号）連携により調査を進めていく方が効率的であると考えられる調査項目については、システムの整備完了次第、随時実施していくものとする。

〔法人市民税〕

従前からの国税資料、他税目情報（法人府民税、個人市民税〔特徴事業者〕）、固定資産税〔償却資産〕、電話帳、求人広告、インターネット広告等をもとにした調査、大規模商業施設のテナント調査等を部内連携のもと拡大しながら引き続き実施していく。

新たな取り組みとしては、国税庁法人データ（法人番号）や保健所が保有する事業所（店舗）情報を活用しながら、調査対象をリストアップし、部内連携のもと実地調査等を行う。

なお、法人市民税に係る調査は、主に事業所を対象にすることから、必要に応じて償却資産並びに個人市民税（給報提出の確認調査）に係る調査と合同で実施することが効率的と考えられるため、互いに調整・連携しながら調査を進めていく。

[固定資産税（土地）]

固定資産税（土地）については、登記簿の地積に基づき課税しているため、新たな課税捕捉としては基本的に僅少と考えられるが、課税の適正化の観点から、用途変更等により現行の課税状況と異なる土地に対する現況確認が必要と考えられる項目（公益法人等の非課税用途土地、住宅用地、農地、一体画地、道路非課税）について調査を進めていく。

なお、これら調査項目について、評価替え年度以外の変更ができないもの（調査の実施は随時可能）や、他の法令（農地法、都市計画法など）との調整が必要なもの、また、税担当課単独で実施ができないものもあるため、平成 29 年度以降に向けて、今年度は関係課との協議、関係法令との調整、内規の制定準備等を進めていく。

[固定資産税（家屋）]

地図情報システムによる航空写真を活用し、変更のあったと考えられる箇所について重点的に現地調査を行うとともに、既存家屋の課税状況と現況の違いを調査し、未課税分を特定し課税を行うことにより増収につなげていく。ただし、既存家屋の調査に関しては、対象が 97,000 棟と膨大となるので、複数年継続して実施していくことになり、同じような作業となる調査項目を同時に実施していくことにより効率的に調査を進めていく。

[固定資産税（償却資産）]

従前からの国税資料、他税目情報（法人市民税、法人府民税）等をもとにした調査等を部内連携のもと拡大しながら引き続き実施していく。なお、償却資産に係る調査は、事業用資産を対象としていることから、必要に応じて法人市民税並びに個人市民税（給報提出の確認調査）に係る調査と合同で実施することが効率的と考えられるため、互いに調整・連携しながら調査を進めていくとともに、調査による税收効果を高めるため、免税点を超える償却資産を有していると想定される新設大型事業所等に対して重点的に調査を進めていく。

（出所：「平成 28 年度市税収入確保のための課税客体の捕捉調査に係る実施計画」
より抜粋）

2. 課税客体の捕捉調査に係る実施結果

前述 1. の計画に従い、実施した捕捉調査方法、調査件数及び課税件数、並びに調査結果による税目ごとの課税額は次のとおりであり、一定の効果が表れていることが窺える。

■平成 28 年度に実施した課税客体捕捉調査

〔個人市民税〕

調査方法	調査件数	課税件数
二次申告送付対象者で未申告者への訪問調査	104 件	21 件
市申に添付された源泉徴収票の発行元への給報督促	301 件	21 件
現年給報提出ありで前年給報提出なし事業所への給報督促	180 件	119 件
退職申告ありで給報未提出事業所への給報督促	343 件	0 件
照会文書未回答者への再照会	64 件	15 件
市申に記載された勤務先への給報督促	347 件	85 件
無職・無収入の市申提出者への訪問調査	55 件	0 件
従業員数が一定以上の給報未提出事業所への給報督促	59 件	0 件
配特記載の合計所得と本人所得が不一致の場合に市申送付	104 件	31 件
給報照会	538 件	305 件
課税照会	157 件	104 件
シルバー配分金調査	534 件	309 件
法定資料調査	8,408 件	250 件
異動届調査	34 件	30 件
催告（二次）申告	3,864 件	1,119 件
扶養調査	3,725 件	956 件
扶養重複調査	539 件	199 件
寡婦調査	277 件	44 件
同居老人調査	184 件	68 件

〔法人市民税〕

調査方法	調査件数	課税件数
国税庁法人データ（法人番号）との突合	452 件	0 件
営業許可業者情報の活用	4 件	0 件
大型商業施設のテナント情報	31 件	0 件
新聞折込チラシの求人広告	8 件	4 件
電話帳掲載の法人	11 件	6 件
軽自動車税の法人登録	8 件	5 件
法人府民税・事業税資料の活用	3 件	1 件
指定管理者	2 件	1 件

〔固定資産税（家屋）〕

調査方法	調査件数	課税件数
経年異動判読	41 件	41 件
立体駐車場の課税	1 件	1 件
法人立入調査	1 件	0 件
改築物件の捕捉	3 件	3 件

〔固定資産税（償却資産）〕

調査方法	調査件数	課税件数
固定資産税家屋担当との合同調査	20 件	12 件
国、大阪府、庁内との連携	1,247 件	33 件
法人市民税との合同調査	(484件)	—

■課税客体捕捉調査における課税額

	調査件数	課税件数	課 税 金 額
個 人 市 民 税	19,817 件	3,676 件	50,367,820 円
法 人 市 民 税	519 件	17 件	1,865,600 円
固定資産税（家屋）	46 件	45 件	3,429,917 円
固定資産税（償却資産）	1,267 件	45 件	12,313,958 円
合 計	21,649 件	3,783 件	67,977,295 円
平成 28 年度合計 （平成 29 年度反映分除く）	20,382 件	3,738 件	55,663,337 円

←平成 29
年度以降反
映分含む

（出所：「平成 28 年度市税収入確保のための課税客体の捕捉調査に係る報告」より
抜粋、一部監査人加工）

【4】市税事務の流れ

市税の事務は、その進捗によって、「申告受付・賦課課税」、「収納」、「滞納整理」の三段階に分けられる。

1. 申告受付・賦課課税事務

賦課課税事務とは、法律あるいは条例の規定に基づいて納税者が納付すべき税額を確定させる事務をいう。

賦課課税方式の税（個人市民税、固定資産税、都市計画税等）については、課税資料の収集や調査、評価、課税標準の決定、課税台帳の整備、税額の決定、納税の告知等を行う。

申告納税方式の税（法人市民税等）については、納付すべき税額を納税義務者の申告により確定し、申告書の受付・審査等を行う。

2. 収納事務

市税の納付後の収納状況の管理、小切手、手形等の有価証券による納付・納入の受託、市税の口座振替事務、過誤納金の還付・充当、納税証明書の発行、予算の管理・執行及び庶務全般等を行う。

3. 滞納整理事務

滞納整理とは、納税者等が納期限までに市税を納付しない時に行われる一連の事務処理を総称するものであり、具体的には督促、催告、滞納処分、猶予及び滞納処分の執行停止等がある。

第3 監査の結果及び意見（総括）

【1】監査の結果及び意見の一覧表

1. 監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱いは、監査の「結果」と「意見」に区分している。

監査の「結果」（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）とは、「事務の執行」における合规性（適法性と正当性）の観点からは是正・改善を求めるものである。監査の「意見」（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）とは、監査の「結果」には該当しないが、合理性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

<監査の結果及び意見の項目一覧>

本年度の包括外部監査に係る指摘については、P. 28 以降の「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、各税目及び収納管理・滞納整理事務ごとにまとめているが、本章においては、それぞれの指摘事項を事務の性質ごとに次の一覧に整理した上で、質的に重要と思われる事項（○印を付したもの）を取り上げている。

指摘事項	結果 意見	第4 監査の結果及び意見（各論）の 記載箇所	該当 ページ
【課税事務について】			
税収確保の検討について	意見⑤	【2】法人市民税 7.（3）	49
地図情報システムに係る委託業者選定について	意見⑦	【3】固定資産税・都市計画税 7.（1）	62
課税誤りのデータ化、一覧化について	意見⑧ ○	【3】固定資産税・都市計画税 7.（2）	63
償却資産に係る申告書の賦課期日前提出について	結果②	【3】固定資産税・都市計画税 7.（4）	63
e L T A X と償却資産に係る固定資産税システムの連携について	意見⑪	【3】固定資産税・都市計画税 7.（6）	64
【課税調査事務について】			
申告書発送停止者への対応について	意見①	【1】個人市民税 7.（1）	38
個人市民税の未申告者への申告指導方法とその後のフォローアップについて	意見② ○	【1】個人市民税 7.（2）	38
法人市民税の申告書未提出法人への対応とその後のフォローアップについて	意見④ ○	【2】法人市民税 7.（2）	49
法人市民税申告書上の従業者数の調査について	意見⑥	【2】法人市民税 7.（4）	52
償却資産に係る申告書の提出期限後の提出について	意見⑨	【3】固定資産税・都市計画税 7.（3）	63
償却資産に係る実地調査の充実について	意見⑩ ○	【3】固定資産税・都市計画税 7.（5）	64
税務署保有情報の閲覧方法の効率化について	意見⑫	【3】固定資産税・都市計画税 7.（7）	66
【減免・非課税事務について】			
減免要件の対象範囲について	意見③ ○	【1】個人市民税 7.（3）	39
減免申請書への明確な根拠の記載について	結果① ○	【2】法人市民税 7.（1）	48
公衆浴場に係る固定資産税の減免について	意見⑬ ○	【3】固定資産税・都市計画税 7.（8）	66
【滞納整理事務について】			
滞納整理事務における過去事例等の蓄積について	意見⑭	【8】滞納整理事務 5.（1）	95
経過記録の保管について	意見⑮	【8】滞納整理事務 5.（2）	96
決算書の確認について	意見⑯	【8】滞納整理事務 5.（3）	96
状況に応じた納税交渉の実施の判断について	意見⑰	【8】滞納整理事務 5.（4）	97
分納期間の短縮化について	意見⑱	【8】滞納整理事務 5.（5）	97
滞納者の状況把握の徹底について	意見⑲	【8】滞納整理事務 5.（6）	98
執行停止後の資力回復の確認方法等の明文化について	意見⑳	【8】滞納整理事務 5.（7）	99
【延滞金について】			
延滞金減免時の事実関係の把握について	結果③ ○	【8】滞納整理事務 5.（8）	99
未納延滞金の徴収促進に向けた把握について	意見㉑	【8】滞納整理事務 5.（9）	99
結果		3 項目	
意見		21 項目	

【2】各所管課に対する主たる監査の結果及び意見

1. 課税事務について

(1) 課税誤りのデータ化、一覧化について（意見⑧）

現状、家屋担当、土地担当、償却資産担当のそれぞれで生じた課税誤りについては、課内での打合せにおいて、事例として各担当者間で共有し、注意を促すことで再発防止を図っている。しかしながら、そうした課税誤りの事例は、課内においていつでも閲覧できるように形でデータ化、一覧化して蓄積されている訳ではない。

課税誤りは、市民の税務行政に対する信頼を損なうことにつながるため、本来、あってはならないことであり、職員の異動により担当者が変わった場合でも同じ誤りを出さないようにしなければならない。この点、過去に生じた課税誤りの状況について、漠然と要因を把握しているだけでは、再発防止に向けて的確な対応を図ることはできない。過去の課税誤りの事例はデータとして蓄積・分析し、誤りやすい要因についての気づきを得られるようにしておけば、担当者の異動があっても実務上の留意点が継承され、課税誤りの防止に役立つこととなる。

したがって、課税誤りの状況について、年度別に発生件数や状況、要因や対策を一覧化、データ化することを検討されたい。

2. 課税調査事務について

(1) 個人市民税の未申告者への申告指導方法とその後のフォローアップについて（意見②）

個人市民税にかかる未申告者に対しては、催告申告を行い、それでもなお未申告の場合には、個別訪問による申告指導を行っており、その結果については「訪問調査管理表」にて管理している。

訪問調査管理表の「交付方法」欄には未申告者に対する申告書の交付方法が記載されているほか、「備考」欄には訪問状況等が記載されているが、担当者によって記載内容・水準に乖離があり、例えば、備考欄が空欄となっており、何をもってその交付方法としたのかが不明なものが見受けられた。

訪問調査は平成 28 年度から強化して実施しているとのことであるが、担当者によるバラつきなく、必要な情報を漏れなく把握できるよう、訪問調査管理表の記載様式、記載内容を見直すことが望まれる。

また、訪問調査管理表を閲覧すると、「不在」と記載されていたものが多く、この点、訪問時間や未申告者への事前連絡等、訪問方法を工夫すべき余地があると考えられる。

さらに、「交付方法」が「投函」となっている未申告者については、投函後のフォローアップ（一定期間内に申告書が提出されなかった場合の再訪問等）を実施し始めたところであり、その実施方法等について工夫すべき余地があると考えられる。

課税の公平性や課税漏れを防止する観点から、市としても相当の労力を駆使して未申告者への申告指導を実施しているところであるが、その効果を最大限に発揮するためにも、訪問調査にあたっては未申告者に事前連絡を取って在宅している時間や曜日に訪問すること、その後のフォローアップをどのようにしていくか等について具体的な対策を講じることを検討されたい。

(2) 法人市民税の申告書未提出法人への対応とその後のフォローアップについて（意見④）

法人市民税は、対象法人が事業年度末から2か月以内に確定申告書を提出し、法人税割額及び均等割額を合計した金額を納付することとなっている。

今回、法人市民税に係る申告書綴りについて、サンプル検証を実施したところ、当該年度の申告について、事業年度末から2か月を超えて提出されている事例が発見された。これについて、市の担当者に質問したところ、「法人市民税の申告書未提出法人に対しては、現状、課税客体の捕捉調査の項目として、1年に1度、申告書提出の督促を行っている。」とのことであった。

しかし、より早期に課税客体を捕捉するため、未申告法人に申告書を提出し納税してもらえるようにフォローアップを行っていくことが、未申告法人への納税意識を高めること、ひいては課税漏れを防止することにつながるものと考えられる。

課税の公平性や課税漏れの防止という観点から、未申告法人へのフォローアップ頻度を高めることを検討されたい。

(3) 償却資産に係る実地調査の充実について（意見⑩）

地方税法第408条に基づく実地調査について、市においては固定資産税のうち土地・家屋を主要な対象として実施している。具体的には、土地については、毎年度実地調査を行い、用途変更がないかどうか等について確かめている。また、家屋については、市内において家屋が新築された場合に立入調査を実施しており、新築後の家屋についても、地図情報システムによる航空写真を活用した調査では判別しづらい大規模な敷地を有する事業者を対象として、任意で毎年2～3件立入調査を実施し、継続的に増築等の状況変化がないかどうかについて確かめている。さらに、大規模事業者以外の一般家屋等についても、毎年度実地調査を行い、増築や非課税用途変更の有無等がないかどうかについて確かめている。

一方、償却資産については、新築家屋の立入調査と大規模事業者に対する家屋調査の際に担当者が随行し、家屋に係る立入調査と合わせて実施している。しかし、大規模事業者以外の事業者については、新築後の立入調査を行っていないため、新築後の各年度において申告内容と実際の償却資産の所有状況に相違があったとしても確かめることが出来ない状況にある。

償却資産は、一般に家屋に比べてライフサイクルが短く、比較的増減が生じやすいという特徴がある。加えて、所有者からの申告に基づいて課税が行われるという特徴があることから、申告が漏れなく確実に行われており、かつ、申告内容が正確であることを確かめることが重要となる。この点、現状では、大規模事業者以外の事業者について、償却資産の増減があったとしても申告が漏れなく正確に行われているかを確かめる術がないため、申告された内容をそのまま受理せざるを得ない。

したがって、課税漏れや課税誤りを防止する観点で八尾市行財政改革行動計画（平成28年度～平成32年度）でも課税客体の捕捉強化として掲げられていることに鑑み、家屋を新築した事業者及び大規模事業者以外に立入調査の対象を拡げることが望ましい。それに

よって、申告内容に漏れや間違いが発見された場合には、税額の変更を行い、過年度から申告すべきであった資産が発見された場合には、遡って課税を行うこととなる。

このように、立入調査の対象を拡げることによって、未申告・過少申告事業者を牽制し、市内における適正申告の風土を醸成することが望まれる。

3. 減免・非課税事務について

(1) 減免要件の対象範囲について（意見③）

個人市民税の減免を受けるためには、個人市民税減免申請書を提出し、市から認められる必要がある。減免対象者及び減免割合は「八尾市市税条例」にて次のように定められている。

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる者に対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免することができる。（中略）

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている者 免除

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条に規定する基本手当の受給資格を有する者及びこれに準ずる者。以下この号において同じ。）及び当該年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少した者であって失業者でないもの 次に掲げる表の左欄に定める家族数（本人、当該年度において認められている控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をいう。以下同表において同じ。）及び中欄に定める前年の合計所得金額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める減免率

（中略）

(3) 障害者、未成年者、年齢65歳以上の者、寡婦及び寡夫で、前年の合計所得金額が1,500,000円以下のもの 5割減

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学生又は生徒

ア 前年の合計所得金額が620,000円以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が690,000円以下の者 5割減

(5) 均等割の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の合計所得金額が750,000円以下の者 5割減

(6) 雇主の家に同居する者若しくは寄宿舍に合宿する者で、前年の合計所得金額が690,000円以下の者 5割減

（中略）

5 第1項及び前項に定めるもののほか、公益上その他特別の事由により、市長が特に必要と認めるときは、市民税を減免することができる。

（出所：「八尾市市税条例」より抜粋）

また、八尾市市税条例第 44 条第 5 項については、別途、八尾市市税条例施行規則において次のように詳細が定められている。

第 6 条 条例第 44 条第 5 項の規定による市民税の減免は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める減免率により行う。

(中略)

(5) 市民税の納税義務者並びに控除対象配偶者及び扶養親族が、前年の合計所得金額のうち給与所得等の金額が当該合計所得金額の 2 分の 1 を超える者であって次に掲げる者であるものである場合 別表の左欄に定める家族数（本人及び当該年度において認められている扶養親族等の合計数をいう。以下同表において同じ。）及び同表の中欄に定める前年の合計所得金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める減免率

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条に規定する援助の受給対象となる学齢児童を扶養親族としている者

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条に規定する助産施設への入所の決定を受けた者及びその者を扶養親族等としている者

ウ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条第 1 項各号に掲げる措置を受けている者及びその者を扶養親族等としている者

エ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する支給要件児童を扶養親族としている者

オ 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園に通園する幼児を扶養親族とし、八尾市立幼稚園保育料等に関する条例（昭和 54 年八尾市条例第 6 号）第 4 条の規定による保育料等の減免を受けている者

(出所：「八尾市市税条例施行規則」より抜粋)

八尾市市税条例施行規則第 6 条第 1 項第 5 号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。

そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。

自治体	制定状況	自治体	制定状況	自治体	制定状況
大阪市	(注)	堺市	なし	池田市	なし
箕面市	なし	豊中市	なし	吹田市	なし
茨木市	なし	摂津市	なし	高槻市	なし
枚方市	なし	寝屋川市	なし	守口市	なし
門真市	なし	大東市	なし	四条畷市	(注)
交野市	なし	柏原市	あり	東大阪市	あり
松原市	なし	羽曳野市	なし	藤井寺市	なし
富田林市	なし	河内長野市	なし	大阪狭山市	なし
泉大津市	なし	和泉市	なし	高石市	なし
岸和田市	(注)	貝塚市	なし	泉佐野市	なし
泉南市	なし	阪南市	なし	島本町	(注)
豊能町	なし	能勢町	なし	忠岡町	(注)
熊取町	(注)	田尻町	なし	岬町	なし
太子町	(注)	河南町	(注)	千早赤坂村	(注)

(注) 条例中に「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」旨の記述があり、これに八尾市市税条例施行規則第6条第1項第5号に相当するものが含まれている可能性がある。
(出所：各自治体の税条例及び税条例施行規則より監査人作成)

当該減免事由は、関係法の制定趣旨及びその生活背景等からみて、担税力が希薄であることから40年以上前に規定されたとのことである。

確かに、就学支援への対応という形で市民税の減免を図ることは、子育て支援の一環という意味合いにおいて、現在の市の施策と合致している。一方で、個人市民税の減免の推移は、第4【1】4.(2)に記載のとおりであるが、近隣あるいは同規模自治体との件数や金額、割合に関する比較検討は近年行われていない。

自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。

上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。

(2) 減免申請書への明確な根拠の記載について (結果①)

法人市民税の減免を受けるためには、法人市民税減免申請書を提出し、市から認められる必要がある。減免対象法人は「八尾市市税条例」にて次のように定められている。

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる者に対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免することができる。

(中略)

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについて、市民税（法人税割を除く。）を当該各号の定めるところにより減免することができる。ただし、第1号から第5号までに掲げるものについては、当該法人が収益事業を営む場合を除く。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人 免除

(2) 地縁団体 免除

(3) 特定非営利活動法人 免除

(4) 前各号に掲げる者のほか公益事業を専ら行う第12条第1項第3号及び第4号のもの 免除

(5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合 5割減

5 第1項及び前項に定めるもののほか、公益上その他特別の事由により、市長が特に必要と認めるときは、市民税を減免することができる。

(出所：「八尾市市税条例」より抜粋)

平成28年度においては、79件、3,950千円が認められていた。それらの申請書を閲覧し、その内容又は認めた市の判断の状況について検討した。

その結果、一部の法人について、添付されている損益計算書（公益法人の場合は正味財産増減計算書、特定非営利活動法人の場合は活動計算書）から収益事業を営んでいるかのような勘定科目が散見されたため、市の担当者に質問を実施し、次の回答を得ている。

法人	質問内容	市からの回答
A	法人添付の「活動計算書」の経常収益項目に「物品の販売事業」が計上されているが、収益事業ではないのか。	法人税法では「継続して事業場を設けて行われるもの」（法人税法第2条第13項、法人税法施行令第5条第1号）を収益事業としているが、今回のケースはいわゆるバザーの収入であるため、継続性はなく、収益事業にはあたらない、と判断している。
B	法人添付の「特定非営利活動に係る事業会計収支計算書」の経常収入項目に「売上」が計上されているが、収益事業ではないのか。	同上

確かに、バザーでの収入については、年数回、催し会場等で開催されるのみで「継続して事業場を設けて行われるもの」には当たらないと考えられる。しかし、市から申請者に確認した内容が「法人市民税減免申請書」の「申請の理由」欄をはじめどこにも記載されておらず、また、添付の決算書にも記載されていなかった。現状では、一見、収益事業と考えられるような勘定科目及び金額が計上されているにもかかわらず何をもって減免申請を認めたのかが不明確であると言える。

減免申請を認めるにあたって、収益事業と思われる内容が含まれている場合には「法人

市民税減免申請書」あるいは添付の決算書にその内容と減免を認めるにあたっての根拠を明確に記載すべきである。

(3) 公衆浴場に係る固定資産税の減免について（意見⑬）

公衆浴場に係る固定資産税については、納税義務者の申請に基づき、3分の2（福祉入浴援助事業を行う公衆浴場施設であれば6分の5）に相当する額の減免が認められている（市税条例第75条第2項、市税条例施行規則第7条第2項第7号）。公衆浴場については、入浴料金が物価統制令により規制されていること、公衆衛生の向上への寄与が期待されていること等、その公共性に配慮して、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、国、市町村が公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずる必要があること、必要と認める場合には、助成その他必要な措置を講ずる必要がある旨が定められている。また、自治省（現総務省）から、平成10年4月1日付で、公衆浴場に係る固定資産税について、税額の3分の2を軽減することが適当である旨が通知されている。

市はこの通知をもとに平成10年に減免規定を改定したが、以降、現在まで当該規定について見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。

こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はあると考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。

4. 延滞金について

(1) 延滞金減免時の事実関係の把握について（結果⑬）

延滞金の減免にあたり、減免の要件を満たしているかどうかの事実関係が不明瞭なまま減免を認めた事案が1件発見された。

市では、地方税法第326条第4項等に沿って「事務処理要領 3. 延滞金減免要領」を定め、延滞金の減免事由をまとめている。当事案では、滞納者の子が病気であることから、「事務処理要領 3. 延滞金減免要領」第2条第2号「納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。」に該当するとして延滞金の減免を認めている。

しかし、実際には、延滞金減免の申請時点では滞納者と子は生計を一にしておらず、形式的には「事務処理要領 3. 延滞金減免要領」第2条第2項の要件を満たしていない。市としては、申請時点では子と生計を一にしていないものの、過去に子の病気のために借金をした経緯があるため、要件を満たしたものとして減免を認めたということであるが、これは滞納者の主張をそのまま採用しているものであり、本当に子の病気のための借金があったかどうか等の事実関係までは調査されていない。

延滞金は期限内に納税している納税者との公平性を図るものであるため、減免するにあたっては要件を満たしているか事実関係を把握したうえで適切に判断する必要がある。

第4 監査の結果及び意見（各論）

【1】個人市民税

1. 個人市民税の概要

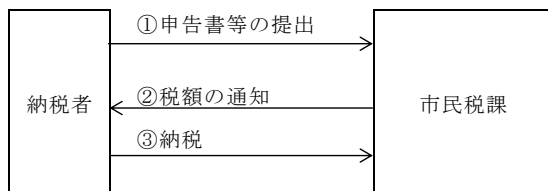
納税義務者	毎年1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。		
	納税義務者		納めるべき税額
			均等割額 所得割額
	市内に住所がある人		○ ○
	市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人		○ -
	1月1日以前に死亡した人には当該年度の個人市民税は課されない。一方、1月2日以降に市外へ転出した人は当該年度の個人市民税は転出前の市町村（八尾市）で課税される。		
非課税制度	以下の要件に該当する者は非課税とされる。		
	1. 均等割及び所得割が非課税		
	(1) 賦課期日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人		
	(2) 障がい者、未成年者、寡婦（寡夫）に該当する人のうち、前年中の合計所得金額(注1)が125万円以下の人		
	収入に換算すると次の表のとおりである。		
	給与収入のみの場合		年収2,043,999円以下
	公的年金等収入のみの場合	65歳未満の方	年収2,166,667円以下
		65歳以上の方	年収2,450,000円以下
	2. 均等割が非課税		
	(1) 前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の人		
	①控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合：		
	35万円×家族数（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋21万円		
	②控除対象配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合：35万円		
	3. 所得割が非課税		
	(1) 前年の総所得金額等(注2)の合計が、次の計算式で求めた金額以下の人		
	①控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合：		
	35万円×家族数（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族）＋32万円		
	②控除対象配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合：35万円		
	(注1)「合計所得金額」とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得（特別控除前）の金額、短期譲渡所得（特別控除前）の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額		
	(注2)「総所得金額等」とは、上記の合計所得金額に純損失又は雑損失の繰越控除、その他一定の損失の繰越控除の特例を受けている場合には、その適用後の金額		
税額の計算と税率	1. 計算方法(府民税も合わせて計算) (1) 個人市民税・府民税年税額 均等割額＋所得割額＝個人市府民税年税額		

	(2) 均等割額 市民税 3,500 円、府民税 1,800 円 (3) 所得割額 課税標準額（＝所得金額（前年の収入金額－必要経費・給与所得（公的年金等）控除額）－所得控除額の合計額）×税率－税額控除額等 2. 所得の種類 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得 3. 所得控除 納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害等による出費があるかどうか等、個人的事情を考慮するために所得金額から次の種類の金額が差し引かれる。 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除 4. 所得割額の税率（総合課税分） 市民税 6 %、府民税 4 % 5. 税額控除 算出した税額から一定の額を差し引くもので次の種類がある。 調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除、寄附金税額控除（ふるさと納税を含む）、外国税額控除
課税の特例	所得割額を計算する場合、原則としてすべての所得を合計して計算する（総合課税）。ただし、次のものについては、他の所得と区別して、分離して課税される特例が設けられている。 退職所得、山林所得、土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、先物取引にかかる雑所得等
申告	当該年度の 1 月 1 日現在、市内に住んでいる方、又は住んでいないが、市内に事務所や住居があった方のうち、次に該当する人は、原則として毎年 3 月 15 日までに住民税の申告が必要である。 - 給与・公的年金以外の所得があったが、所得税の確定申告の必要がない者 - 給与所得があったが、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない者 - 給与・公的年金所得のみで所得税の確定申告の必要はないが、控除（扶養控除や医療費控除等）の追加の申告をすることで住民税が軽減される者 - 給与収入が 2,000 万円以下の給与所得者で、給与所得以外に 20 万円以下の所得がある者 ただし、次に該当する場合は、申告を行う必要はない。 - 所得税の確定申告書を税務署に提出された者 - 市内に居住している親族の扶養親族となっている者 - 収入が給与のみで勤務先から市に給与支払報告書が提出されている者 - 公的年金収入のみの者（ただし扶養控除等の追加をした者は申告が必要）

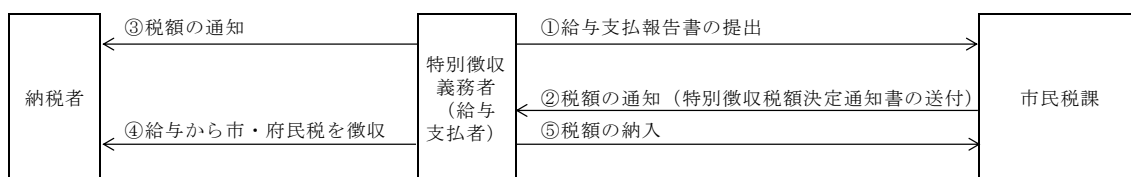
納税の方法	納税の方法には、普通徴収と特別徴収がある。(注3) 1. 普通徴収（事業所得者等） 事業所得者等の市・府民税は、前述の申告書や確定申告書等に基づき計算され、市から納税通知書により納税者に直接通知される。 通知された税額は、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて、納税者自身で納める。 2. 特別徴収（給与所得者） サラリーマン等給与所得者の市・府民税は、給与支払者から市へ提出された給与支払報告書に基づき計算され、市から特別徴収税額決定通知書により給与支払者を通じて給与所得者（納税者）に通知される。 給与支払者は、その通知を受けた各人の税額を6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与の支払いの際に天引きして市に納める。 3. 特別徴収（年金所得者） 老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している満65歳以上の年金所得者の市・府民税は、年金保険者（厚生労働大臣等）から市へ提出された公的年金等支払報告書に基づき計算され、納税者と年金保険者それぞれに通知される。 年金保険者は、その通知を受けた各人の税額を、年金の支払いをする際に天引きして、市に納める。
-------	--

(注3) 普通徴収及び特別徴収の概要は次のとおりである。

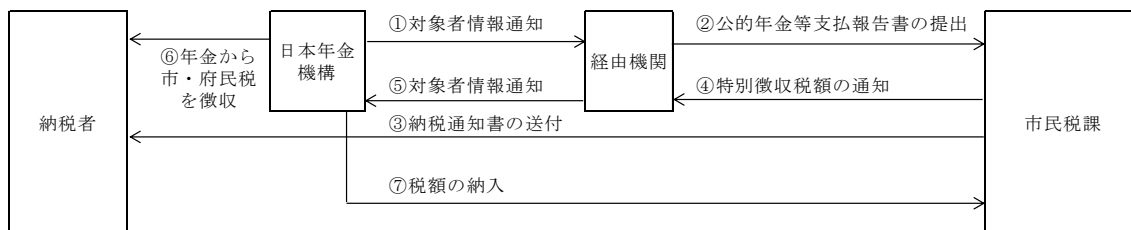
【普通徴収】



【特別徴収（給与所得者）】



【特別徴収（年金所得者）】



2. 個人市民税にかかる事務の組織体制

個人市民税の賦課事務については、市民税課の課税係が担当している。課税係の主な業務内容は次のとおりである。

課税係

- (1) 市民税及び府民税（法人市民税を除く。以下「市民税等」という。）の賦課に関すること。
- (2) 市民税等の調査及び賦課資料の作成に関すること。
- (3) 市民税等の逋脱に関すること。
- (4) 市民税等に係る異議、減免及び訴訟の処理に関すること。
- (5) 市民税等の賦課に係る証明に関すること。
- (6) 市民税等に係る統計に関すること。

（出所：「八尾市事務分掌規則」より抜粋）

上記職務を執行するため、課税係 20 名（平成 29 年 4 月 1 日現在。嘱託職員及び非常勤嘱託職員を含み、管理職を除く。）の体制を構築している。ただし、繁忙期については職員のみでは対応しきれないため、アルバイト及び派遣職員を採用して対応している。

3. 個人市民税の事務の流れ

事務の流れは次のとおり、1 月から 6 月（当初課税期）は課税資料の収集及び受付、入力という流れで事務が行われ、7 月から 12 月（例月課税期）は課税捕捉のための各種調査等が行われる。

当初課税期

※件数は平成29年度課税ベースでの数値

特別徴収制度及び一斉指定の案内

給与支払報告書総括表の送付

1月末まで
給与支払報告書
1月末まで
年金支払報告書
3月～4月
確定申告書
確定申告書
確定申告書

事業所等
自治体
年金保険者
税務署
納税義務者

電子データ
eLTAX
(地方税・ふるさと納税)

紙媒体
市・府民税申告書
市・府民税申告書

年金支払報告書 (約108,000件)
確定申告書 (約59,000件)
給与支払報告書 (約143,000件)
市・府民税申告書 (約113,000件)

〔課税根拠資料〕

データ取込
パンチ入力
資料スキャン
など

Web Rings
(個人住民課税システム)

資料登録
・関連ワーク
・エラー確認
[2～4月約111回]

事業所等へ確認
税務署資料調査

個人査定処理
・世帯査定処理
・転勤退職処理

特徴処理
年金保険者から年金
特徴対象者データ受領

特徴処理
死亡者 相続人調査

特徴税額通知書、
納入書等出力

封入封緘(委託)

5月中旬

約25,000件

事業所等

納税義務者
(65歳未満、
非課税通知)

約88,000件

納税義務者
(65歳以上)

約24,000件

6月上旬

封入封緘(委託)

納税通知書(全期・年
金・口座)、非課税通
知書出力

2月・3月はパチ業者へ
依頼・4月上旬以降は職
員による手入力

市外者データは当該
市町村へ資料回送

市・府民税
申告書

3月15日まで(※以後、随時受付)

市・府民税申告書
市・府民税申告書

市加工・内容チェック
医療費検算等

294条3項通知

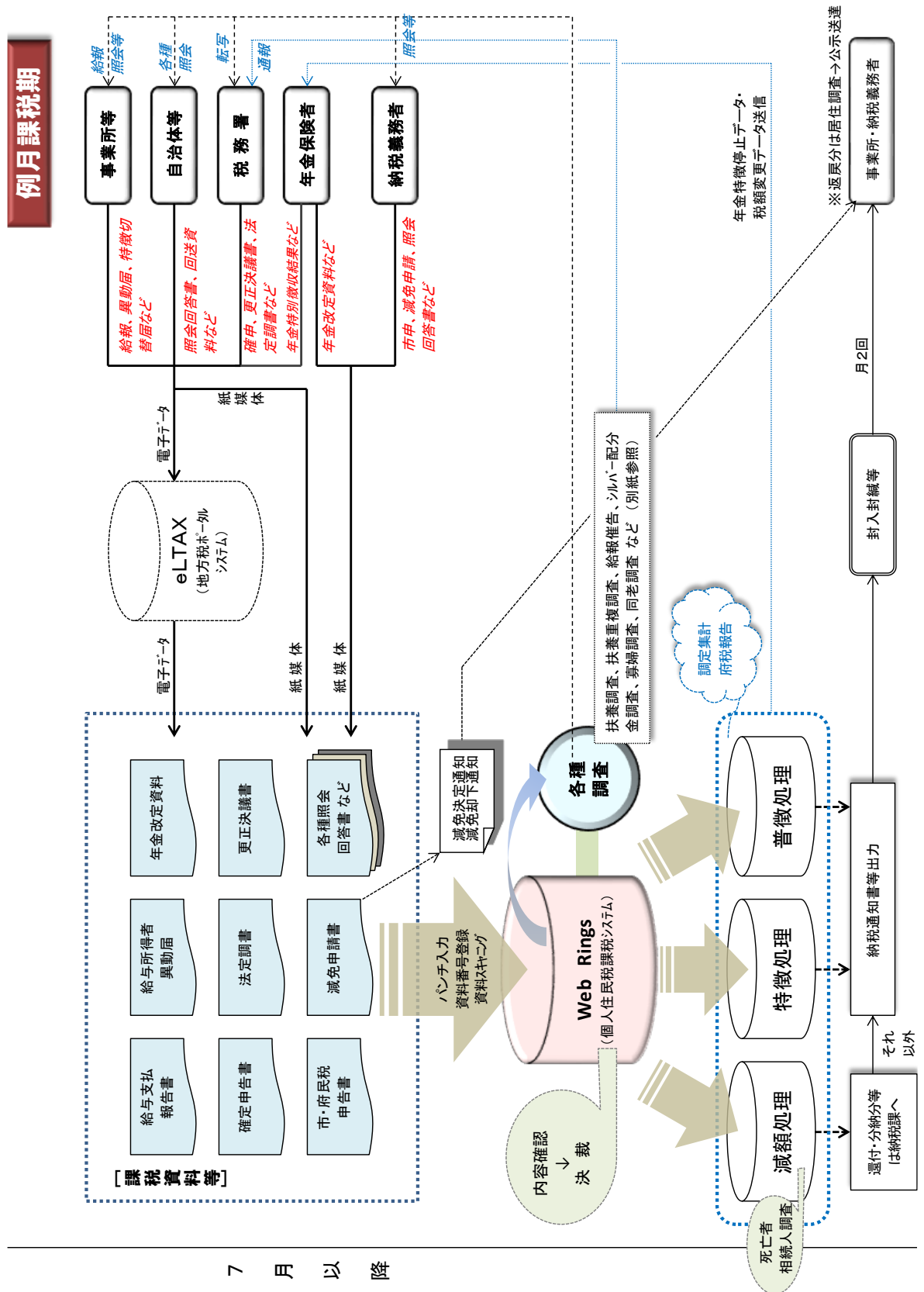
扶養は正の通報簿

所得税の
確定申告
3月15日まで

返戻分(居住調査)公示送達

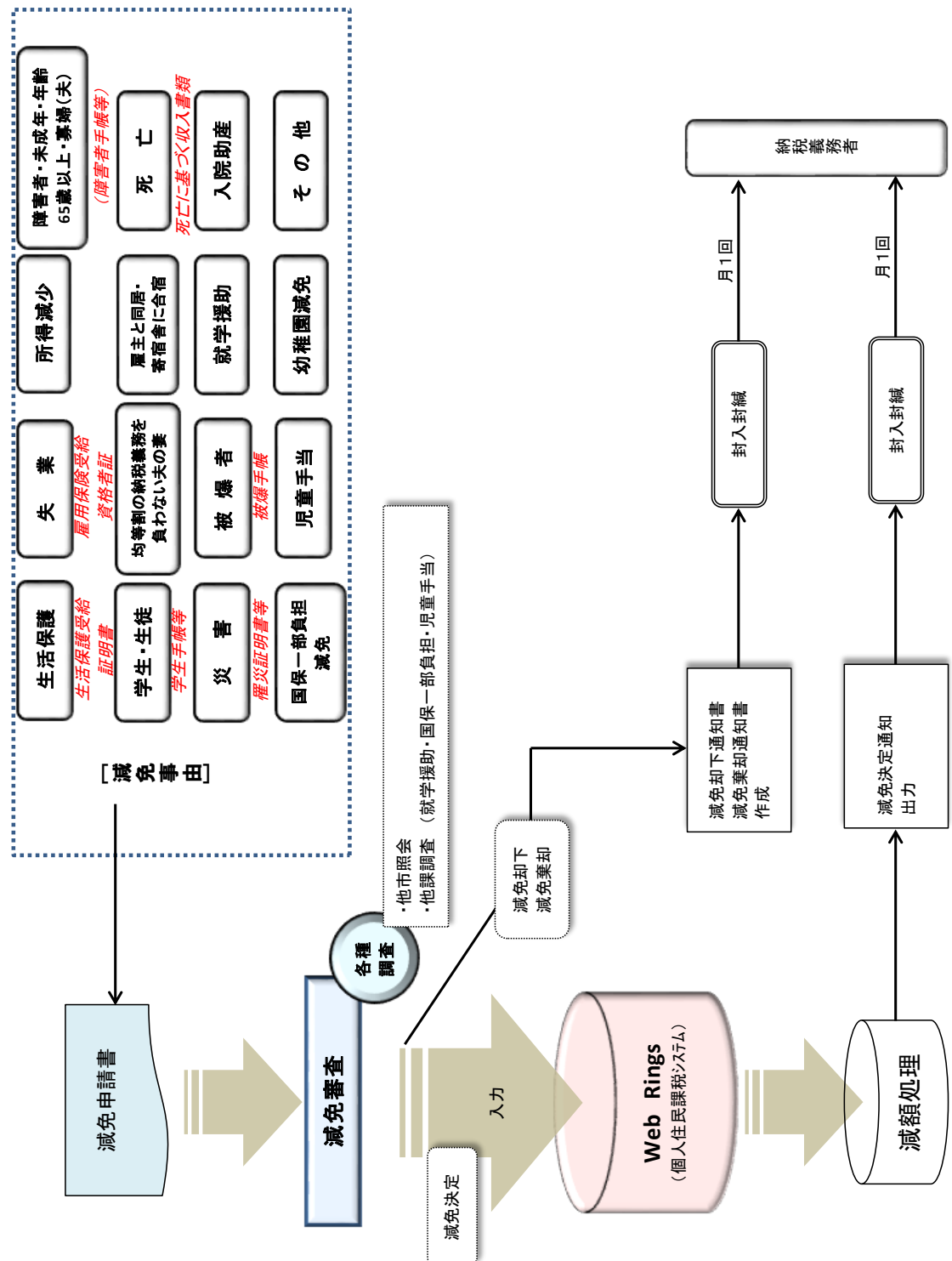
32

【例月課税期 業務概要図】



(出所：市提供資料)

【減免 業務概要図】



5 月 以 降

(出所：市提供資料)

4. 個人市民税の推移

(1) 調定額・収入額等の推移

個人市民税の調定額、収入額、徴収率は次のとおり推移している。

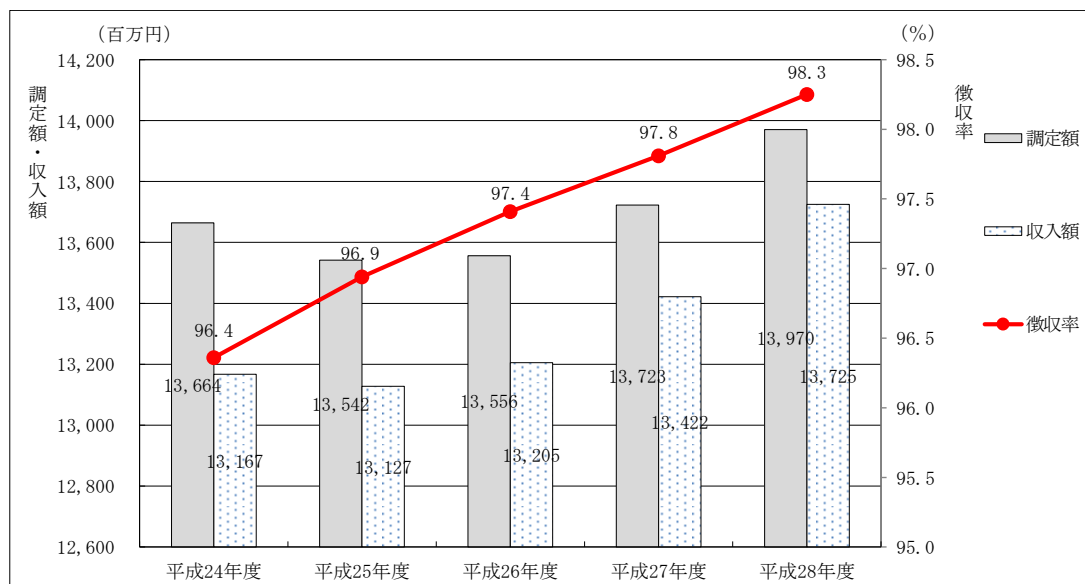
【過去5年間の個人市民税の調定額と収入額の推移表】

(単位：千円、%)

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
現年課税	13,200,781	12,984,451	98.4	13,123,040	12,947,320	98.7
滞納繰越	463,538	182,981	39.5	418,563	180,082	43.0
合計	13,664,319	13,167,432	96.4	13,541,603	13,127,402	96.9

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
現年課税	13,213,335	13,037,991	98.7	13,433,523	13,254,169	98.7
滞納繰越	342,603	167,076	48.8	289,337	167,884	58.0
合計	13,555,938	13,205,067	97.4	13,722,860	13,422,053	97.8

	平成 28 年度		
	調定額	収入額	徴収率
現年課税	13,703,141	13,559,048	99.0
滞納繰越	267,072	166,142	62.2
合計	13,970,213	13,725,190	98.3



(出所：市提供資料より監査人作成)

平成 25 年度以降は調定額、収入額ともに増加しており、また、徴収率は平成 24 年度以降、上昇基調となっている。

(2) 減免の状況

個人市民税の減免事由別の減免件数、金額は次のとおり推移している。

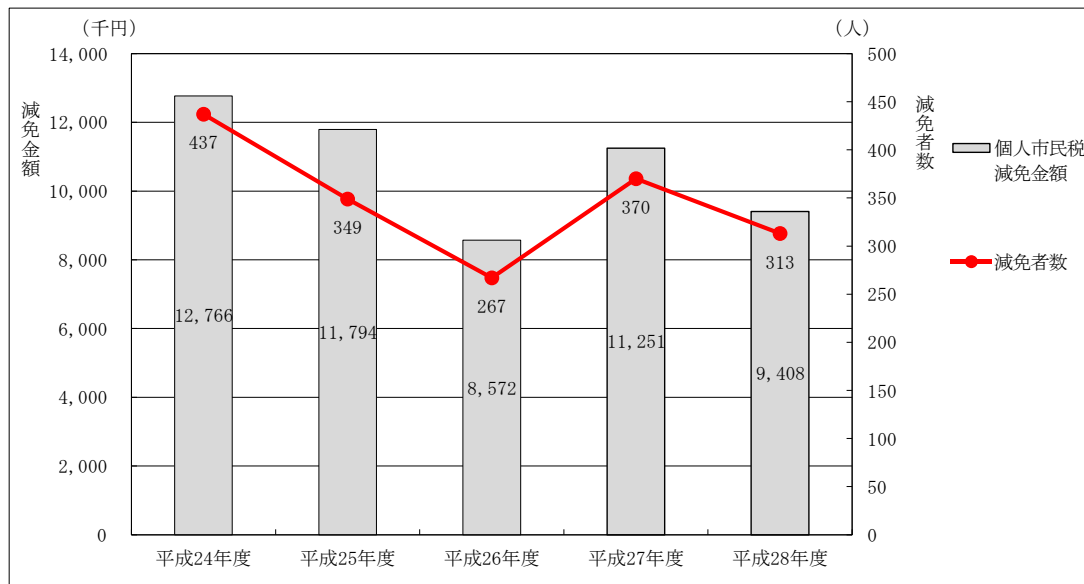
なお、減免事由は八尾市市税条例の条項に基づいている。

【過去5年間の個人市民税の減免事由別件数、金額の推移表】

減免事由	平成 24 年度		平成 25 年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)	減免件数(人)	減免金額(千円)
第 44 条第 1 項第 1 号	31	1, 111	39	1, 627
第 44 条第 1 項第 2 号	302	7, 729	198	5, 310
第 44 条第 1 項第 3 号	1	12	1	6
第 44 条第 1 項第 4 号	3	10	1	3
第 44 条第 1 項第 5 号	－	－	－	－
第 44 条第 1 項第 6 号	－	－	－	－
第 44 条第 5 項	100	3, 904	110	4, 848
合計	437	12, 766	349	11, 794

減免事由	平成 26 年度		平成 27 年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)	減免件数(人)	減免金額(千円)
第 44 条第 1 項第 1 号	23	590	29	1, 083
第 44 条第 1 項第 2 号	148	4, 063	224	5, 365
第 44 条第 1 項第 3 号	4	52	1	2
第 44 条第 1 項第 4 号	－	－	2	15
第 44 条第 1 項第 5 号	－	－	－	－
第 44 条第 1 項第 6 号	－	－	－	－
第 44 条第 5 項	92	3, 867	114	4, 786
合計	267	8, 572	370	11, 251

減免事由	平成 28 年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)
第 44 条第 1 項第 1 号	37	1, 243
第 44 条第 1 項第 2 号	180	4, 260
第 44 条第 1 項第 3 号	3	29
第 44 条第 1 項第 4 号	2	15
第 44 条第 1 項第 5 号	－	－
第 44 条第 1 項第 6 号	－	－
第 44 条第 5 項	91	3, 861
合計	313	9, 408



(出所：市提供資料より監査人作成)

減免事由別で最も多いのは、失業者に対する減免であり、全体の約 60%が該当する。また、公益上その他特別の事由により、市長が特に必要と認める者も減免事由として多く、これには、災害、公的援助を受ける者に対する減免等が該当する。

5. 監査の視点

個人市民税について、次の5つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- (3) 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- (4) 事務の執行が庁内の十分な連携の下に行われているか
- (5) 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

6. 監査手続

個人市民税について、次に記載する手続を実施した。

- (1) 課税事務の流れについて、業務マニュアルや業務フロー図等を入手の上、財政部市民税課課税係から説明を受け、課税事務が法令等に準拠しているか、また、効率的に行われているか調査した。また、マニュアルやフロー図どおりに事務が行われているか、適宜、関連資料の閲覧を行った。
- (2) 課税額の正確性を確保する仕組みが整備されているかという観点から、業務マニュアルや業務フロー図等を入手の上、財政部市民税課課税係から説明を受けた。また、マニュアルやフロー図どおりに事務が行われているか、適宜、チェックリストやエラーリスト等の関連資料の閲覧を行った。
- (3) 課税資料（紙面情報）を個人住民課税システムに入力する際のデータ入力の正確性を確保する仕組みが整備されているかという観点から、業務マニュアルや業務フロー図等

を入手の上、財政部市民税課課税係から説明を受けた。なお、調査においては適宜、関連資料の閲覧を行った。

- (4) 未申告者への対応について財政部市民税課課税係に質問し、一定の方針により有効にかつ効率的な調査が行われているか検討した。また、申告書未提出者調査の関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。
- (5) 減免事務について、業務マニュアルを入手の上、財政部市民税課課税係から説明を受け、減免事務は法令等に準拠しているか、また、公平性に問題はないか調査した。また、減免関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

7. 監査の結果及び意見

(1) 申告書発送停止者への対応について（意見①）

市では、何らかの理由で納税者本人から「申告書の発送を止めてほしい」旨の申し出があれば、問題がないかを市として確認したうえで、発送を止めている。しかし、一度発送を止めてしまった後は、納税者本人からの申し出がない限り、申告書を送付することはしていない。

担当者からは、「このようなケースは、例えば、年金受給者等で収入が少額である等非課税となる場合に限られ、年間でも数件程度しかない。」との回答を得ている。

確かに住民税が非課税となるような収入金額であれば、当該判断は妥当とも考えられるが、その状況が長期にわたって続くとは限らない。また、申告書が送られてこないことにより納税者の納税意識が薄らいでいき、申告を要する収入を得たとしても申告書が提出されず、課税漏れにつながる可能性も否定できない。そのため、申告書の発送停止後の状況を定期的にモニタリングしておく必要性はあると考えられる。

課税の公平性という観点から、申告書の発送停止時の取扱いやその後のモニタリング方法などについて具体的な対策を講じることを検討されたい。

(2) 個人市民税の未申告者への申告指導方法とその後のフォローアップについて（意見②）

個人市民税にかかる未申告者に対しては、催告申告を行い、それでもなお未申告の場合には、個別訪問による申告指導を行っており、その結果については「訪問調査管理表」にて管理している。

訪問調査管理表の「交付方法」欄には未申告者に対する申告書の交付方法が記載されているほか、「備考」欄には訪問状況等が記載されているが、担当者によって記載内容・水準に乖離があり、例えば、備考欄が空欄となっており、何をもってその交付方法としたのか不明なものが見受けられた。

訪問調査は平成 28 年度から強化して実施しているとのことであるが、担当者によるバラつきなく、必要な情報が漏れなく把握できるよう、訪問調査管理表の記載様式、記載内容を見直すことが望まれる。

また、訪問調査管理表を閲覧すると、「不在」と記載されていたものが多く、この点、訪問時間や未申告者への事前連絡等、訪問方法を工夫すべき余地があると考えられる。

さらに、「交付方法」が「投函」となっている未申告者については、投函後のフォローアップ（一定期間内に申告書が提出されなかった場合の再訪問等）を実施し始めたところであり、その実施方法等について工夫すべき余地があると考えられる。

課税の公平性や課税漏れを防止する観点から、市としても相当の労力を駆使して未申告者への申告指導を実施しているところであるが、その効果を最大限に発揮するためにも、訪問調査にあたっては未申告者に事前連絡を取って在宅している時間や曜日に訪問することや、その後のフォローアップをどのようにしていくか等について具体的な対策を講じることを検討されたい。

（３）減免要件の対象範囲について（意見③）

個人市民税の減免を受けるためには、個人市民税減免申請書を提出し、市から認められる必要がある。減免対象者及び減免割合は「八尾市市税条例」にて次のように定められている。

第 44 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる者に対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免することができる。（中略）

（１）生活保護法の規定による保護を受けている者 免除

（２）失業者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 13 条に規定する基本手当の受給資格を有する者及びこれに準ずる者。以下この号において同じ。）及び当該年中の合計所得金額が前年の合計所得金額の 10 分の 6 以下に減少した者であって失業者でないもの 次に掲げる表の左欄に定める家族数（本人、当該年度において認められている控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をいう。以下同表において同じ。）及び中欄に定める前年の合計所得金額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める減免率

（中略）

（３）障害者、未成年者、年齢 65 歳以上の者、寡婦及び寡夫で、前年の合計所得金額が 1,500,000 円以下のもの 5 割減

（４）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学生又は生徒
ア 前年の合計所得金額が 620,000 円以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が 690,000 円以下の者 5 割減

（５）均等割の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の合計所得金額が 750,000 円以下の者 5 割減

（６）雇主の家に同居する者若しくは寄宿舍に合宿する者で、前年の合計所得金額が 690,000 円以下の者 5 割減

（中略）

5 第 1 項及び前項に定めるもののほか、公益上その他特別の事由により、市長が特に必要と認めるときは、市民税を減免することができる。

（出所：「八尾市市税条例」より抜粋）

また、八尾市市税条例第 44 条第 5 項については、別途、八尾市市税条例施行規則において次のように詳細が定められている。

第 6 条 条例第 44 条第 5 項の規定による市民税の減免は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める減免率により行う。

(中略)

(5) 市民税の納税義務者並びに控除対象配偶者及び扶養親族が、前年の合計所得金額のうち給与所得等の金額が当該合計所得金額の 2 分の 1 を超える者であって次に掲げる者であるものである場合 別表の左欄に定める家族数（本人及び当該年度において認められている扶養親族等の合計数をいう。以下同表において同じ。）及び同表の中欄に定める前年の合計所得金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める減免率

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条に規定する援助の受給対象となる学齢児童を扶養親族としている者
- イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条に規定する助産施設への入所の決定を受けた者及びその者を扶養親族等としている者
- ウ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条第 1 項各号に掲げる措置を受けている者及びその者を扶養親族等としている者
- エ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する支給要件児童を扶養親族としている者
- オ 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園に通園する幼児を扶養親族とし、八尾市立幼稚園保育料等に関する条例（昭和 54 年八尾市条例第 6 号）第 4 条の規定による保育料等の減免を受けている者

(出所：「八尾市市税条例施行規則」より抜粋)

八尾市市税条例施行規則第 6 条第 1 項第 5 号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。

そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。

自治体	制定状況	自治体	制定状況	自治体	制定状況
大阪市	(注)	堺市	なし	池田市	なし
箕面市	なし	豊中市	なし	吹田市	なし
茨木市	なし	摂津市	なし	高槻市	なし
枚方市	なし	寝屋川市	なし	守口市	なし
門真市	なし	大東市	なし	四条畷市	(注)
交野市	なし	柏原市	あり	東大阪市	あり
松原市	なし	羽曳野市	なし	藤井寺市	なし
富田林市	なし	河内長野市	なし	大阪狭山市	なし
泉大津市	なし	和泉市	なし	高石市	なし
岸和田市	(注)	貝塚市	なし	泉佐野市	なし
泉南市	なし	阪南市	なし	島本町	(注)
豊能町	なし	能勢町	なし	忠岡町	(注)
熊取町	(注)	田尻町	なし	岬町	なし
太子町	(注)	河南町	(注)	千早赤坂村	(注)

(注) 条例中に「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」旨の記述があり、これに八尾市市税条例施行規則第6条第1項第5号に相当するものが含まれている可能性がある。
(出所：各自治体の税条例及び税条例施行規則より監査人作成)

当該減免事由は、関係法の制定趣旨及びその生活背景等からみて、担税力が希薄であることから40年以上前に規定されたとのことである。

確かに、就学支援への対応という形で市民税の減免を図ることは、子育て支援の一環という意味合いにおいて、現在の市の施策と合致している。一方で、個人市民税の減免の推移は、【1】4.(2)に記載のとおりであるが、近隣あるいは同規模自治体との件数や金額、割合に関する比較検討は近年行われていない。

自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。

上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。

【2】法人市民税

1. 法人市民税の概要

納税義務者	市内に事務所又は店舗等を有する法人、法人でない社団等で収益事業を行う団体			
	納税義務者	納めるべき税額		
		均等割額	法人税割額	
	市内に事務所・店舗等がある法人	○	○	
	市内に事務所はないが、寮（宿泊所等）がある法人	○	-	
非課税制度	地方税法上、法人の市民税が常に非課税とされるものと、収益事業を行わない場合に限って非課税とされるものがあり、前者には国、地方公共団体等が、後者には日本赤十字社、社会福祉法人、学校法人等が含まれる。			
税額の計算と税率	1. 計算方法 均等割額＋法人税割額＝法人市民税税額			
	2. 均等割額 事業年度末に市内の事務所等で働く従業員数と資本金等の額（注）で決定される。 （単位：千円）			
	資本金等の額	従業者数		
		50 人超	50 人以下	
		50 億円超	3,000	410
		10 億円超 50 億円以下	1,750	410
		1 億円超 10 億円以下	400	160
		1 千万円超 1 億円以下	150	130
	1 千万円以下	120	50	
	(注) 平成 27 年度税制改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額が適用される。 なお、当該事業年度中において市内に事業所等を有していた月数が 12 か月に満たない場合は次の計算式となる。 均等割額＝均等割の税率（年額）×事業所等を有していた月数÷12 （100 円未満の端数切捨て）			
3. 法人税割額 法人税割額＝千円未満を切り捨てた法人税額×税率（注） （注）平成 26 年度税制改正で、法人税割の一部が「地方法人税」として国税化されたことに伴い平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、市の法人税割額の税率は次表のとおりとなっている。				
適用区分	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度		
税率	12.1%	14.7%		
申告と納税	法人自らが法人税割額及び均等割額を算定して所要事項を記載した申告書を市に提出するとともに、その税額を納付する。			
届出について	法人の設立、事務所等の開設、資本金の変更、事務所等の移転、事業年度の変更、閉鎖・休業等を行った場合には異動届の提出が必要となる。			

減免	次のいずれかの要件に該当する法人が法人市民税の減免の対象となる。 (均等割額のみ) 1. 公益社団法人・公益財団法人で収益事業を行わないもの 2. 地縁団体で収益事業を行わないもの 3. 特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの 4. 公益事業を専ら行う八尾市市税条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 4 号のもの 5. 中小企業等協同組合法による企業組合で収益事業を行わないもの 6. 公益上その他特別の事由により市長が特に必要と認めるとき
----	---

2. 法人市民税にかかる事務の組織体制

法人市民税にかかる事務については、市民税課の税制係が担当している。税制係の主な業務内容は次のとおりである。

税制係

- (1) 税務の企画、統計、調査及び研修に関すること。
- (2) 市たばこ税、軽自動車税、法人市民税及び入湯税の賦課及び逋脱に関すること。
- (3) 市税等についての諸証明に関すること。

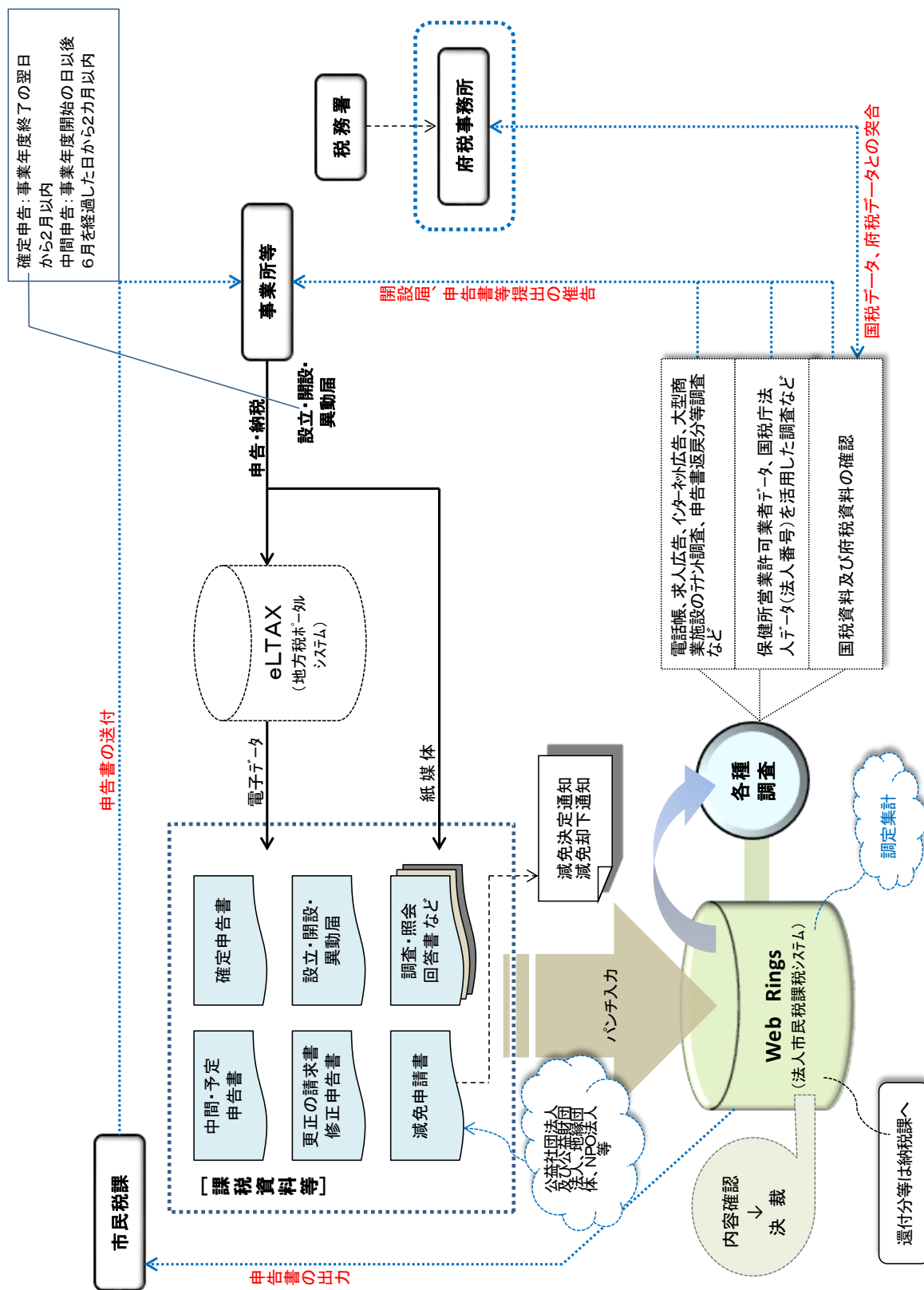
(出所：「八尾市事務分掌規則」より抜粋)

上記職務を執行するため、税制係 6 名（平成 29 年 4 月 1 日現在。管理職を除く。）の体制を構築しており、そのうち法人市民税の事務については、同係 2 名の体制を構築している。

3. 法人市民税の事務の流れ

事務の流れは、次のとおりであり、法人の設立等の届出があった法人へ申告書を送付し、法人は申告書を市へ提出し、税額を納付するのが基本的な流れである。

【業務概要図】



(出所：市提供資料)

4. 法人市民税の推移

(1) 調定額・収入額等の推移

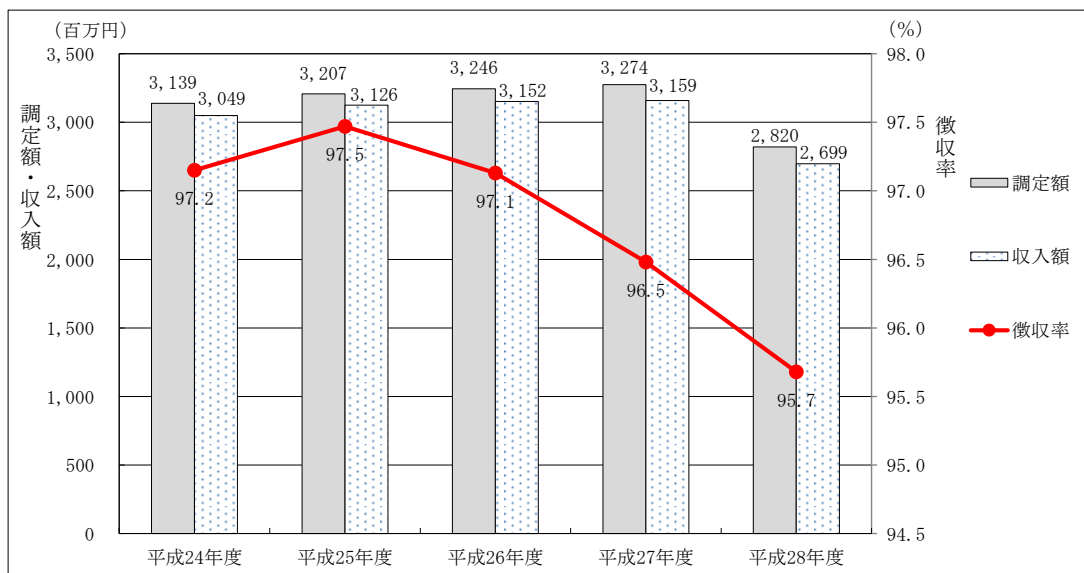
法人市民税の調定額、収入額、徴収率は次のとおり推移している。

【過去5年間の法人市民税の調定額と収入額の推移表】

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	3,047,401	3,036,960	99.7	3,123,901	3,119,201	99.9
滞納繰越	91,499	12,336	13.5	82,984	6,489	7.8
合計	3,138,900	3,049,296	97.2	3,206,885	3,125,690	97.5

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	3,154,989	3,144,654	99.7	3,160,579	3,146,408	99.6
滞納繰越	90,522	7,554	8.3	113,846	12,748	11.2
合計	3,245,511	3,152,208	97.1	3,274,425	3,159,156	96.5

	平成 28 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	2,693,050	2,691,965	99.9
滞納繰越	127,252	6,610	5.2
合計	2,820,302	2,698,575	95.7



(出所：市提供資料より監査人作成)

平成 28 年度は調定額・収入額ともに大きく減少している。これは、税制改正により、法人市民税法人税割の税率が 14.7%から 12.1%に引き下げられたことが大きく影響している。

(2) 減免の状況

法人市民税の減免事由別の減免件数、金額は次のとおり推移している。

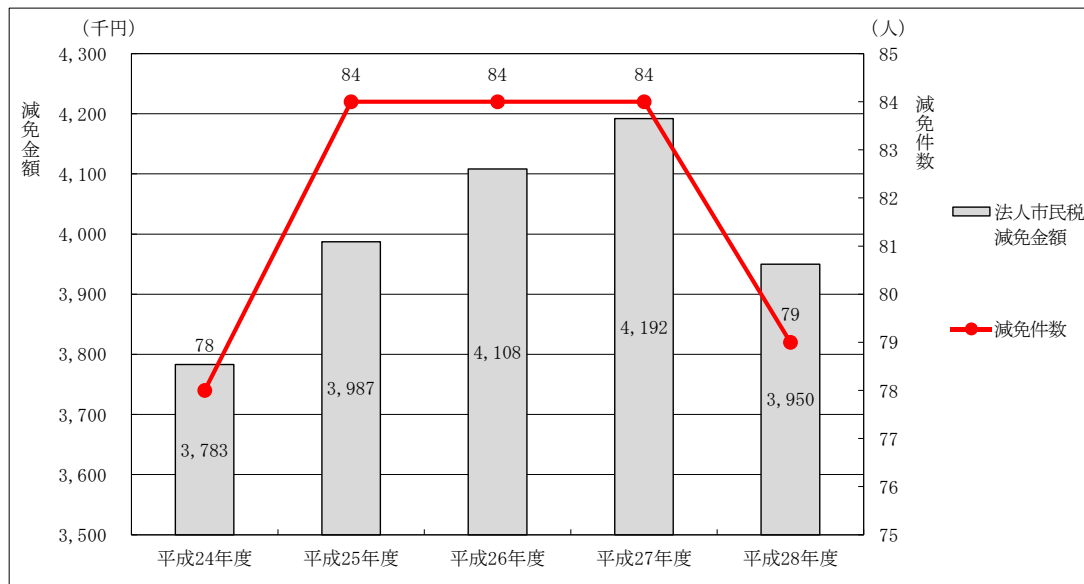
なお、減免事由は八尾市市税条例の条項に基づいている。

【過去5年間の法人市民税の減免事由別件数、金額の推移表】

減免事由	平成 24 年度		平成 25 年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)	減免件数(人)	減免金額(千円)
第 44 条第 4 項第 1 号	5	250	5	250
第 44 条第 4 項第 2 号	33	1,600	37	1,704
第 44 条第 4 項第 3 号	39	1,883	39	1,883
第 44 条第 4 項第 4 号	1	50	3	150
第 44 条第 4 項第 5 号	－	－	－	－
第 44 条第 5 項	－	－	－	－
合計	78	3,783	84	3,987

減免事由	平成 26 年度		平成 27 年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)	減免件数(人)	減免金額(千円)
第 44 条第 4 項第 1 号	5	250	5	250
第 44 条第 4 項第 2 号	38	1,854	37	1,850
第 44 条第 4 項第 3 号	37	1,850	40	1,992
第 44 条第 4 項第 4 号	4	154	2	100
第 44 条第 4 項第 5 号	－	－	－	－
第 44 条第 5 項	－	－	－	－
合計	84	4,108	84	4,192

減免事由	平成 28 年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)
第 44 条第 4 項第 1 号	5	250
第 44 条第 4 項第 2 号	37	1,850
第 44 条第 4 項第 3 号	36	1,800
第 44 条第 4 項第 4 号	1	50
第 44 条第 4 項第 5 号	－	－
第 44 条第 5 項	－	－
合計	79	3,950



(出所：市提供資料より監査人作成)

減免事由別で最も多いのは、地縁団体や特定非営利活動法人に対する減免であり、全体の約90%が該当する。

5. 監査の視点

法人市民税について、次の5つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- (3) 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- (4) 事務の執行が庁内の十分な連携の下に行われているか
- (5) 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

6. 監査手続

法人市民税について、次に記載する手続を実施した。

- (1) 業務マニュアルや業務フロー図等を入手の上、財政部市民税課税制係から説明を受け、事務が法令等に準拠しているか、また、効率的に行われているか調査した。また、マニュアルやフロー図どおりに事務が行われているか、適宜、関連資料の閲覧を行った。
- (2) 業務マニュアルや業務フロー図等を入手の上、財政部市民税課税制係から説明を受け、均等割額の正確性確保のために、資本金等の額及び従業者数の適切なチェックが行われる仕組みについて調査した。なお、調査においては適宜、関連資料の閲覧を行った。
- (3) 業務マニュアルや業務フロー図等を入手の上、課税に係る紙面情報等を法人市民税課税システムに入力する際のデータ入力の正確性確保の仕組みとともに、財政部市民税課税制係から説明を受けた。なお、調査においては適宜、関連資料の閲覧を行った。
- (4) 未申告法人、無申告法人への対応について財政部市民税課税制係に質問し、一定の方針により適切に行われているか調査した。また、減免関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。

- (5) 減免事務について、業務マニュアルを入手の上、財政部市民税課税制係から説明を受け、減免事務は法令等に準拠しているか、また、公平性に問題はないか調査した。

7. 監査の結果及び意見

(1) 減免申請書への明確な根拠の記載について（結果①）

法人市民税の減免を受けるためには、法人市民税減免申請書を提出し、市から認められる必要がある。減免対象法人は「八尾市市税条例」にて次のように定められている。

第 44 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる者に対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免することができる。

(中略)

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについて、市民税（法人税割を除く。）を当該各号の定めるところにより減免することができる。ただし、第 1 号から第 5 号までに掲げるものについては、当該法人が収益事業を営む場合を除く。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人 免除

(2) 地縁団体 免除

(3) 特定非営利活動法人 免除

(4) 前各号に掲げる者のほか公益事業を専ら行う第 12 条第 1 項第 3 号及び第 4 号のもの 免除

(5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）による企業組合 5 割減

5 第 1 項及び前項に定めるもののほか、公益上その他特別の事由により、市長が特に必要と認めるときは、市民税を減免することができる。

(出所：「八尾市市税条例」より抜粋)

平成 28 年度においては、79 件、3,950 千円が認められていた。それらの申請書を閲覧し、その内容又は認めた市の判断の状況について検討した。

その結果、一部の法人について、添付されている損益計算書（公益法人の場合は正味財産増減計算書、特定非営利活動法人の場合は活動計算書）から収益事業を営んでいるかのような勘定科目が散見されたため、市の担当者に質問を実施し、次の回答を得ている。

法人	質問内容	市からの回答
A	法人添付の「活動計算書」の経常収益項目に「物品の販売事業」が計上されているが、収益事業ではないのか。	法人税法では「継続して事業場を設けて行われるもの」（法人税法第 2 条第 13 項、法人税法施行令第 5 条第 1 号）を収益事業としているが、今回のケースはいわゆるバザーの収入であるため、継続性はなく、収益事業にはあたらない、と判断している。
B	法人添付の「特定非営利活動に係る事業会計収支計算書」の経常収入項目に「売上」が計上されているが、収益事業ではないのか。	同上

確かに、バザーでの収入については、年数回、催し会場等で開催されるのみで「継続して事業場を設けて行われるもの」には当たらないと考えられる。しかし、市から申請者に確認した内容が「法人市民税減免申請書」の「申請の理由」欄をはじめどこにも記載されておらず、また、添付の決算書にも記載されていなかった。現状では、一見、収益事業と考えられるような勘定科目及び金額が計上されているにもかかわらず何をもって減免申請を認めたのかが不明確であると言える。

減免申請を認めるにあたって、収益事業と思われる内容が含まれている場合には「法人市民税減免申請書」あるいは添付の決算書にその内容と減免を認めるにあたっての根拠を明確に記載すべきである。

(2) 法人市民税の申告書未提出法人への対応とその後のフォローアップについて（意見④）

法人市民税は、対象法人が事業年度末から2か月以内に確定申告書を提出し、法人税割額及び均等割額を合計した金額を納付することとなっている。

今回、法人市民税に係る申告書綴りについて、サンプル検証を実施したところ、当該年度の申告について、事業年度末から2か月を超えて提出されている事例が発見された。これについて、市の担当者に質問したところ、「法人市民税の申告書未提出法人に対しては、現状、課税客体の捕捉調査の項目として、1年に1度、申告書提出の督促を行っている。」とのことであった。

しかし、より早期に課税客体を捕捉するため、未申告法人に申告書を提出し納税してもらえるようにフォローアップを行っていくことが、未申告法人への納税意識を高めること、ひいては課税漏れを防止することにつながるものと考えられる。

課税の公平性や課税漏れの防止という観点から、未申告法人へのフォローアップ頻度を高めることを検討されたい。

(3) 税収確保の検討について（意見⑤）

市の平成22年度包括外部監査において、次のような意見が付されていた。

・法人市民税均等割について（意見）

法人市民税均等割について、市は標準税率を採用している。しかし、地方税法第312条第2項によると、標準税率に1.2を乗じた率まで超過課税を採用することが可能である。

平成21年4月1日現在の大阪府下市町村の税率を調べると、43団体中16団体で超過税率を採用している。法人市民税の適用税率は、住民の合意形成により決定される場所ではあるが、財政困窮の折には税収確保の観点から、超過税率の検討が必要となると思料される。

（出所：「平成22年度包括外部監査報告書」より抜粋）

これを受けて、平成23年10月に、財政部内に「新たな自主財源確保のための検討会」を設置し、学識経験者の意見も伺ったうえで、法人市民税の超過課税について検討を行っ

た結果、見送られた経緯がある。

平成 21 年頃は、いわゆるリーマン・ショックの影響により日本経済全体が落ち込んでいたこともあり、小規模事業所が多くを占める市として、増税となる超過課税の導入はさらなる企業活動の停滞を招くおそれがある等の判断があったものである。

ただし、平成 22 年度の包括外部監査からすでに 7 年以上経過し、当時とは日本経済の状況も大きく変わっており、当時の判断をそのまま現時点にあてはめることは適切ではない面もあると考えられる。この点、担当者から「市は小規模事業所が多い状況に変わりがないため、税收確保のために安易に法人に増税を求めるのではなく、慎重に進めていく必要がある。また、『八尾市行財政改革行動計画』においても超過税率の適用可否については関係部署と連携を図りながら検討しており、将来的には適用するかどうかの判断を行うことを目標としている。」との回答を得ている。

現状、法人税は税制改正に伴い、法人税率が引き下げられる傾向にあり、このままではますます安定的な税收確保という面では困難となっていくことが予想される。そのため、一定程度の法人事業者への配慮は必要であり、市として例えば、超過課税の導入に理解を得られるような施策を打ち出すといったことは今後の検討に値するのではないかと考えられる。こうした点も思料したうえで、将来的な超過税率の適用可否について引き続き慎重に検討することが望まれる。

【参考】大阪府下自治体税率一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

市町村名	市 町 村 民 税								
	法 人（※は超過課税（注1）により課税していることを示している。）								
	法 人 均 等 割								
	資本金等の額 50億円超 従業者数の合計数 50人超	資本金等の額 10億円超 50億円以下 従業者数の合計数 50人超	資本金等の額 10億円超 従業者数の合計数 50人以下	資本金等の額 1億円超 10億円以下 従業者数の合計数 50人超	資本金等の額 1億円超 10億円以下 従業者数の合計数 50人以下	資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者数の合計数 50人超	資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者数の合計数 50人以下	資本金等の額 1千万円以下 従業者数の合計数 50人超	左記に掲げる法人 以外の法人等
大阪市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
堺市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
岸和田市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
豊中市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
池田市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
吹田市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
泉大津市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
高槻市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
貝塚市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
守口市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
枚方市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
茨木市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
八尾市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
泉佐野市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
富田林市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
寝屋川市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
河内長野市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
松原市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
大東市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	50,000円
和泉市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
箕面市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
柏原市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
羽曳野市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
門真市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
摂津市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
高石市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
藤井寺市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
東大阪市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
泉南市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
四條畷市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
文野市	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
大阪狭山市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
阪南市	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
島本町	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
豊能町	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
能勢町	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
忠岡町	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
熊取町	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
田尻町	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
岬町	※ 3,600,000円	※ 2,100,000円	※ 492,000円	※ 480,000円	※ 192,000円	※ 180,000円	※ 156,000円	※ 144,000円	※ 60,000円
太子町	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
河南町	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円
千早赤阪村	3,000,000円	1,750,000円	410,000円	400,000円	160,000円	150,000円	130,000円	120,000円	50,000円

（注1）超過課税…標準税率（地方団体が課税する場合に通常採用すべき税率として法律で定められている税率）を超える税率により課税すること（地方団体が財政上その他の必要があると認める場合は、標準税率以外の税率を採用することができる）。

（注2）不均一課税…公益上の事由等がある場合において、ある一定の範囲の納税者に限って、条例により一般の税率と異なる税率で課税することという。

（出所：大阪府ホームページより抜粋）

(4) 法人市民税申告書上の従業者数の調査について（意見⑥）

法人市民税の均等割額は、【2】 1. に記載のように従業者数が 50 人超か 50 人以下かでその金額が大きく異なってくる（資本金等の額が 50 億円超の法人では、50 人超か 50 人以下で最大約 7.3 倍の差がある）。そのため、法人市民税申告書に記載されている従業者数の正確性が重要となることから、特に法人市民税申告書に記載されている従業者数が 50 人弱（概ね 40 人以上 50 人以下）となっている場合には、詳細な調査が必要と考えられる。しかし、市は法人市民税申告書に記載されている従業者数を所与として、特段の正確性の検証を行っていない。

また、法人市民税申告書を通査し、従業者数の記載（注）が 50 人前後の 11 法人について、市に提出された給与支払報告書の従業者数と比較した。なお、給与支払報告書に記載されている従業者数は、法人従業者のうち、市に居住のある従業者数のほか退職者の人数も含んだ形で記載されるため、法人市民税申告書に記載されている従業者数とは一致しないが、一定の参考にはなると考えられる。

その結果、「法人市民税申告書＞給与支払報告書」が 9 法人、「法人市民税申告書＜給与支払報告書」が 2 法人であった。「法人市民税申告書＜給与支払報告書」であった 2 法人については、今回の調査の過程で「他市にも事務所や営業所等があり、法人市民税申告書についても 50 人超であることから問題なし。」との回答を市から得ている。

今後、給与支払報告書上の人数が申告書より多く、申告書上の従業者数が 40 人以上 50 人以下の法人がある場合には、追加調査を実施することを検討されたい。

法人	法人市民税申告書上での従業者数	給与支払報告書上での従業者数
C	42 人	25 人
D	45 人	43 人
E	48 人	31 人
F	51 人	166 人
G	43 人	8 人
H	57 人	11 人
I	46 人	4 人
J	56 人	114 人
K	48 人	33 人
L	40 人	1 人
M	54 人	11 人

（注）法人市民税における従業者の定義については、「地方税法の施行に関する取扱いについて」（総務省通知平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号）に基づいている。

【3】固定資産税・都市計画税

1. 固定資産税・都市計画税の概要

(1) 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している者が、その資産の価格を基に算定された税額を納める税金である。

納税義務者	毎年1月1日を賦課期日として、1月1日現在、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有する者（登記簿に登録されている者、課税台帳に登録されている者等）が納税義務者となる。
非課税制度	特定の固定資産について、その所有者や用途といった面から税を課することが適当でない資産がある。そこで、地方税法第348条において、特定の固定資産に対して固定資産税を課することができないと定められており、固定資産税の非課税制度が設けられている。当該非課税制度には、所有者の性質に基づく人的非課税と固定資産自体の性質や用途に基づく物的非課税がある。 人的非課税となる固定資産は、国及び地方公共団体等が所有する固定資産が該当し（地方税法第348条第1項）、物的非課税としては、公道や宗教法人等が専らその本来の用に供する固定資産が該当する（地方税法第348条第2項～第9項）。
減免	災害により税を負担する能力が低下している等、通常通りの課税を行うことが適当でない場合がある。そこで、地方税法第367条において、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免が必要であると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができるものと定められており、固定資産税の減免制度が設けられている。 市は八尾市市税条例第75条において各種減免規定を設けており、特定の固定資産について、税の減免を認めている。八尾市市税条例第75条において定められている減免対象となる固定資産の具体例は次のとおりである。 1. 公共事業実施のために使用収益することができない固定資産（八尾市市税条例第75条第1項第1号） 2. 生活保護法の規定により生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら居住の用に供する固定資産（第2号） 3. 災害により著しく価格を減じた固定資産（第3号） 4. 上記のほか、市長が公益上その他の事由により特に必要があると認めるとき（第2項）
税額の計算	固定資産の評価を実施して、決定された評価額をもとに課税標準額を算定する。算定された課税標準額に税率（1.4％）を乗じて固定資産税額を算出する。なお、償却資産は毎年、土地・家屋は3年ごとに評価替えが行われる。

免税点	零細な課税客体についてまで課税捕捉を行ったとしても、そこから得られる税収入よりも徴税事務のコストがかかる場合がある。これを防ぐとともに、課税を負担する能力に応じて税を課すことを目的として低所得者、零細企業者の税負担を免除するために、地方税法第 351 条において、固定資産税の免税点が定められている。 市町村内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。各資産における免税点は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>土地</td><td>30 万円</td></tr> <tr> <td>家屋</td><td>20 万円</td></tr> <tr> <td>償却資産</td><td>150 万円</td></tr> </table>	土地	30 万円	家屋	20 万円	償却資産	150 万円
土地	30 万円						
家屋	20 万円						
償却資産	150 万円						
納税の方法	納税通知書によって市から納税義務者に対し税額が通知され、条例で定められた納期（通常は年 4 回）に分けて納付する。 なお、償却資産については、土地・家屋のような登記制度がないため、所有者からの申告に基づいて課税されることとなる。その後、土地・家屋と同じく納税通知書により市から納税義務者に対し税額が通知され、条例で定められた納期に納付されることとなる。						

（２）都市計画税

都市計画税は、道路・公園・下水道等の都市計画事業の費用に充てるために課税される目的税である。市街化区域内の土地・家屋に対し、その資産の価格を基に算定し、固定資産税とあわせて課する税金である。

納税義務者	都市計画税については、市内の都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する資産の所有者（登記簿に登録されている者、課税台帳に登録されている者等）が納税義務者となる。
非課税制度	地方税法第 702 条の 2 において、特定の資産について都市計画税を課することができないと定められており、都市計画税の非課税制度が設けられている。
減免	地方税法第 702 条の 8 第 7 項に基づき、固定資産税を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても、当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免するものとされている。
税額の計算	固定資産税算出の際に算定した課税標準額に 0.3% を乗じた額が都市計画税額となる。
免税点	固定資産税の課税標準となるべき額が免税点未満のものは、都市計画税は課税されない。
納税の方法	都市計画税は固定資産税とあわせて通知され、納付されることとなる。

（３）国有資産等所在市町村交付金

国及び地方公共団体については、前述のとおり、固定資産税は課されないこととなるが、

その代替として、前年３月３１日において所有する特定の固定資産について、当該固定資産所在の市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとされている。

交付対象	国有資産等所在市町村交付金法第２条において、交付対象の固定資産が定められている。具体的な交付対象は次のとおりである。 １．当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（次の２及び３に掲げるものを除く。） ２．空港の用に供する固定資産（次の３に掲げるものを除く。） ３．国有林野の管理経営に関する法律第２条第１項の国有林野に係る土地 ４．発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（上記１に掲げるものを除く。） ５．水道法第３条第８項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法第２条第６項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの（上記１に掲げるものを除く。） ６．石油の備蓄の確保等に関する法律第２９条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産
算定標準額	交付金算定標準額は、一部の特例を除き、当該固定資産の価格とされている。
交付金額	交付金算定標準額に１．４％を乗じた額となる。

２．固定資産税・都市計画税にかかる事務の組織体制

固定資産税・都市計画税の賦課事務については、資産税課の管理係、課税係の２係がそれぞれ担当している。管理係においては、固定資産課税台帳登録事項に係る証明及び閲覧に関すること及び国有資産等所在市町村交付金事務を担当し、課税係においては、土地、家屋に係る固定資産税及び都市計画税、償却資産に係る固定資産税の賦課事務を担当している。各係の主な業務内容は次のとおりである。

管理係

- （１）固定資産課税台帳登録事項等に係る証明及び閲覧に関すること。
- （２）国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- （３）固定資産税に係る統計及び照会に関すること。
- （４）住宅用家屋の証明に関すること。

課税係

- （１）固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- （２）土地、家屋及び償却資産に係る調査及び評価に関すること。
- （３）固定資産土地課税台帳等の整備保管に関すること。
- （４）特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
- （５）固定資産評価員に関すること。
- （６）固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に係る異議、減免及び訴訟の処理に関すること。

（出所：「八尾市事務分掌規則」より抜粋）

前述の職務を執行するため、管理職 2 名、管理係 5 名、課税係 17 名（土地担当 6 名、家屋担当 8 名、償却担当 3 名）の体制を構築している。

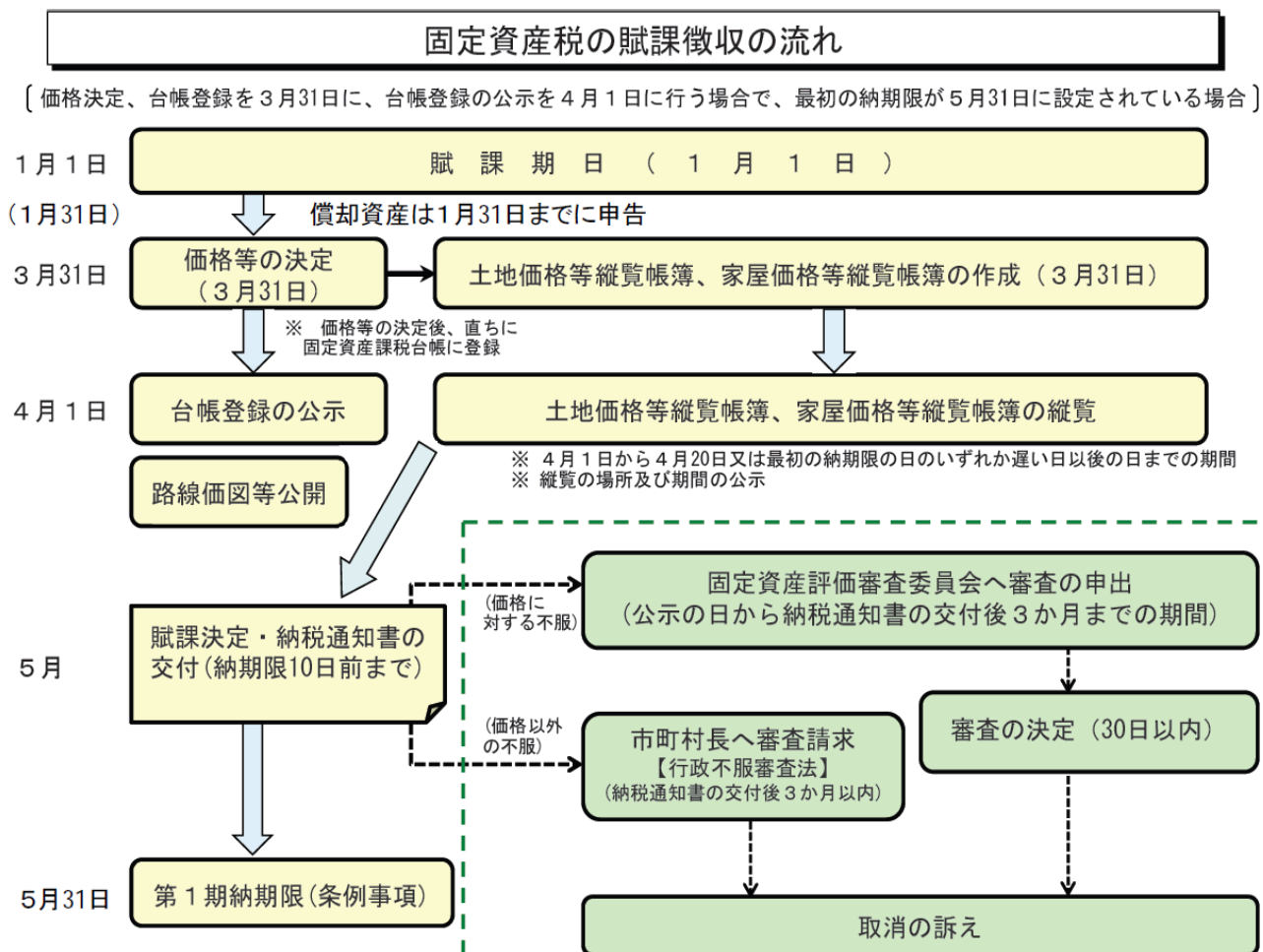
〔資産税課職員体制〕（平成 29 年 4 月 1 日時点）

管理職	管理係	課税係			合計
		土地担当	家屋担当	償却担当	
課長 課長補佐	5 名	6 名	8 名	3 名	24 名

ただし、繁忙期については職員のみでは対応しきれないため、アルバイトを採用して対応している。

3. 固定資産税・都市計画税の事務の流れ

事務の流れは次のとおりである。1 月 1 日が賦課期日であり、例年 5 月当初に納税通知書を発送している。概ね、7 月から 12 月にかけて、課税捕捉のための実地調査等の各種調査、評価等が行われ、10 月から 3 月は、価格等を決定し、課税するための調査・評価・入力等の業務が中心に行われる。



（出所：市提供資料）

4. 固定資産税・都市計画税の推移

(1) 調定額・収入額等の推移

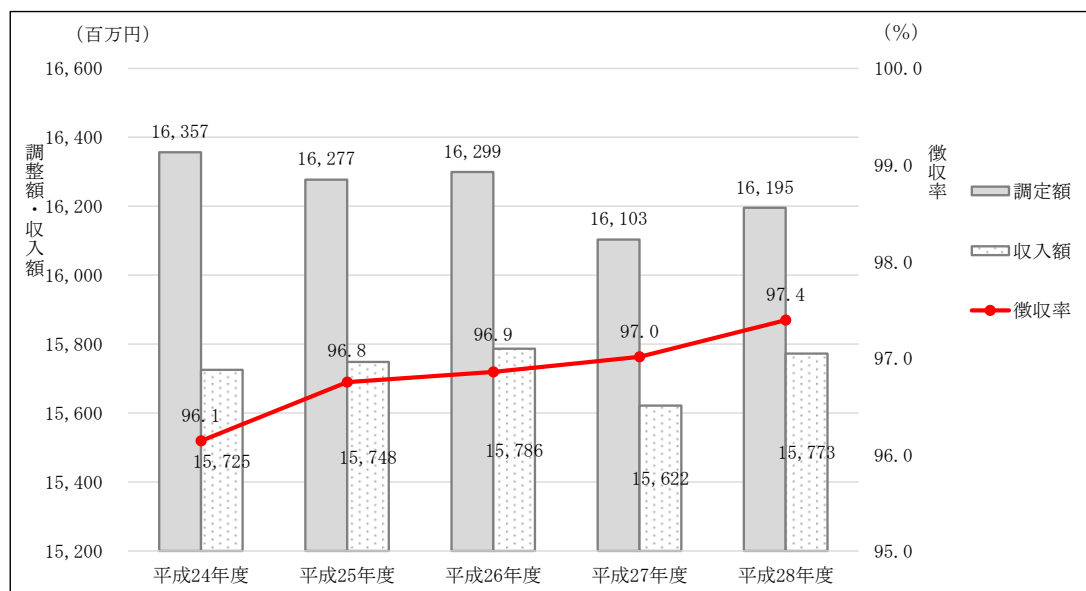
固定資産税・都市計画税の調定額、収入額、徴収率は次のとおり推移している。

【過去5年間の固定資産税の調定額と収入額の推移表】

	平成24年度			平成25年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	15,706,975	15,540,597	98.9	15,723,514	15,573,294	99.0
滞納繰越	649,674	184,592	28.4	553,727	174,965	31.6
合計	16,356,649	15,725,189	96.1	16,277,241	15,748,259	96.8

	平成26年度			平成27年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	15,799,690	15,646,153	99.0	15,612,617	15,459,702	99.0
滞納繰越	499,471	140,302	28.1	490,593	162,166	33.1
合計	16,299,161	15,786,455	96.9	16,103,210	15,621,868	97.0

	平成28年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	15,735,036	15,618,207	99.3
滞納繰越	460,318	154,645	33.6
合計	16,195,354	15,772,852	97.4



(出所：市提供資料より監査人作成)

固定資産税の調定額については、平成24年度から平成26年度までは16,300百万円前後で推移しており、概ね横ばいであったが、平成27年度に土地・家屋の評価替えが行われたことが影響して、16,100百万円程度まで減少することとなった。

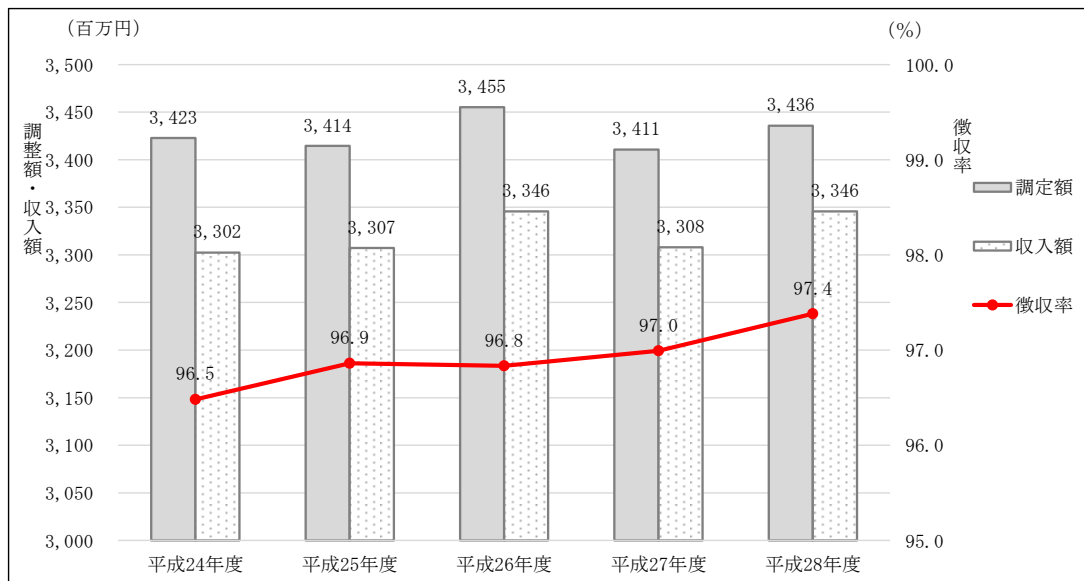
一方、徴収率については収納対策の取り組みを強化したことが功を奏し、平成24年度以降、上昇基調となっている。

【過去5年間の都市計画税の調定額と収入額の推移表】

	平成24年度			平成25年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	3,304,504	3,268,702	98.9	3,308,071	3,273,661	99.0
滞納繰越	118,233	33,602	28.4	106,361	33,575	31.6
合計	3,422,737	3,302,304	96.5	3,414,432	3,307,236	96.9

	平成26年度			平成27年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	3,353,087	3,317,024	98.9	3,305,673	3,273,358	99.0
滞納繰越	102,012	28,736	28.2	105,007	34,710	33.1
合計	3,455,099	3,345,760	96.8	3,410,680	3,308,068	97.0

	平成28年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	3,337,365	3,312,675	99.3
滞納繰越	98,338	33,037	33.6
合計	3,435,703	3,345,712	97.4



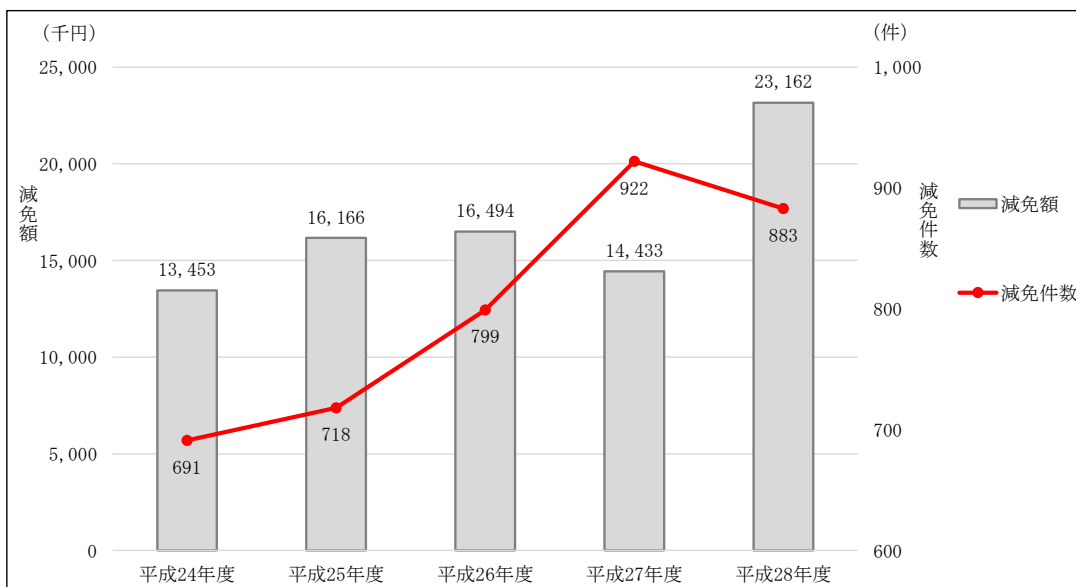
(出所：市提供資料より監査人作成)

都市計画税の調定額については、平成24年度から平成28年度にかけて概ね3,400百万円から3,450百万円の間で推移している。また、徴収率は固定資産税と同様の理由から、平成24年度以降、上昇基調となっている。

(2) 減免の状況

固定資産税（都市計画税含む）の資産別の減免件数、減免額は次のとおり推移している。

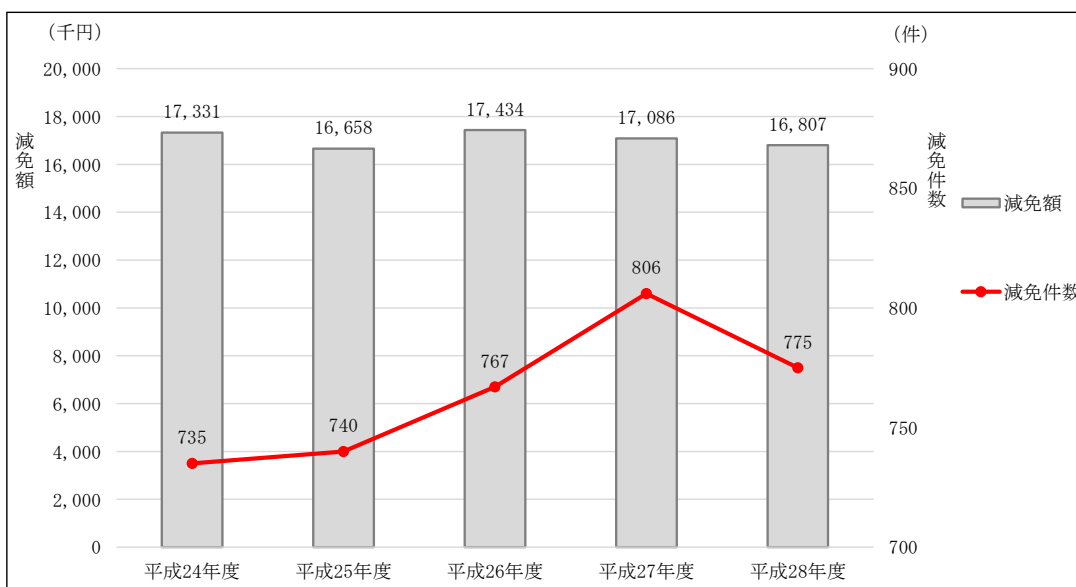
【過去5年間の固定資産税・都市計画税（土地）の減免額と減免件数の推移表】



(出所：市提供資料より監査人作成)

土地に係る減免額は平成24年度以降、概ね13,000千円から17,000千円で推移しており、件数は概ね700件から900件で推移している。平成28年度に減免額が大きく増加しているのは、曙川南地区土地区画整理事業に伴う減免が約6,300千円増加したためである。

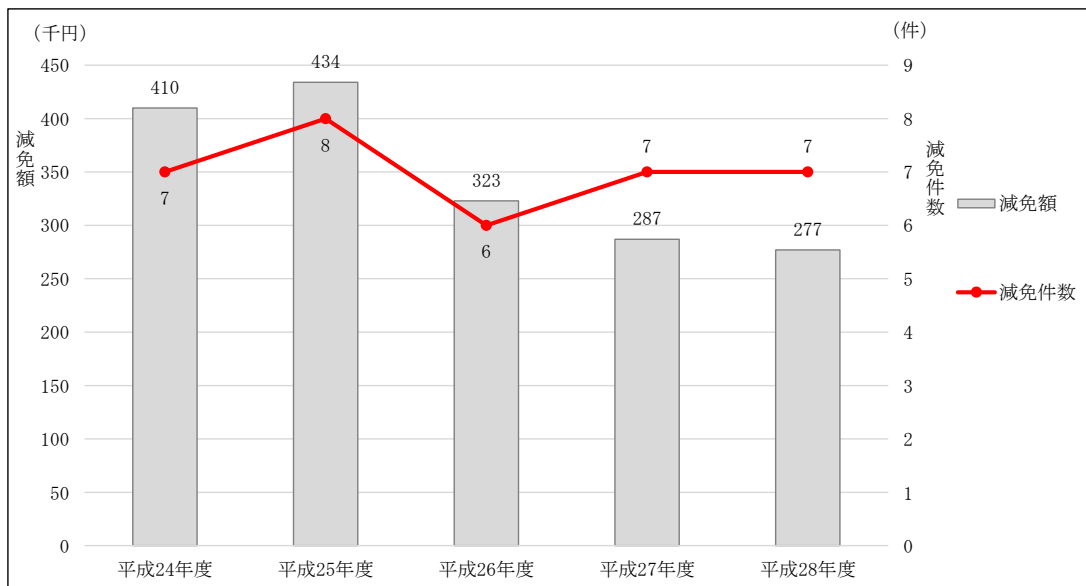
【過去5年間の固定資産税・都市計画税（家屋）の減免額と減免件数の推移表】



(出所：市提供資料より監査人作成)

家屋に係る減免額は平成24年度以降、概ね16,000千円から18,000千円の間で推移しており、件数は概ね700件から800件の間で推移している。

【過去5年間の固定資産税（償却資産）の減免額と減免件数の推移表】



(出所：市提供資料より監査人作成)

償却資産に係る減免額は平成24年度以降、概ね250千円から450千円の間で推移しており、件数は概ね6件から8件程度で推移している。

固定資産税（都市計画税含む）の減免事由別の減免件数、金額は次のとおり推移している。なお、減免事由は八尾市市税条例の条項に基づいている。

【過去5年間の固定資産税（都市計画税含む）の減免事由別件数、金額の推移表】

減免事由	平成24年度		平成25年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)	減免件数(人)	減免金額(千円)
第75条第1項第1号	－	－	－	－
第75条第1項第2号	69	2,330	67	2,338
第75条第1項第3号	20	739	7	103
第75条第2項	744	28,125	765	30,817
その他	－	－	－	－
合計	833	31,194	839	33,258

減免事由	平成26年度		平成27年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)	減免件数(人)	減免金額(千円)
第75条第1項第1号	－	－	－	－
第75条第1項第2号	65	2,077	82	2,486
第75条第1項第3号	14	514	24	337
第75条第2項	840	31,660	951	28,983
その他	－	－	－	－
合計	919	34,251	1,057	31,806

減免事由	平成 28 年度	
	減免件数(人)	減免金額(千円)
第 75 条第 1 項第 1 号	-	-
第 75 条第 1 項第 2 号	83	2,389
第 75 条第 1 項第 3 号	13	239
第 75 条第 2 項	916	37,618
その他	-	-
合計	1,012	40,246

(出所：市提供資料より監査人作成)

減免事由別で最も多いのは、市長が「公益上その他の事由により特に必要と認める」場合の減免（主に低所得者に対する減免、八尾市市税条例第 75 条第 2 項）であり、平成 28 年度では全体の 93.5%が該当する。そのほかは、市税条例第 75 条第 1 項第 2 号で定められている生活保護法の規定により生活扶助を受けている者に対する減免が 5.9%、同じく同条第 1 項第 3 号で定められている災害により著しく価格を減じた固定資産に対する減免が 0.6%となっている。

5. 監査の視点

固定資産税・都市計画税について、次の 5 つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- (3) 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- (4) 事務の執行が市内の十分な連携の下に行われているか
- (5) 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

6. 監査手続

固定資産税・都市計画税について、次に記載する手続を実施した。

- (1) 課税事務の流れについて、業務マニュアルや業務フロー図等を入手の上、財政部資産税課課税係から説明を受け、課税事務が法令等に準拠しているか、また、効率的に行われているか調査した。また、マニュアルやフロー図どおりに事務が行われているか、適宜、関連資料の閲覧を行った。
- (2) 課税額の正確性を確保する仕組みが整備されているかという観点から、業務マニュアルや業務フロー図等を入手の上、財政部資産税課課税係から説明を受けた。なお、調査においては適宜、関連資料の閲覧を行った。
- (3) 非課税・減免の事務について、業務マニュアルを入手の上、財政部資産税課課税係から説明を受け、非課税・減免事務は法令等に準拠しているか、また、公平性に問題はないか調査した。さらに、非課税申請書及び減免申請書を閲覧し、法令に準拠した処理が行われているか調査した。

- (4) 次の地域に立地する A 法人、B 法人が所有する土地・家屋について現地視察を行うとともに関連資料を閲覧し、それぞれの法人に係る土地・家屋に対する課税事務が適切になされているかについて調査した。

【現地視察を行った地域】

視察日	対象法人	視察した地域	地域の状況
平成 29 年 9 月 4 日	A 法人	刑部地区の一部	農地、戸建住宅、マンション、小学校等が混在する地域
平成 29 年 9 月 4 日	B 法人	木の本地区の一部	戸建住宅等が立地する地域

7. 監査の結果及び意見

(1) 地図情報システムに係る委託業者選定について（意見⑦）

課税客体を捕捉するための手段の一つとして、地図情報システムによる航空写真を活用した調査を行っているが、当該地図情報システムの毎年度のデータ更新、3年に1度の航空写真の撮影等は業者に委託している。委託業務の具体的な内容としては、各資産担当者が入手した異動情報を基にした地番図と家屋図の作成並びにそれらに基づくシステムデータの更新、異動処理用の資料である評価用地番図の作成（以上は毎年度）、市内航空写真の撮影による固定資産（上空から判別できる部分のみ）の異動状況の識別並びにそれらに基づくシステムデータの更新（3年に1度）などを行っている。

こうした調査は平成 12 年度から実施されているが、実施開始年度以降継続して同一の業者と随意契約により業務委託している状況にある。

この点、航空写真を活用して市内の固定資産異動情報を把握し、システムで一元管理するという業務は、平成 12 年度当時としては先進的な取り組みであったため、委託できる業者も少なく、契約した業者が技術的優位を有していた。市の委託業者は自社開発の地図情報用の基礎ソフトを市の課税業務用にカスタマイズして改良を重ねてきており、かつ、平成 12 年度当時としては最先端の GIS（地理情報システム）を用いて、固定資産に係る各台帳、図面及び航空写真、距離計測要因測定結果を一元管理できるシステムを構築してきたという経緯がある。

路線価の決定にあたっては、3年に1度の評価替えの際に当該システムで基準年度の距離計測等を行ってデータを取得し、それに基づいて路線価の決定を行っているため、仮に業者の変更により距離計測方法の変更が生じた場合、業務上の混乱が生じる恐れがある。業者変更には、このような実務上の弊害が発生する恐れがあることから、平成 12 年度以降継続して同一業者に委託していることについては正当な理由があると認められ、不合理とはいえない。

しかし、上記のような業務の委託は、固定資産税に係る課税客体の捕捉方法として、一般的な手法となってきたり、過去に比べるとデータ移行は比較的容易な状況となってきたり。このように、平成 12 年度当初の状況とは大きく変わっており、かつ、委託開始から 16 年が経過していることから、入札もしくはプロポーザル方式による随意契約等により業者間の競争性、公正性を確保するという観点から、随意契約のあり方について見直しを

検討すべきである。

ただし、見直しに伴い、仮に新たな業者が選定されることとなった場合には、システム入替え等に多大な事務コストを要し、課税事務が滞る恐れもあることから、税務事務が滞らないように最大限、配慮することが望まれる。

(2) 課税誤りのデータ化、一覧化について（意見⑧）

現状、家屋担当、土地担当、償却資産担当のそれぞれで生じた課税誤りについては、課内での打合せにおいて、事例として各担当者間で共有し、注意を促すことで再発防止を図っている。しかしながら、そうした課税誤りの事例は、課内においていつでも閲覧できるような形でデータ化、一覧化して蓄積されているわけではない。

課税誤りは、市民の税務行政に対する信頼を損なうことにつながるため、本来、あってはならないことであり、職員の異動により担当者が変わった場合にも同じ誤りを出さないようにしなければならない。この点、過去に生じた課税誤りの状況について、漠然と要因を把握しているだけでは、再発防止に向けて的確な対応を図ることはできない。過去の課税誤りの事例はデータとして蓄積・分析し、誤りやすい要因についての気づきを得られるようにしておけば、担当者の異動があっても実務上の留意点が継承され、課税誤りの防止に役立つこととなる。

したがって、課税誤りの状況について、年度別に発生件数や状況、要因や対策を一覧化、データ化することを検討されたい。

(3) 償却資産に係る申告書の提出期限後の提出について（意見⑨）

償却資産（機械や工具・器具・備品等）に係る固定資産税は1月1日において事業の用に供している償却資産を有している場合に賦課されるものであり、地方税法第383条で定められているとおり、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月31日までに1月1日現在における償却資産の所有状況について、申告する義務がある。

今回、償却資産に係る申告書綴りについて、サンプル検証を実施したところ、平成28年度の申告について、1月31日を超えて提出されている事例が発見された。

現状、1月31日を超えて提出された申告書については、期限を遵守するよう所有者に伝えつつも、そのまま受け付けている。所有者の中には自身が経営している事業所の決算月に合わせて申告してくる者もいるため、意図的な場合は、八尾市市税条例第81条に基づく過料の対象になり得る旨を伝達し、期限を厳守するように改善を促す必要がある。

(4) 償却資産に係る申告書の賦課期日前提出について（結果②）

前述のとおり、償却資産に係る固定資産税の賦課期日は1月1日であり、その申告は1月1日から1月31日までの間に行う必要がある。

今回、償却資産に係る申告書綴りについてサンプル検証を実施したところ、平成28年度の申告について前年の12月に申告書が提出されており、残り1か月程度において資産状況に変更がないことを口頭で確認しただけで受け付けている事例が発見された。

これは、償却資産については1月に大量の申告書が送付されてくるため、業務上の効率

性を重視して、12 月中に提出されたものについては新規取得等の変更がないことを口頭で確認し受領していたものである。

しかし、実際に 12 月中に償却資産の異動があるか否かについて追跡調査を行っていないため確証は得られておらず、申告内容と実際の資産状況が相違する可能性もある。したがって、賦課期日である 1 月 1 日より前に提出された申告書については所有者へ 1 月 1 日以後に提出するよう説明したうえで返却し、受け付けるべきではない。

(5) 償却資産に係る実地調査の充実について（意見⑩）

地方税法第 408 条に基づく実地調査について、市においては固定資産税のうち土地・家屋を主要な対象として実施している。具体的には、土地については、毎年度実地調査を行い、用途変更がないかどうか等について確かめている。また、家屋については、市内において家屋が新築された場合に立入調査を実施しており、新築後の家屋についても、地図情報システムによる航空写真を活用した調査では判別しづらい大規模な敷地を有する事業者を対象として、任意で毎年 2～3 件立入調査を実施し、継続的に増築等の状況変化がないかどうかについて確かめている。さらに、大規模事業者以外の一般家屋等についても、毎年度実地調査を行い、増築や非課税用途変更の有無等がないかどうかについて確かめている。

一方、償却資産については、新築家屋の立入調査と大規模事業者に対する家屋調査の際に担当者が随行し、家屋に係る立入調査と合わせて実施している。しかし、大規模事業者以外の事業者については、新築後の立入調査を行っていないため、新築後の各年度において申告内容と実際の償却資産の所有状況に相違があったとしても確かめることが出来ない状況にある。

償却資産は、一般に家屋に比べてライフサイクルが短く、比較的増減が生じやすいという特徴がある。加えて、所有者からの申告に基づいて課税が行われるという特徴があることから、申告が漏れなく確実に行われており、かつ、申告内容が正確であることを確かめることが重要となる。この点、現状では、大規模事業者以外の事業者について、償却資産の増減があったとしても申告が漏れなく正確に行われているかを確かめる術がないため、申告された内容をそのまま受理せざるを得ない。

したがって、課税漏れや課税誤りを防止する観点で八尾市行財政改革行動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）でも課税客体の捕捉強化として掲げられていることに鑑み、家屋を新築した事業者及び大規模事業者以外に立入調査の対象を拡げることが望ましい。それによって、申告内容に漏れや間違いが発見された場合には、税額の変更を行い、過年度から申告すべきであった資産が発見された場合には、遡って課税を行うこととなる。

このように、立入調査の対象を拡げることによって、未申告・過少申告事業者を牽制し、市内における適正申告の風土を醸成することが望まれる。

(6) e L T A X と償却資産に係る固定資産税システムの連携について（意見⑪）

償却資産の申告については、書面による申告書等の持参又は送付による提出以外に、申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて送信する電子申告が認められてい

る。所有者が電子申告を行うにあたっては、平成 15 年 8 月に設立された「地方税電子化協議会」においてシステム開発が行われ、運用されている地方税のポータルシステムである e L T A X（エルタックス）が全国共通で用いられている。

現状、所有者より e L T A X を通じて申告がなされた際には、市において内容をチェックしたのち、申告データを市で管理している固定資産税管理システムに入力して申告情報の登録を行っている。その後、固定資産税管理システムにおいて納税額が自動計算され、納税通知書が出力されるという流れになっている。償却資産に係る申告期間は 1 月 1 日から 1 月 31 日までであるが、当該期間に書面申請約 5,000 件、電子申請約 1,000 件、合わせて 6,000 件程度の申告書が一時に届き、その後の内容確認、システムへの入力を少人数で処理している状況となっている。

市において、償却資産に係る電子申告の割合は、平成 28 年度で 19.4% となっており、その割合は年々増加している。国は電子申告の更なる普及に力を入れており、e L T A X の仕様を変更する等して、所有者側の利便性向上を図っていることから、電子申告の割合は、今後、更に増加するものと考えられる。

このような流れの中、e L T A X と市の固定資産税管理システムが連携していないため、現状は電子申告で受け付けた申告データを手入力することで市の固定資産税管理システムに取り込んでいる。e L T A X から市の固定資産税管理システムへの自動取込みが困難な要因としては、過年度に申告された資産情報と当年度に申告された資産情報とのマッチングが現状では目視による方法でなければ実施できないことが挙げられる。仮にマッチングを実施しなければ、過年度に申告された資産と当年度に申告された資産で同一のものがある場合でも当年度の新たな資産として重複してシステム登録されてしまうため、一つの資産につき、二重で課税されてしまうこととなる。したがって、当該マッチングを行い、過年度申告時に既にシステム登録されている資産を除外したうえで、新たな資産をシステム登録する必要があるが、e L T A X 上の申告資産情報と市でシステム管理している資産情報の共通コード等が設定されていないため、市の職員が目視等の手作業で当該マッチング作業を行っているのが現状である。これを解決するには、申告側のシステムである e L T A X と市で管理している固定資産税管理システムで共通の資産コードの設定やルール、仕組みづくりを行うことが必要であるが、先述のとおり、e L T A X は国の旗振りのもと、地方税電子化協議会で運用されているため、市単独でこれらの問題に対応するのは困難な状況となっている。

この点、市は地方税電子化協議会に対して、償却資産に係る電子申告について、e L T A X で申告された償却資産データが各自治体の固定資産税管理システムに自動取込みされるよう、e L T A X の仕様変更、資産コード設定の仕組みづくり等を検討するように申し入れする必要がある。当該取組みにより、電子申告に伴い各自治体で発生するデータ突合・確認作業、および各自治体が管理している固定資産税管理システムへの入力、登録作業等が大幅に軽減されるため、職員は削減された時間を課税客体の捕捉等、他業務に振り向けられるものと考えられる。なお、e L T A X の仕様を改善する場合、例えば、e L T A X において、各自治体の過年度の償却資産データを保管しておき、申告内容とのマッチングを行い、新規資産に係るデータとエラーリストを各自治体に送信することが考えられ

る。そうすることで、各自治体においては、受け取ったデータの固定資産税管理システムへの自動取込みとエラーリストの個別確認を行うだけでよく、入力ミス等の防止にもつながるものと考えられる。

(7) 税務署保有情報の閲覧方法の効率化について（意見⑫）

地方税法第354条の2において、固定資産税の課税に必要な関係書類の閲覧について、市町村から請求があった場合には、国はこれに対応する必要がある旨が定められている。当該定めに基づき、国税庁が保有する情報について、市の担当者が資料閲覧請求を行い、税務署まで出向いて資料を閲覧している。固定資産税に係る関係書類の閲覧対象は、具体的には貸借対照表、固定資産台帳、減価償却資産に係る附属明細書の3点であるが、当該関係書類の閲覧にあたっては、毎年、閲覧の時期や閲覧件数等について、事前協議をしたうえで資料閲覧を行っている。

平成23年1月からeLTAXを通じた国税連携の運用が開始されており、国税庁が持つ所得税確定申告データについては、eLTAXを通じて各自治体に送付されており、自治体側では請求、資料閲覧のための訪問、記録等の負担が削減されている。このような効果が見込まれることから、市は国に対して、適用対象を拡大し、固定資産税の関係書類（貸借対照表、固定資産台帳、減価償却資産に係る附属明細書）についても、所得税確定申告データと同様に、eLTAXを通じた国税連携を図ることを検討するように申し入れする必要がある。

(8) 公衆浴場に係る固定資産税の減免について（意見⑬）

公衆浴場に係る固定資産税については、納税義務者の申請に基づき、3分の2（福祉入浴援助事業を行う公衆浴場施設であれば6分の5）に相当する額の減免が認められている（市税条例第75条第2項、市税条例施行規則第7条第2項第7号）。公衆浴場については、入浴料金が物価統制令により規制されていること、公衆衛生の向上への寄与が期待されていること等、その公共性に配慮して、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、国、市町村が公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずる必要があること、必要と認める場合には、助成その他必要な措置を講ずる必要がある旨が定められている。また、自治省（現総務省）から、平成10年4月1日付で、公衆浴場に係る固定資産税について、税額の3分の2を軽減することが適当である旨が通知されている。

市はこの通知をもとに平成10年に減免規定を改定したが、以降、現在まで当該規定について見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。

こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はあると考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。

【4】軽自動車税

1. 軽自動車税の概要

(1) 軽自動車税の納税義務者

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の所有（登録）者を納税義務者として課される税金である。軽自動車税の納期限は、5月31日（休日の場合は、翌日又は翌々日）である。なお、軽自動車税には月割制度がないため、4月2日以降に廃車や名義変更の手続をしても、その年度分の軽自動車税の納税義務は免れない。また、軽自動車等を廃車・譲渡した場合は申告が必要となり、申告されない場合は従前の所有者が引き続き納税義務を負う。

(2) 軽自動車税の税額

①原動機付自転車、二輪の軽自動車、小型自動車、小型特殊自動車（平成28年度から新税率適用）

税 額（年額）		
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	90cc 以下	2,000 円
	125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽自動車	軽二輪	3,600 円
二輪の小型自動車		6,000 円
小型特殊自動車	農耕用	2,400 円
	その他	5,900 円

（出所：「市民税ハンドブック平成29年度版」より監査人作成）

②三輪及び四輪以上の軽自動車（以下「車両」という。）

平成27年4月1日以降に最初の新規登録を受けた車両については新税率が適用されている。

同時に、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した車両について、新税率の概ね20%が重課税として加算されている（ただし、電気自動車、ガソリンハイブリッド自動車等は除く。）。

税 額（年額）					
車種			平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両の税率	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両の税率	重課税率 （最初の新規検査から13年を経過した税率）
軽自動車	軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	四輪貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

なお、重課税率の適用年度については、次のとおりである。

軽自動車税 重課税率適用年度 早見表		
初度検査年月（車検証に記載）	重課税率適用年度	備考
平成 14 年以前	平成 28 年度～	—
平成 15 年～平成 16 年 3 月	平成 29 年度～	(注)
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月	平成 30 年度～	—
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	平成 31 年度～	—
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	平成 32 年度～	—

(注) 車検証の初度検査年月は、平成 15 年 10 月 14 日以前に登録された車両については月が記載されていないものがあるため、平成 15 年以前の初度検査の月は 12 月と読み替える。(出所：「市民税ハンドブック平成 29 年度版」より監査人作成)

③グリーン化特例（軽課）について

平成 28 年度から、適用期間中に新規登録を受ける排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用されている。

例えば、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両の場合、次のとおり平成 29 年度分の軽自動車税の税率が軽減されている。

なお、税制改正に伴い、グリーン化特例の基準を一部見直したうえで、2 年延長（平成 30 年度及び平成 31 年度）されている。

平成 29 年度の軽自動車税グリーン化特例（軽課）対象及び軽課割合		
対象車		内容
電気自動車 天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）		概ね 75%軽減 (例) 乗用自家用の 軽四輪 2,700 円
ガソリン車 ハイブリッド車	・乗用車 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ・貨物車 平成 27 年度燃費基準+35%達成	概ね 50%軽減 (例) 乗用自家用の 軽四輪 5,400 円
	・乗用車 平成 32 年度燃費基準達成 ・貨物車 平成 27 年度燃費基準+15%達成	概ね 25%軽減 (例) 乗用自家用の 軽四輪 8,100 円

税率については、次のとおりである。

税 額（年額）						
車種			標準税率	グリーン化特例（軽課）		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
三輪			3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
四輪 以上	乗用	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
		営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
	貨物	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円
		営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円

※ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において、平成 21 年以降適用される排出ガス規制である。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車に限る。

(出所:「市民税ハンドブック平成 29 年度版」より監査人作成)

(3) 軽自動車税に関する届出

軽自動車等の所有（登録）者は、異動（名義変更、廃車等）が発生した場合は、次の場所で速やかに申告を行う必要がある。

車種	申告場所
原動機付自転車、小型特殊自動車	市民税課税制係
二輪軽自動車、二輪小型自動車	近畿運輸局大阪運輸支局
三輪、四輪軽自動車	軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所

(出所:「市民税ハンドブック平成 29 年度版」より監査人作成)

(4) 軽自動車税の減免

市長は次に掲げる軽自動車等に対して、軽自動車税を減免することができる。なお、軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに申請書を提出する必要がある。

減免対象	市税条例	減免率
公益のため直接専用する軽自動車等	第 94 条 第 1 項第 1 号	全額
生活保護法の規定によって生活扶助を受けている者が所有し、又は使用する軽自動車等	第 94 条 第 1 項第 2 号	全額
身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1 台に限る。）	第 95 条 第 1 項第 1 号	全額
その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等	第 95 条 第 1 項第 2 号	全額

(出所:「八尾市市税条例」及び「八尾市市税条例施行規則」より抜粋及び監査人作成)

(5) 軽自動車税の課税の網羅性

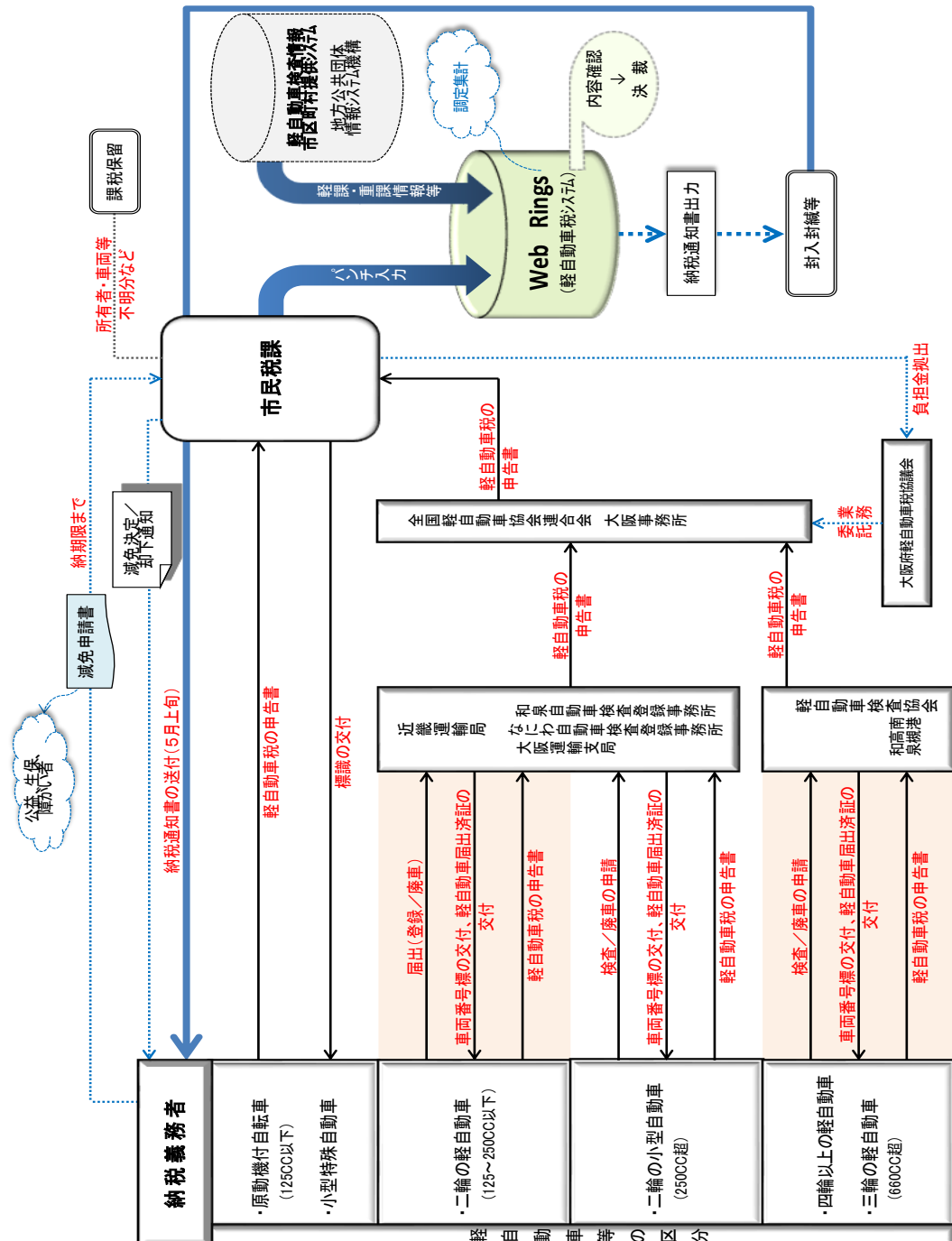
軽自動車税は、原動機付自転車（125 cc 以下）及び小型特殊自動車については、市で標識の交付を行うとともに申告書の受付を行っているため、標識の交付者と納税義務者を把握することで申告・納付の網羅性を把握している。また、上記以外の軽自動車等については、全国軽自動車協会連合会大阪事務所から登録された軽自動車等の申告書が送付されてくるため、それをもとに把握を行っている。

2. 軽自動車税にかかる事務の組織体制

軽自動車税の事務については、税制係2名（平成29年4月1日現在。管理職を除く。）の体制を構築している。

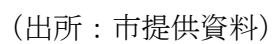
3. 軽自動車税の事務の流れ

【課税事務 業務概要図】



(出所：市提供資料)

4 月 以 降



4. 軽自動車税の推移

(1) 過去5年間の軽自動車税の調定額と収入額の推移

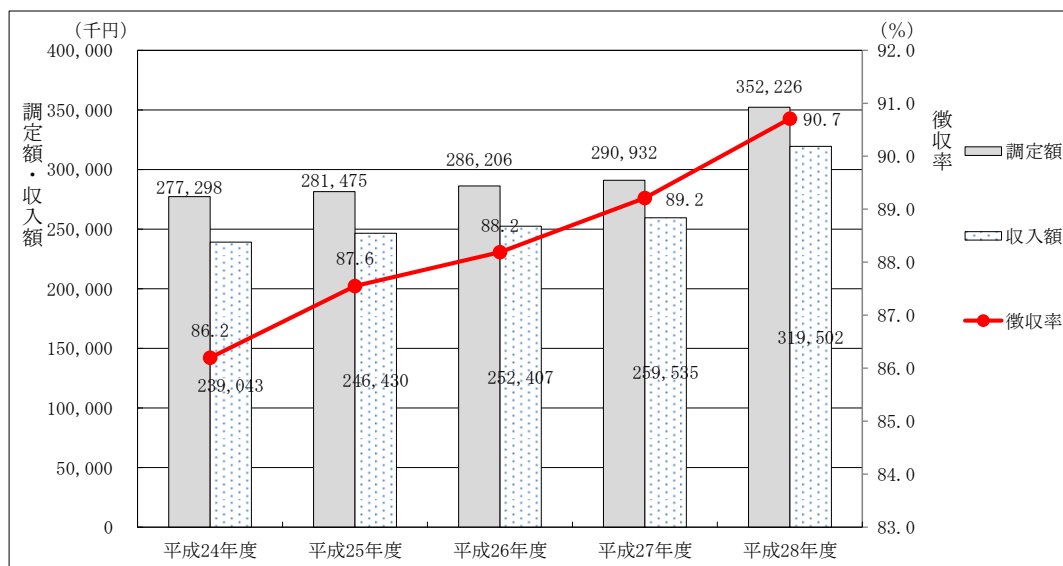
過去5年間の軽自動車税の調定額と収入額の推移は次のとおりである。

【過去5年間の軽自動車税の調定額と収入額の推移表】

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	242,769	231,050	95.2	249,165	238,866	95.9
滞納繰越	34,529	7,993	23.2	32,310	7,564	23.4
合計	277,298	239,043	86.2	281,475	246,430	87.6

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	256,733	246,243	95.9	263,385	253,410	96.2
滞納繰越	29,473	6,164	20.9	27,547	6,125	22.2
合計	286,206	252,407	88.2	290,932	259,535	89.2

	平成 28 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	327,443	313,493	95.7
滞納繰越	24,783	6,010	24.3
合計	352,226	319,503	90.7



(出所：市提供資料より監査人作成)

調定額は平成24年度から毎年度増加している。これは、次の(2)にもあるように、課税額の約60%強を占める軽自動車の四輪乗用の課税台数が毎年度増加していることによる。なお、軽自動車の四輪乗用の課税台数が増加しているのは、他の乗用車に比較して購入価格や維持費用が安価であることが考えられる。

(2) 過去5年間の軽自動車税の課税台数及び課税額の推移

過去5年間の軽自動車税の課税台数及び課税額の推移は次のとおりである。

【過去5年間の軽自動車税の課税台数及び課税額の推移表】

(単位：台、千円)

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	50cc以下	課税台数	21,075	20,431	20,025	19,446	18,877
		課税額	21,075	20,431	20,025	19,446	37,754
	50cc超 90cc以下	課税台数	906	859	835	812	776
		課税額	1,087	1,031	1,002	974	1,552
	90cc超	課税台数	3,549	3,811	4,128	4,352	4,566
		課税額	5,678	6,098	6,605	6,963	10,958
	ミニカー	課税台数	135	138	158	163	167
		課税額	338	345	395	408	618
	小計	課税台数	25,665	25,239	25,146	24,773	24,386
		課税額	28,178	27,905	28,027	27,791	50,882
軽自動車	二輪車	課税台数	2,869	2,888	2,903	2,917	2,916
		課税額	6,886	6,931	6,967	7,001	10,498
	三輪車	課税台数	2	2	2	2	2
		課税額	6	6	6	6	9
	四輪乗用	課税台数	21,106	22,073	23,169	24,151	24,779
		課税額	151,948	158,910	166,800	173,869	200,757
	四輪貨物	課税台数	10,804	10,629	10,458	10,331	10,118
		課税額	42,697	42,007	41,317	40,835	44,921
	小計	課税台数	34,781	35,592	36,532	37,401	37,815
		課税額	201,537	207,854	215,090	221,711	256,185
小型特殊自動車	農耕用	課税台数	82	86	90	91	92
		課税額	131	138	144	146	221
	その他	課税台数	670	697	691	702	697
		課税額	3,149	3,276	3,248	3,299	4,112
	小計	課税台数	752	783	781	793	789
		課税額	3,280	3,414	3,392	3,445	4,333
二輪小型自動車		課税台数	2,437	2,474	2,533	2,589	2,653
		課税額	9,748	9,896	10,132	10,356	15,918
合計		課税台数	63,635	64,088	64,992	65,556	65,643
		課税額	242,743	249,069	256,641	263,303	327,318

(出所：市提供資料より監査人作成)

(3) 過去5年間の減免件数及び減免額の推移

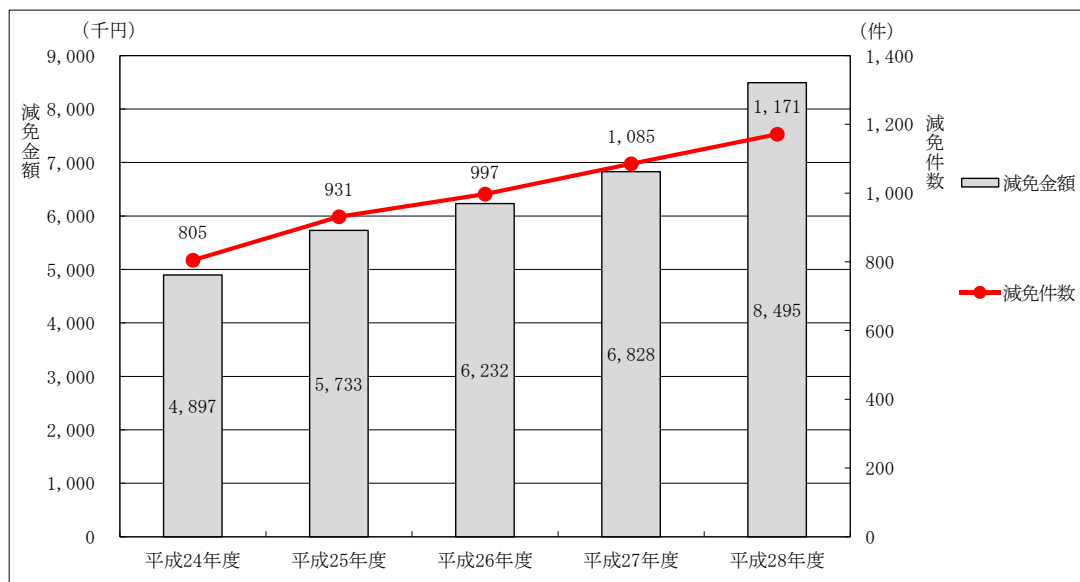
過去5年間の減免件数及び減免額は次のとおりである。

なお、減免事由は八尾市市税条例の条項に基づいている。

【過去5年間の減免件数及び減免額の推移表】

(単位：件、千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第94条第1項 第1号	減免件数	179	195	188	196	196
	減免額	706	780	786	853	1,005
第94条第1項 第2号	減免件数	1	1	—	—	1
	減免額	7	7	—	—	13
第95条	減免件数	625	735	809	889	974
	減免額	4,183	4,944	5,444	5,973	7,477
合計	減免件数	805	931	997	1,085	1,171
	減免額	4,897	5,733	6,232	6,828	8,495



(出所：市提供資料より監査人作成)

減免については、件数、金額ともに平成24年度以降増加傾向となっている。これは、年々、身体障害者等に対する軽自動車等の減免申請が増加していることによる。

5. 監査の視点

軽自動車税について、次の5つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- (3) 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- (4) 事務の執行が庁内の十分な連携の下に行われているか
- (5) 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

6. 監査手続

軽自動車税について、次に記載する手続を実施した。

- (1) 軽自動車税にかかる事務について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行った。
- (2) 軽自動車税の減免について、減免申請書及び関連資料の閲覧を行った。

7. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【5】市たばこ税

1. 市たばこ税の概要

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者（以下「製造たばこの製造者等」という。）が、市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数を課税標準として、製造たばこの製造者等に課される税金である。

市たばこ税は、たばこの価格に上乗せされるため、最終的にはたばこの消費者の負担となるものである。また、製造たばこの製造者等が市内の小売店に売り渡したたばこの本数に基づいて計算されるため、市内の売上げが多くなれば市の税収が増えることになる。

税額は、旧 3 級品（注 1）以外は売り渡したたばこの本数×税率（1,000 本につき 5,262 円）となっており、納税義務者が、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売り渡したたばこに対して算出した税額を申告し、納付することになっている。

（注 1）旧 3 級品とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの銘柄を指す。また、税制改正により次のとおり平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に、旧 3 級品にかかる特例税率が段階的に縮減・廃止される。

【旧 3 級品にかかる特例税率】（税率：円／1,000 本）

実施時期	平成 28 年 4 月 1 日から	平成 29 年 4 月 1 日から	平成 30 年 4 月 1 日から	平成 31 年 4 月 1 日から
税率	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円

（注 2）市たばこ税とは別に、次の税が課されている。

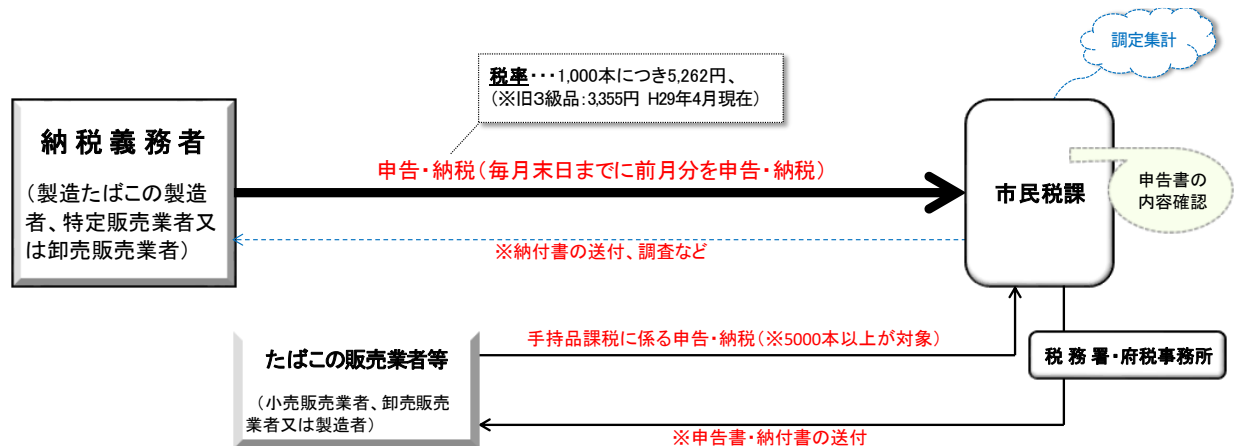
- ・国たばこ税 1,000 本につき 5,302 円
- ・国たばこ特別税 1,000 本につき 820 円
- ・府たばこ税 1,000 本につき 860 円

（出所：「市民税ハンドブック平成 29 年度版」より監査人作成）

2. 市たばこ税にかかる事務の組織体制

市たばこ税の事務については、税制係 1 名（平成 29 年 4 月 1 日現在。管理職を除く。）の体制を構築している。

3. 市たばこ税の事務の流れ



(出所：市提供資料)

課税額については、大阪府から各年度末に送付される毎月の明細表（たばこ税市町村別事業者別売渡本数明細表）と申告書を突合し、申告書の課税額を確かめるとともに納税義務者の網羅性を把握している。

4. 市たばこ税の推移

(1) 過去5年間の市たばこ税の調定額と収入額の推移

過去5年間の市たばこ税の調定額と収入額の推移は次のとおりである。

【過去5年間の市たばこ税の調定額と収入額の推移表】

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	2,246,970	2,246,970	100.0	2,598,960	2,598,960	100.0
滞納繰越	—	—	—	—	—	—
合計	2,246,970	2,246,970	100.0	2,598,960	2,598,960	100.0

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	2,550,315	2,550,315	100.0	2,515,874	2,515,874	100.0
滞納繰越	—	—	—	—	—	—
合計	2,550,315	2,550,315	100.0	2,515,874	2,515,874	100.0

	平成 28 年度		
	調定額(千円)	収入額(千円)	徴収率(%)
現年課税	2,077,840	2,077,840	100.0
滞納繰越	—	—	—
合計	2,077,840	2,077,840	100.0

(出所：市提供資料より監査人作成)

市たばこ税の直近5年間の調定額及び収入額は減少傾向にあるが、これは喫煙者の減少（次表の喫煙者率の推移参照）による影響を受けているものと考えられる。

【参考：過去5年間の喫煙者率の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男性	32.7%	32.2%	30.3%	31.0%	29.7%
女性	10.4%	10.5%	9.8%	9.6%	9.7%
合計	21.1%	20.9%	19.7%	19.9%	19.3%

（出所：日本たばこ産業株式会社ホームページより抜粋）

また、税制改正により、全体の税率は変わらないものの、道府県たばこ税の税率が下がり、市たばこ税の税率がその分上がったことにより、市たばこ税の調定額も平成25年度より増加した。

なお、平成28年度は、たばこの小売販売許可を有している大口の事業所が市外に移転したことにより、調定額及び収入額ともに大幅に減少している。

（2）区分別での標準数量、税率、税額

過去5年間の課税標準数量、税率、課税額の推移は次のとおりである。

【過去5年間の課税標準数量、税率、課税額の推移表】

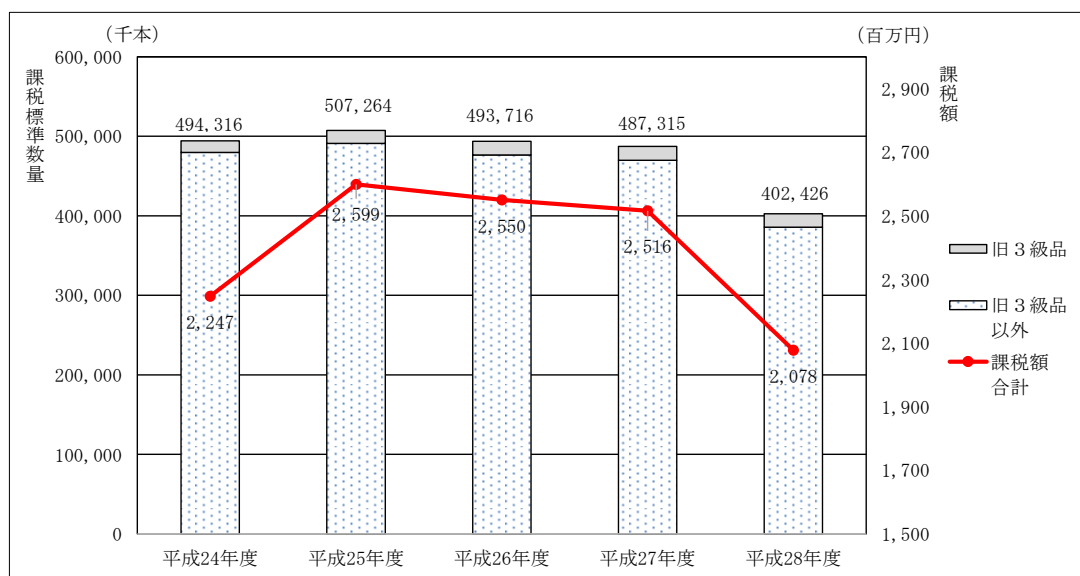
（単位：千本、千本あたり（円）、千円）

	平成24年度			平成25年度		
	課税標準数量	税率	課税額	課税標準数量	税率	課税額
旧3級品以外	479,579	4,618	2,214,697	490,996	5,262	2,558,751
旧3級品	14,737	2,190	32,273	16,268	2,495	40,209
合計	494,316	—	2,246,970	507,264	—	2,598,960

	平成26年度			平成27年度		
	課税標準数量	税率	課税額	課税標準数量	税率	課税額
旧3級品以外	476,506	5,262	2,507,376	469,831	5,262	2,472,251
旧3級品	17,210	2,495	42,939	17,484	2,495	43,623
合計	493,716	—	2,550,315	487,315	—	2,515,874

	平成28年度		
	課税標準数量	税率	課税額
旧3級品以外	385,745	5,262	2,029,790
旧3級品	16,681	2,925	47,844
合計	402,426	—	2,077,634

※平成28年度課税額には手持品課税分が含まれている。



(出所：市提供資料より監査人作成)

5. 監査の視点

市たばこ税について、次の5つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- (3) 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- (4) 事務の執行が庁内の十分な連携の下に行われているか
- (5) 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

6. 監査手続

市たばこ税について、次に記載する手続を実施した。

- (1) 市たばこ税にかかる事務について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行った。
- (2) 市たばこ税の調定額について、調定書及び申告書の一致を確かめた。

7. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【6】入湯税

1. 入湯税の概要

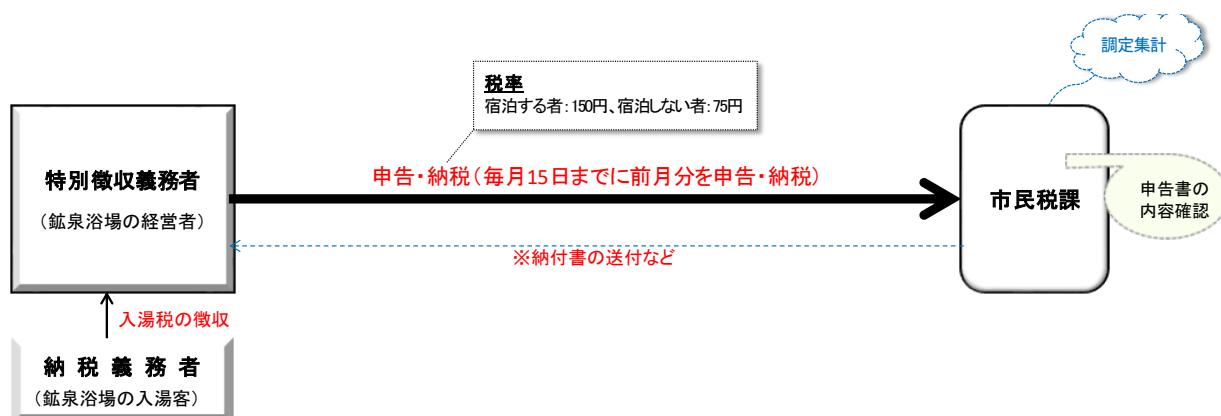
入湯税は、鉱泉浴場（温泉）における入湯行為に対し、入湯客に課される税金である。また、市の環境衛生施設や観光の振興等に充てるために設けられた目的税である。納税義務者は鉱泉浴場（温泉）の一般入湯客（ただし、12 歳未満の入湯客は除く）であるが、浴場経営者が入湯客から税を預かり、特別徴収義務者となって納付申告書の提出とともに納税する義務を負っている。

税率は、1 日 1 人あたり宿泊客 150 円、日帰り客 75 円である。

2. 入湯税にかかる事務の組織体制

入湯税の事務については、税制係 1 名（平成 29 年 4 月 1 日現在。管理職を除く。）の体制を構築している。

3. 入湯税の事務の流れ



（出所：市提供資料）

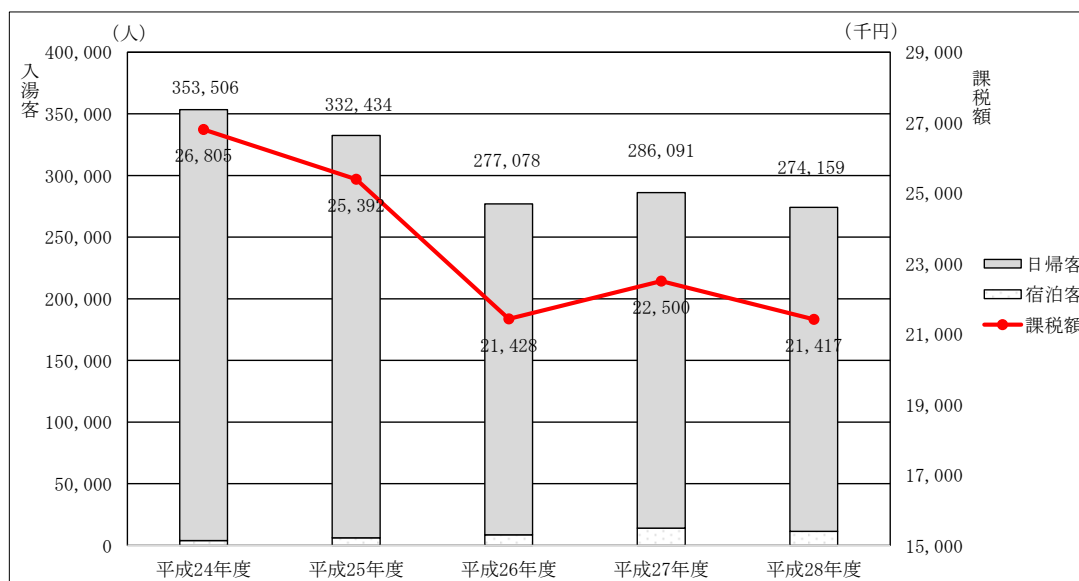
4. 入湯税の推移

（1）過去 5 年間の入湯税の入湯客数及び課税額の推移

過去 5 年間の入湯税の入湯客数及び課税額の推移は次のとおりである。

【過去 5 年間の入湯税の入湯客数及び課税額の推移表】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
宿泊客(人)	3,900	6,120	8,626	13,913	11,403
日帰客(人)	349,606	326,314	268,452	272,178	262,756
課税額(千円)	26,805	25,392	21,428	22,500	21,417



(出所：市提供資料より監査人作成)

入湯税の直近5年間の課税額は減少傾向にあるものの、徴収率は100%となっている。

5. 監査の視点

入湯税について、次の5つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 事務の執行が関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか
- (2) 事務を執行する部署の組織体制や人員が適切であるか
- (3) 組織体制や人員を勘案した効果的かつ効率的な業務フローが構築されているか
- (4) 事務の執行が庁内の十分な連携の下に行われているか
- (5) 関連する事務事業の情報管理が適切に行われているか

6. 監査手続

入湯税について、次に記載する手続を実施した。

- (1) 入湯税にかかる事務について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行った。
- (2) 入湯税の調定額について、調定書及び申告書の一致を確かめた。

7. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【7】収納管理事務

1. 収納管理事務にかかる組織体制

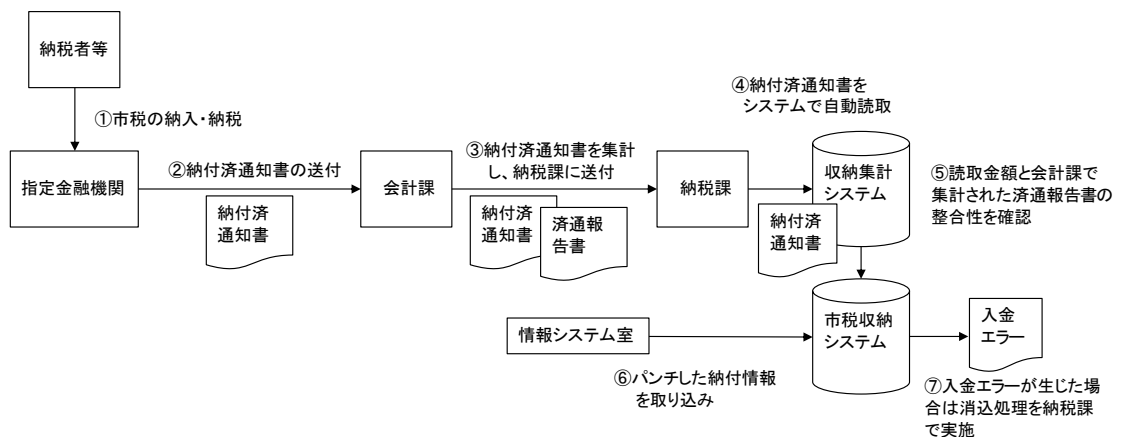
調定された税額について、納税義務者又は特別徴収義務者は納付書や口座振替により納付又は納入する。ただし、市税の更正、決定又は賦課決定は原則5年間可能であるため、税額の変更、取消等に伴う過誤納金の還付・充当等の処理が必要になる。

これら納付後の収納状況の管理、小切手、手形等の有価証券による納付・納入の受託、市税の口座振替事務、過誤納金の還付・充当、納税証明書の発行、予算の管理・執行及び庶務全般等の収納事務は、財政部納税課管理係6名（平成29年4月1日現在）が担当している。

2. 収納管理事務の概要と流れ

収納管理事務の概要は次のフローに従って実施される。

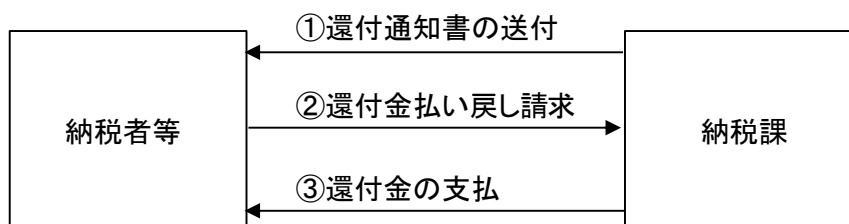
【収納管理事務】



なお、市税の納付方法としては、口座振替、金融機関窓口、コンビニエンスストア等を利用することができる。

還付事務については、過誤納金が発生したが納税者等における他の未納市税等の充当先がない場合に、次のように納税課から納税者等へ還付通知書を送付し、納税者等が市へ還付金の支払を請求することにより行われる。

【還付事務】



3. 監査の視点

収納管理事務について、次の5つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 収納管理事務は所定の手続及び法令等に準拠して執行されているか
- (2) 収納管理事務は効率的かつ効果的に執行されているか
- (3) 課税情報と収入情報が適切に取り込まれ、照合を正確に実施する仕組みが構築されているか
- (4) 還付金の処理の正確性は確保されているか
- (5) 還付金未済分に関する事務は適時に実施されているか

4. 監査手続

- (1) 収納管理事務及び還付事務の流れについて財政部納税課管理係に質問等を行い、業務の流れの説明を受け、適宜、関連資料を閲覧し、収納管理事務が法令に準拠しているか調査した。
- (2) 納付情報の取り込み誤りを防ぐための仕組みの整備状況について、財政部納税課管理係担当者より説明を受け、適宜、関連資料を閲覧した。
- (3) 課税情報と収入情報の照合作業の正確性確保のための仕組みの整備状況について、財政部納税課管理係担当者より説明を受け、適宜、関連資料を閲覧した。

5. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

【8】滞納整理事務

1. 滞納整理事務にかかる組織体制

滞納整理とは、納税者等が納期限までに市税を納付しない時に行われる一連の事務処理を総称するものであり、具体的には督促、催告、滞納処分、猶予及び滞納処分の執行停止等がある。

市の滞納整理業務は、財政部納税課に納税係及び整理係を設置して行っている。納税係と整理係の人員と業務内容は次の表のとおりである。

【財政部納税課における納税係、整理係の人員数と業務内容】

係	人員数	業務内容
納税係	12 人	(1) 市税等の納税指導及び納税相談に関すること。 (2) 市税等の滞納処分に係る差押え又は交付要求に関すること。 (3) 市税等の徴収猶予及び繰上徴収に関すること。 (4) 市税等の滞納処分執行停止及び不納欠損処分に関すること。 (5) 市税等の督促状及び催告書の発行に関すること。 (6) 市税等の徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。
整理係	4 人	(1) 差押財産の公売処分及び換価の猶予に関すること。 (2) 市税等の滞納処分に係る異審申立て及び訴訟の処理に関すること。 (3) 滞納処分に係る差押え後の事案及び交付要求後の事案の処理に関すること。 (4) 市税等の滞納処分執行停止及び不納欠損処分に関すること。

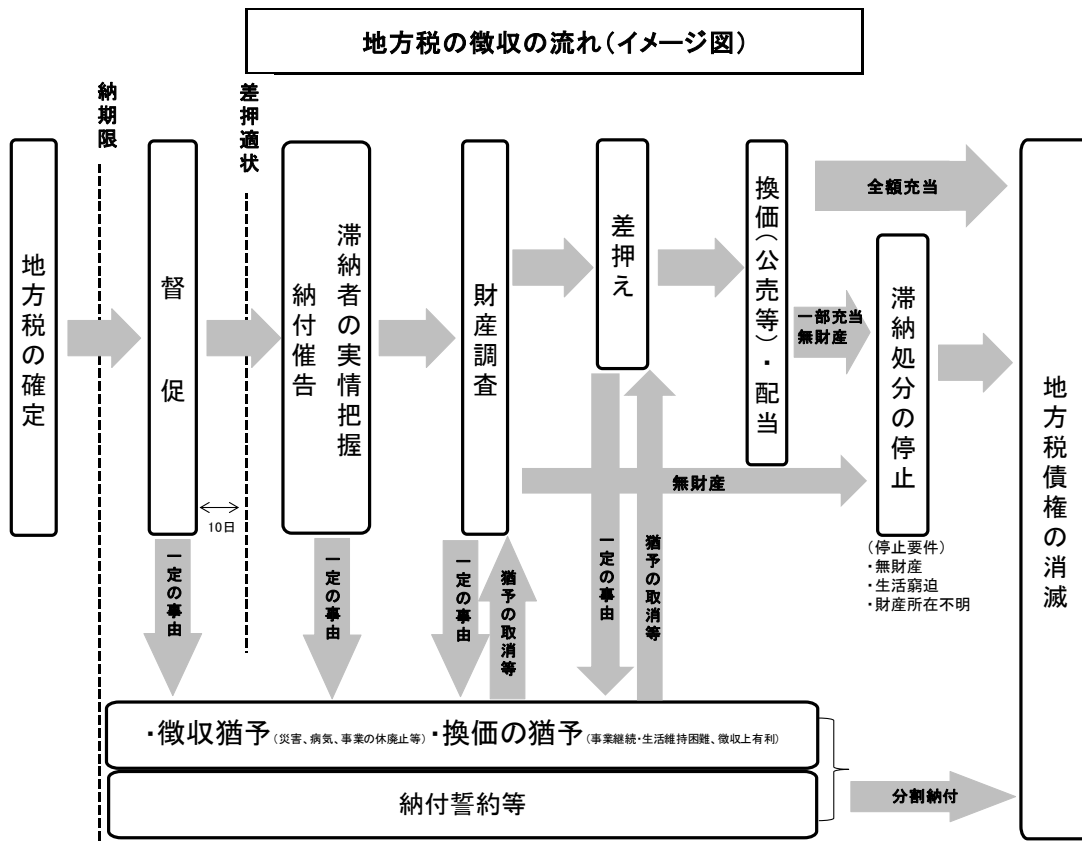
(出所：市提供資料より監査人作成)

(注) 人数は、平成 29 年 4 月 1 日現在（管理職を除く）。

2. 滞納整理事務の概要と流れ

滞納整理事務の概要は次のとおりである。市は主として次のフローに従って滞納整理事務を実施し、収納管理・滞納整理システムによって管理している。

【滞納整理事務の流れ】



(出所：市提供資料)

滞納整理事務は、地方税の確定後、納税者等が納期限内に市税を納付・納入しない場合に、（１）督促、（２）催告を行い、それでもなお納付・納入が行われない場合には、滞納者の実情把握、納付催告を実施し、（３）財産調査、（４）差押・換価及び交付要求等の滞納処分、（５）徴収猶予、換価の猶予等を行い、納税者等が自主納付を行うように導くことを目的としている。一定の事由が認められる場合には、（６）滞納処分の執行停止といった納税の緩和措置などを行い、滞納している事案を完結する手続を踏む。（７）消滅時効が完成した場合や執行停止期間が３年経過した場合は、滞納者に対する税の徴収権が消滅し、会計上、不納欠損処理を行うこととなる。

なお、納期限の翌日から納付の日までの期間は（８）延滞金が発生し、徴収された金銭は本税に優先的に充てられることとなっている。

そのほか、徴収困難な高額事案については適宜（９）大阪府域地方税徴収機構との連携により滞納整理を進めている。

なお、市は滞納整理事務全般に関して「事務処理要領」を定め、滞納整理事務を行う際の手順や基本的な考え方をまとめている。

(1) 督促について

督促とは、納税者等が、納付・納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付・納入を催促することであり、督促状の発付により実施される。督促状の発付は、納期限後 30 日以内に行わなければならない（地方税法 329 条第 1 項、第 3 項、八尾市市税条例

第 58 条)。督促には、滞納処分の実行要件としての効力（地方税法第 331 条第 1 項、第 373 条第 1 項ほか）や徴収権の消滅時効を中断する効力（地方税法第 18 条の 2 第 1 項 2 号）がある。また、口頭による督促は無効であり、督促は書面によらなければならない。督促は、1 回限り行うものであり、初回以降なされる納税の請求に、督促としての効力はなく、履行の催告としての効力しか発生しない。

市では、年間の督促状発付スケジュール表を作成し、業務の進行管理を実施している。過去 5 年間の督促状の発付件数は次のとおりである。

【督促状の発付件数】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
発付件数(件)	79,456	73,354	71,892	68,486	67,087

(出所：市提供資料より監査人作成)

(2) 催告について

催告とは、督促状を発してもなお完納されない場合に、さらに納付・納入を促すために実施されるものである。催告について税法上の根拠規定はなく、督促に認められるような時効の中断の効力はない。

市では、年間の催告書発付スケジュール表を作成し、業務の進行管理を実施している。過去 5 年間の催告書の発付件数は次のとおりである。

【催告書の発付件数】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
発付件数(件)	72,151	66,636	60,361	54,820	52,234

(出所：市提供資料より監査人作成)

(3) 財産調査について

財産調査は、差押可能な財産を発見するというだけでなく、調査の過程で滞納者の生活状況を把握することができ、場合によっては滞納者と接触、交渉することで自主納付を指導することができるため、非常に重要な手続である。

市の徴税吏員は質問及び検査（国税徴収法第 141 条）により、財産を調査することができる。

財産調査の対象は、不動産、各種債権等であり、市では「事務処理要領 6. 差押財産選択基準要領」内に「財産調査要領」を定め、財産の種類ごとに調査方法と留意点をまとめている。

財産調査の結果、差押可能な財産の存在が発見された場合には、必要に応じて差押等の滞納処分に係る手続を行う。滞納処分をすることができる財産が存在しない場合や、滞納処分をすることによりその滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合等は、滞納処分の執行を停止することとなる。

(4) 滞納処分について

滞納処分とは、滞納者が督促を受けても完納しない場合に、市が行う強制徴収手続の総

称である。

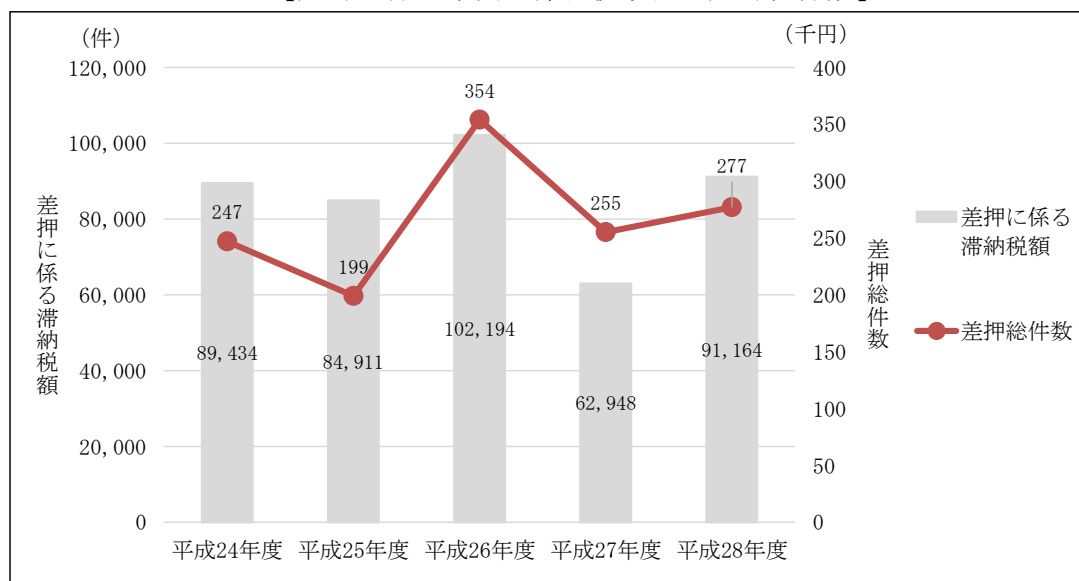
地方税法では、滞納者が督促を受けても完納しない場合は、滞納者の財産を差押えなければならないとされている（地方税法第331条第1項、第373条第1項ほか）。

差押が行われると滞納者の財産処分が禁止され、市は換価、配当の一連の手続きを行って滞納額を回収する。また、交付要求や参加差押も滞納処分の一種である。

市では差押に関して「事務処理要領 6. 差押財産選択基準要領」内に「差押財産について」及び「差押財産選択表」を定め、どのような財産を優先的に差押えるかを定めている。

過去5年間の差押に係る年度別滞納税額と件数は次のとおりである。

【差押に係る年度別滞納税額及び差押総件数】



(出所：市提供資料より監査人作成)

市によると、平成26年度から滞納整理の新システムが本格稼働したことにより、従前に比べ効率的に滞納整理事務を実施することができるようになったため、差押金額及び件数が一時的に増加しているとのことである。

(5) 納税の緩和制度について

納税者等のうち納税催告に応じない者、誠実な納税意思のない者については、強制徴収の方向で処理することとなるが、一定の事由に該当する者には徴収猶予、換価の猶予、及び滞納処分の執行停止（(6) 参照）の納税の緩和措置をとることができる。

① 徴収猶予

徴収猶予とは、納税者等が災害や病気、又は事業の休廃止など一定の事由が発生し、市税の納付が困難となった場合に、納税者等の申請に基づき、その徴収を猶予することをいう（地方税法第15条第1項、同条第2項）。

また、徴収猶予の期間は原則1年以内であり、やむをえない理由があると認められる場合でも2年以内とされている（地方税法第15条第1項、第2項、第4項）。

② 換価の猶予

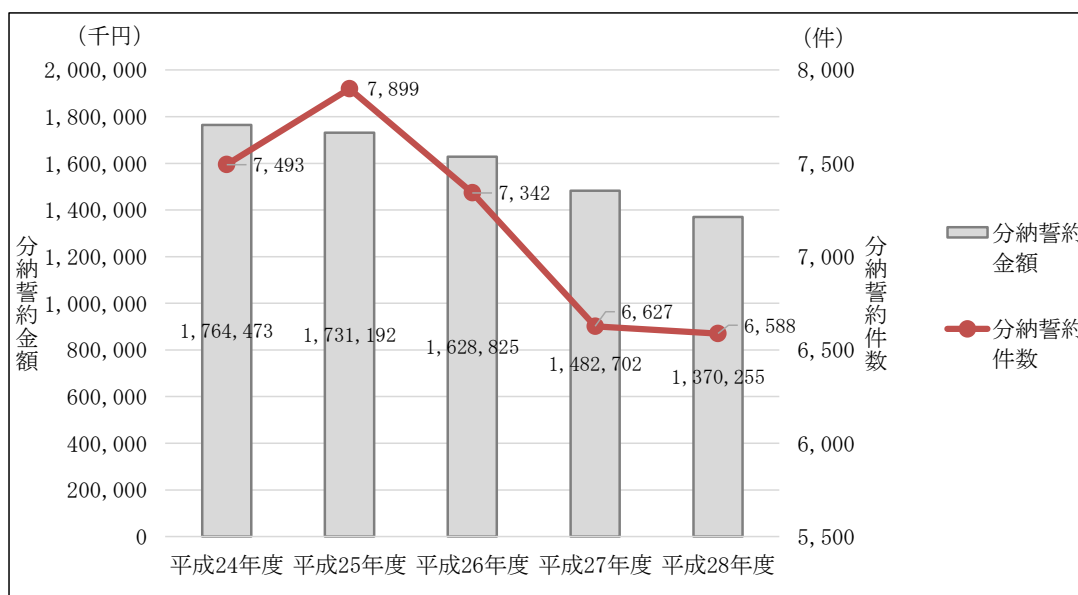
換価の猶予とは、滞納者が納税について誠実な意思を有しており、換価を直ちに実施することで滞納者の事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある等の事由が認められる場合に、滞納処分による財産の換価を猶予することをいう（地方税法第15条の5第1項、同第15条の6第1項）。

また、換価の猶予についても期間は原則1年以内であり、やむを得ない理由があると認められる場合でも2年以内とされている。（地方税法第15条の5第1項、第2項、同第15条の6第1項、第3項）。

徴収猶予及び換価の猶予をする場合、分割納付（分納）が認められている（地方税法第15条第3項、同第15条の5第2項、同第15条の6第3項）。そのため、市は、「事務処理要領 1. 分納要領」及び「事務処理要領 2. 分納の取扱いについて」を定め、分納を認める場合の要件を定めている。また、「事務処理要領 2. 分納の取扱いについて」第3項にて、分納を認めるときは、滞納者から「市税分納誓約書」を徴することを定めている。

過去5年間の年度別分納誓約金額及び件数は次のとおりである。

【年度別分納誓約金額及び件数】



（出所：市提供資料より監査人作成）

市によると、特別徴収への移行促進や納税相談時による納期内納付の促進により、市税の滞納が減少したことに伴い、分納誓約件数及び金額が減少しているとのことである。

（6）滞納処分の執行停止について

滞納処分の執行停止とは、滞納者について一定の事由がある場合に、その者の滞納処分の執行を停止することであり、納税の緩和措置の一つである。滞納処分の執行停止は市長が職権をもって行うものであり、滞納者の申請に基づくものではない。

滞納者が次の3つのいずれかに該当する事実がある場合は、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第15条の7第1項各号）。

- ① 滞納処分をすることができる財産がないとき（無財産）。
- ② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（生活困窮）。
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき（所在不明等）。

納税の公平性の観点から、滞納者の市税については確実な徴収に努めなければならないが、一方、滞納者について滞納処分の執行停止に該当する事実がある場合には、納税緩和措置の適正な執行という観点から、遅滞なく滞納処分の執行停止を行うことが適当である。また、回収可能性の低い徴収金について滞納処分の執行停止を行わないことは、事務の効率化に反することとなる。市は滞納処分の執行停止を適確に行うため、「事務処理要領 5. 滞納処分の停止認定要領」を定め、執行停止の具体的要件について定めている。

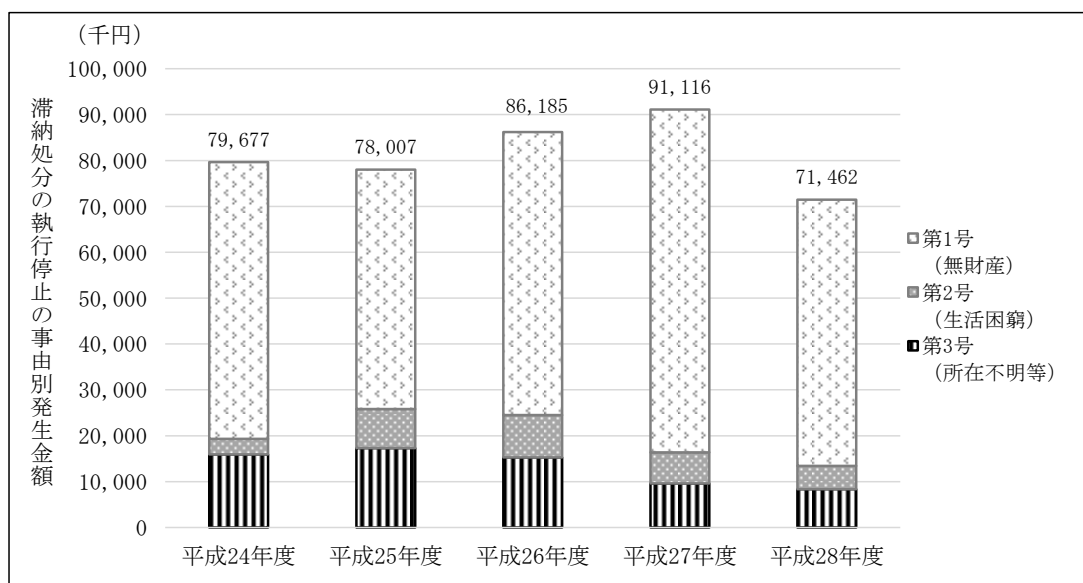
滞納処分の執行停止の効果として、その停止に係る徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならず、また停止期間が3年間継続した場合は、その執行停止に係る徴収金の納税義務は消滅することになる（地方税法第15条の7第3項、第4項）。

なお、執行停止を行っても時効は中断されないため、停止期間中に時効が完成した場合も、納税義務は消滅することとなる（地方税法第18条第1項参照）。

また、滞納処分の執行停止後3年以内に、滞納者に滞納処分の執行停止に該当する事実がなくなった場合は、その執行の停止を取り消さなければならない（地方税法第15条の8）。

過去5年間の滞納処分の執行停止額の事由別の推移状況は次のとおりである。

【滞納処分の執行停止の事由別発生金額】



（出所：市提供資料より監査人作成）

過去5年間の推移としては大きな変動なく推移している。納税の公平性の観点から、法令に基づく適切な執行停止に努めているとのことである。

(7) 消滅時効と不納欠損処理について

① 消滅時効

地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合、時効により消滅する（地方税法第18条第1項）。

市税債権の時効は援用を要せず、また、その権利放棄もできない（地方税法第18条第2項）。そのため、納税者等が時効完成後の市税を納付した場合、市は納税者等に返還する必要がある。

② 時効の中断及び停止

i) 時効の中断

時効の中断とは、時効の基礎となる事実状態の継続を覆すような事実が生じた場合に時効期間の進行が中断されることをいい、既に経過した時効期間の効力は消滅する。そのため、一旦時効が中断されると、市税債権の消滅時効完成は、時効中断理由が終了した時から5年経過後となる。

具体的な時効の中断事由の事例は次のとおりである。

事由	時効の中断事由の内容
督促 (地方税法第18条の2第1項第2号)	督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間。
差押 (民法第147条第2号)	差押とは、滞納者の所有する財産の処分を禁止し、それを換価できる状態におく処分である。差押の効力が生じた時に時効が中断し、この時効中断の効力は、滞納処分の終了又は差押の解除の時まで継続する。ただし、その差押が取り消されたときは時効中断の効力を生じない。 また、差押のため搜索したが差し押さえるべき財産がないために差押が出来なかった場合には、その搜索に着手したときに時効中断の効力を有する（昭和42年1月31日名古屋地裁判決）。
交付要求 (地方税法第18条の2第1項第3号)	交付要求とは、滞納者の財産について差押などの強制換価手続が行われた際に、滞納税への配当を求める手続である。交付要求書が執行機関（先に差押えを実施した機関等）に送達され、その交付要求がされている期間は時効が中断される。
承認 (民法第147条第3号)	承認とは、時効の利益を享受する者（納税義務者）が債務の存在を認めることを指し、時効の中断の効力を有する。承認例としては、分納誓約書の提出や一部納付等がある。

ii) 時効の停止

時効の停止とは、時効期間中に一定の時効停止事由が生じた場合に、時効の進行が一時停止し、停止期間中は時効期間に算入しないことをいう。時効の停止では、一定期間時効の進行が停止するが、停止事由が生じた時点で、すでに経過した時効期間の効力が消滅することはない点で、時効の中断とは異なる。具体的な時効の停止事由の事例は次のとおりである。

事由	時効の停止の期間・内容
徴収猶予・換価の猶予（地方税法第18条の2第4項）	その猶予に係る地方公共団体の徴収金につき、その猶予されている期間。
相続（民法第160条）	被相続人の地方公共団体の徴収金につき、相続財産に関し、相続人が確定した時、若しくは管理人が選定された時、又は破産手続開始の決定があった時から6か月間。

iii) 不納欠損処理

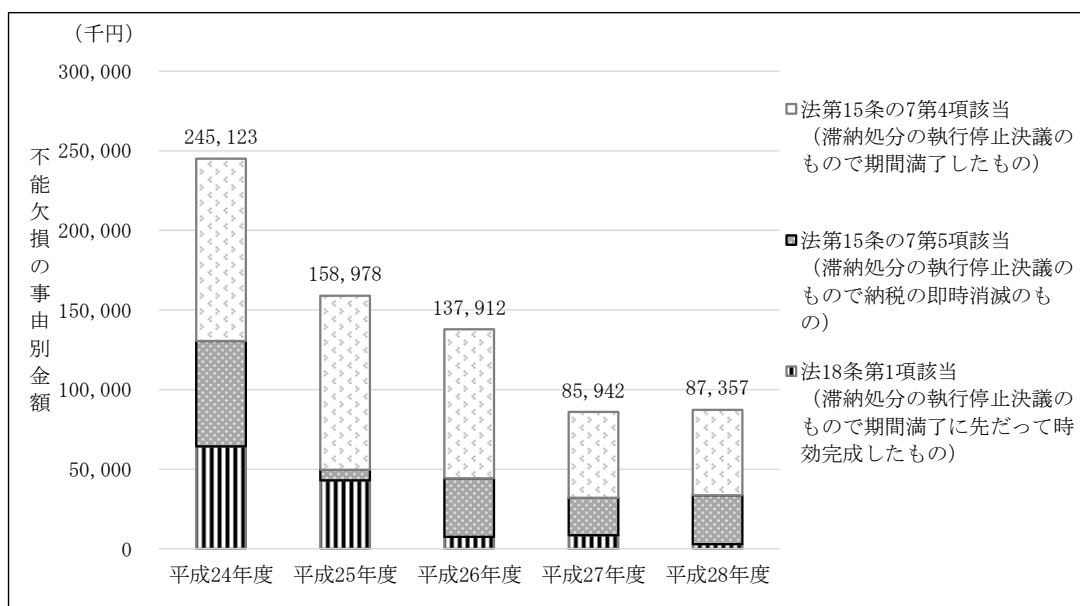
不納欠損処理とは、消滅時効の完成等により納税義務が消滅した場合、債権の徴収ができないと認定し、徴収対象の債権から除去する、会計上の事務処理手続である。納税義務の消滅事由は次のとおりである。

【納税義務の消滅事由】

事由	不納欠損処理の要件
時効による納税義務の消滅（地方税法第18条第1項）	地方税の徴収権は、5年間行使しないことによって、時効により消滅する（時効完成）。 なお、滞納処分の執行停止期間中であっても時効期間は進行する。
滞納処分の執行停止による納税義務の消滅	その地方公共団体の徴収金が限定承認（相続人が遺産を相続する際に、相続財産を責任の限度として相続すること）に係るものであるとき、その他その地方公共団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに納税義務を消滅させることができる（地方税法第15条の7第5項）（即時消滅）。 執行停止期間が3年間継続したときは、納税義務は消滅する（地方税法第15条の7第4項）（執行停止後3年経過による消滅）。

過去5年間の不納欠損額の事由別の推移状況は次のとおりである。

【不納欠損の事由別金額】



（出所：市提供資料より監査人作成）

市によると、調定額は減少傾向にあるが、徴収率は向上している。その結果、収入未済額が縮小したことに比例して、不納欠損額が減少しているとのことである。また、納税の公平性を確保するために、不納欠損決議前には欠損対象者をリスト化し、徴収可能性について再検討を行っている。こうした取組みも不納欠損額の減少につながっているとのことである。

(8) 延滞金の管理について

① 延滞金の概要

延滞金とは、納期限までに税を納めない場合に徴収されるものであり、滞納税額のうち本税分を計算の基礎として、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて課されるものである。延滞金は「税」ではなく「附帯金」であり、遅延利息、すなわち債務履行遅延による損害賠償の性格を持っている。延滞金は納期限内における適正な納付を担保するとともに納期限内に納付した納税者等との公平性を保つことを目的としている。

延滞金の計算に係る割合は、地方税法上の本則では、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%の割合、それ以降の期間は年14.6%を乗じて計算するとされている（地方税法第326条第1項、第369条第1項ほか）。一方で、地方税法附則第3条の2第1項において延滞金の計算に係る割合の特例措置が認められている。

特例措置で認められている割合は毎年見直されており、次に示す特例の割合が本則を超える場合は、本則の割合が適用されることとなる。

【延滞金の割合】

	本則	特例	
		平成28年1月1日から平成28年12月31日までの期間	平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間
納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間	7.3%	2.8% (特例基準割合(注1))	2.7% (特例基準割合(注1))
それ以降の期間	14.6%	9.1% (特例基準割合(注1)+7.3%)	9.0% (特例基準割合(注1)+7.3%)

(出所：国税庁ホームページより監査人作成)

(注)前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に年1%を加算した割合(上限は7.3%)で計算。

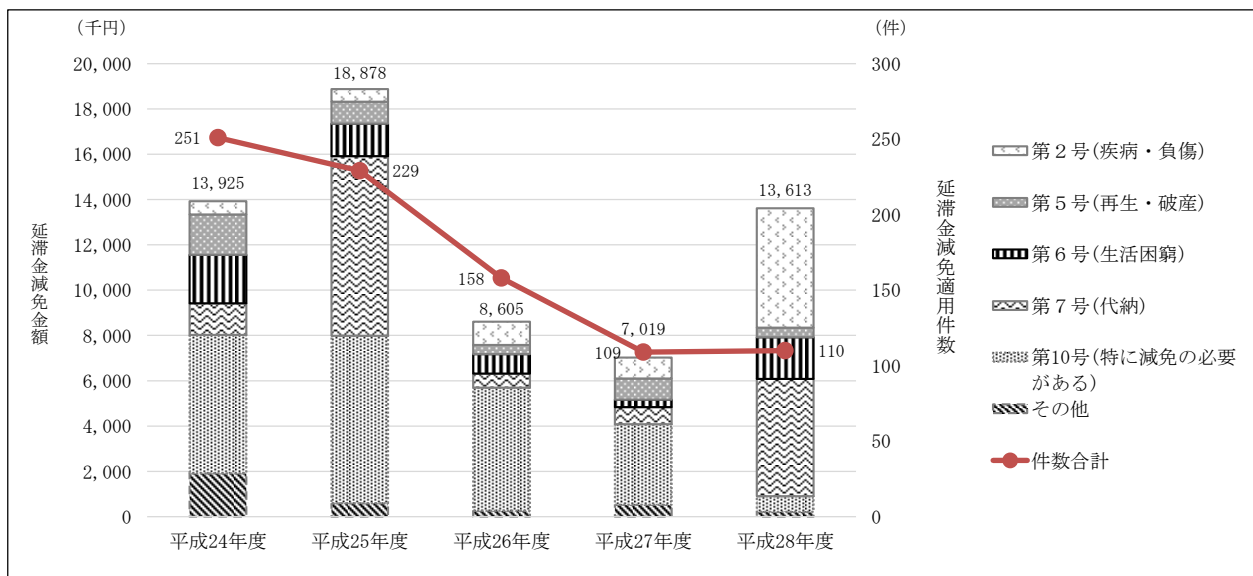
上記、平成28年1月1日以降から平成29年12月31日までの期間については、特例の割合が本則を超えないため、当該期間については特例の割合が適用されることとなる。

② 延滞金の減免について

納期限内に税金を納付しなかったこと、または納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては延滞金を減免することができる（地方税法第326条第4項）。市は、「事務処理要領 3. 延滞金減免要領」及び「事務処理要領 4. 延滞金減免の取扱いについて」を定め、延滞金減免を認める要件を定めている。

過去 5 年間の延滞金減免の年度別減免要因別金額及び件数は次のとおりである。

【延滞金減免の減免要因別金額及び件数】



(出所：市提供資料より監査人作成)

市によると、平成 26 年度、平成 27 年度における金額の減少は、減免申請件数や各々の個別事案による減免金額が要因であるとのことである。また、会議や決裁過程を通じ、事務処理要領をより適切に取り扱う意識付けを行ったことにより、主に特に減免の必要があるとして減免する金額及び件数が減少しているとのことである。

(9) 大阪府域地方税徴収機構との連携について

大阪府域地方税徴収機構（以下「徴収機構」という。）とは、滞納整理を推進するとともに、大阪府下の参加市町の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的として平成 27 年 4 月 1 日に設置された機構である。徴収機構では大阪府と参加市町が協働し、個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理、参加市町税務職員の徴収技術の向上に取り組んでいる。具体的な業務内容については次のとおりである（大阪府域地方税徴収機構運営要領第 7 条第 1 項）。

No	内容
(1)	処理事案の滞納処分を前提とした納税折衝
(2)	処理事案の財産調査、搜索及び差押え等滞納処分の実施
(3)	参加市町が実施する合同公売への支援
(4)	参加市町の税務職員を対象とした実務研修
(5)	参加市町からの徴収事務についての相談業務
(6)	徴収実績報告書及び滞納処分等実績報告書の作成

なお、徴収機構で処理する事案は次に掲げる基準に該当し、徴収機構と参加市町との協議により選定している（大阪府域地方税徴収機構運営要領第 3 条第 2 項）。

No	内容
(1)	個人住民税、固定資産税、軽自動車税、法人市町村民税、その他市町村民税にかかる事案とする。なお、原則、国民健康保険税（料）は含めない。
(2)	参加市町で別に定める「徴収機構に引き継ぐ高額事案」に該当、又は徴収が困難と認められるもの
(3)	滞納処分の対象となる財産を有するなど納税資力があると認められるもの
(4)	滞納者の住所または所在地が大阪府内にあるもの
(5)	その他次のいずれにも該当するもの
ア	時効が完成していないもの
イ	徴収猶予又は換価猶予中でないもの
ウ	納付納入の受託中でないもの
エ	不服申立又は訴訟中でないもの

市は徴収機構に参加しており、市からも職員を徴収機構に兼任派遣し、徴収技術の向上に努めている。また、派遣期間が終了した職員の徴収技術を納税課内に対して、フィードバックを行うことにより、滞納整理に関するノウハウの蓄積や、さらなる効果的かつ効率的な滞納整理の実施に寄与している。

また、市での徴収が困難となっている事案等については徴収機構に引き継ぎ、徴収機構において滞納整理を実施している。

3. 監査の視点

滞納整理事務について、次の9つの視点に着目して監査を実施した。

- (1) 滞納整理事務は法令等に準拠して執行されているか
- (2) 滞納整理事務は効率的かつ効果的に執行されているか
- (3) 滞納整理事務は適切に納税している市民との間の公平性に配慮して行われているか
- (4) 収入未済額の正確性確保のために適切なチェックが行われているか
- (5) 不納欠損に関する事務は法令に準拠して執行されているか
- (6) 不納欠損に関する事務は効率的かつ効果的に執行されているか
- (7) 延滞金に関する事務は法令に準拠して執行されているか
- (8) 延滞金に関する事務は効率的かつ効果的に執行されているか
- (9) 延滞金に対する減免は公平に実施されているか

4. 監査手続

- (1) 滞納整理事務の流れについて関係法令及び関連する規程や通達を入手するとともに、財政部納税課に対する質問及び関連証憑の閲覧により滞納整理事務や延滞金、不納欠損等に関する事務が法令等に準拠して実施されているか、また、効率的かつ効果的に実施されているか調査した。
- (2) 次に挙げた項目ごとにサンプルを抽出し、滞納整理事務が法令等に準拠して適切に行われていることを確かめるとともに、延滞金の算定、不納欠損に関する事務が法令等に準拠して実施されているか、また、効率的かつ効果的に執行されているか、延滞金の減免が公平に実施されているか調査した。

① 収入未済額

平成 29 年 3 月末における収入未済額（延滞金も含む）について 23 件を収納管理・滞納整理システムから任意に抽出し、関連資料との突合、納税課に対するヒアリングにより調査を行った。

② 延滞金の減免

監査時点における延滞金の減免について、3 件を収納管理・滞納整理システムから任意に抽出し、関連資料との突合、納税課に対するヒアリングにより調査を行った。

③ 不納欠損

平成 28 年度の不納欠損について、金額上位 5 件を抽出し、関連資料との突合、納税課に対するヒアリングにより調査を行った。

5. 監査の結果及び意見

(1) 滞納整理事務における過去事例等の蓄積について（意見⑭）

市では、滞納整理事務全般に関して「事務処理要領」を定め、分納等の要件や差押財産の選択に関する考え方を示している。「事務処理要領」で定めている項目は次のとおりである。

① 分納要領

② 分納の取扱いについて

③ 延滞金減免要領

④ 延滞金減免の取扱いについて

⑤ 滞納処分の停止認定要領

⑥ 差押財産選択基準要領

また、過去に発生した事案のうち、代表的な事例を納税課内の共有フォルダに格納し、どのような場合にどういった手続をとることができるか等について、各担当者が参照できるようにしている。

こうした取組みを通じて、地方税法等で定められている滞納整理に関する事務について、より詳細な定めや考え方の共有が行われているが、一方で、個別の事案に基づいた具体的な判断基準までは「事務処理要領」には記載されていない。

滞納整理を行うにあたっては、特に滞納者との交渉において各担当者の判断に委ねられる場面が多いと考えられる。そういった場面においては、担当する事案が「事務処理要領」に定められた各項目に当てはまるのか、分納や執行停止の判断、金額について妥当性があるのか等、担当者が判断に迷うことで結果として判断にバラつきが生じることも想定される。このような状況では、場合によっては有効かつ効率的な事務の執行及び納税者間の公平性が阻害される恐れがある。

今回、サンプル検証した事案のうち、担当者による判断のバラつきが想定されるものは次のとおりである。

- ・分納中の事案について、滞納者の孫の大学の学費を理由に分納額の増額を行っていなかった。

- ・長期滞納中の事案について、滞納者の子の塾代を理由に少額での分納を認めていた。
- ・多額の収入のある滞納者について、住宅ローンやその他借金の返済を理由に少額での分納を認めていた。

なお、当事案については、平成 29 年 9 月 1 日に不動産の差押を行っている。

市としては、滞納の状況は滞納者ごとに異なるため、全ての事案を網羅したマニュアル等を作成することは困難であることから、判断の基準、参考となるべき「事務処理要領」の作成と過去の事例の共有を行っている。このような過去事例の蓄積は、解決に至った具体的なポイントだけでなく、法律的な解釈や事案に対する考え方、視点、その他滞納整理のノウハウを目に見える形にすることができると考える。

滞納整理に係る判断をより有効かつ的確に行い、何より納税者間の公平性を確保するために、滞納整理の実務における過去事例等の蓄積（事例集）を、今後も継続、発展させ、一定量の蓄積がなされた時点でそれらを体系立てて整理等することが望ましい。

（２）経過記録の保管について（意見⑮）

市では滞納者との交渉の経過記録等を市税管理システムにて管理している。現在のシステムを導入した平成 25 年 2 月以前は、全データをシステム内で保存することが容量の問題から困難であったため、一定期間ごとに経過記録等を印刷し、宛名番号ごとにファイリングして保存していた。平成 25 年 2 月の市税管理システムの入替時には、その時点で旧システム内に残っていたデータのみが移管されている。

そのため、継続している長期間の滞納案件についても、過去の経過記録の一部が紙で別保管されている状況にある。また、経過記録の保管スペースにも限界があることから、長期間の滞納案件について過去の経過記録の一部が廃棄されている事案もあった。

納税交渉にあたっては過年度の経過を把握しておくことも肝要である。そのため、滞納が長期化した案件や滞納を繰り返している案件等、業務上、過去の交渉経過の閲覧を必要とする案件については、過去の経過記録を現在の市税管理システムに再入力する措置等を図り、過去の記録についても直近の記録と一括して保管するべきである。

（３）決算書の確認について（意見⑯）

株式会社等の法人では、法人の経営成績及び財政状態を示す計算書類等の決算書の作成が義務付けられている（会社法第 435 条）。決算書の貸借対照表からは、法人が保有する換価可能な財産の状況を把握することができ、損益計算書により損益の推移を分析することによって、法人の経営成績を把握することが可能である。そのため、決算書は法人の担税力を測るのに適した資料であり、市の財産調査においても有用な情報を提供する資料と考える。

市は、納税交渉の際に決算書の入手に努めているが、決算書を必ず入手するとの規定はなく、決算書を入手しているかどうかは事案によって異なっている。実際に法人の滞納者から決算書を入手していない事案が 1 件発見された。

No	事案の概要
A	滞納者から決算報告書として入手していた資料は残高試算表の一部であり、結果的に法人の経営成績及び財産状態が把握できる決算書が入手できていなかった。

早期に法人の財政状況、換価可能な財産の有無を把握するためには、財産調査の実施や納税交渉の段階において決算書を入手することが望ましいが、滞納者に対して決算書の提出を依頼しても提出されない場合、税務署に決算資料閲覧申請を行うことになるため、必要に応じて、決算書の閲覧申請を行う等の対応が望まれる。

また、入手した決算書のどの点（着眼点など）に注目し、法人の担税力の判断に活用するのかといったノウハウについても、明文化することを検討されたい。

（４）状況に応じた納税交渉の実施の判断について（意見⑰）

滞納整理にあたり、滞納者と全く接触せずに執行停止を行い、その後不納欠損となった事案が１件発見された。

当事案では、市は平成 21 年度に財産調査を実施したが、表顕財産の発見には至らなかった。滞納者は他団体にも滞納があったため、市はその団体に対して滞納者の状況を聴取し、その団体が本人と接触したが保有財産も収入もなく回収が見込めないため、執行停止を検討せざるを得ない状況であるとの情報を得た。市はこの情報をもとに、滞納者と一度も接触せずに平成 25 年度に無財産として執行停止、平成 28 年度に不納欠損を行った。

市の滞納整理事務の運用方針としては、基本的に文書催告を中心としており、滞納案件全件について滞納者本人と接触し、納税交渉を行うことは想定していない。

ただし、市の「事務処理要領 ５．滞納処分停止認定要領」第 6 条には、無財産として執行停止を行う場合には必要に応じて臨場調査を行うことが定められている。また、滞納整理事務において、実際に滞納者と接触することは、交渉により滞納者の納税意識を高めて自主納付を促すことや滞納者の現状を把握することにつながるため、重要であると考えられる。

そのため、今後、状況に応じて同様の事案等の場合には滞納者と接触して納税交渉を行うとともに、現状把握を行った上で執行停止を行うことを検討されたい。

（５）分納期間の短縮化について（意見⑱）

納税者等のうち、一定の事由に該当する者については、市税の分納が認められており、分納を行う場合には「市税分納誓約書」提出時に定められたスケジュールに従って納付を行う必要がある。

地方税法第 15 条第 2 項及び第 3 項並びに同第 15 条の 5 第 1 項及び第 3 項では、徴収猶予及び換価の猶予を行う場合、その期間は原則 1 年以内でやむを得ない場合でも 2 年以内とすることが定められている。また、市が定める「事務処理要領 ２．分納の取扱いについて」でも、分納期間は最初の分納期間を含め 2 年を限度とするように指導するとの定めがある。

しかし、分納中の事案のうち、分納期間が 2 年超の長期に渡るものが散見された。

No.	収入未済額 (注1)	納付スケジュール	完納までの期間 (注2)
B	3,268 千円	年間 800 千円 (原則毎月 4.5 千円で増額回あり)	約 4 年 2 か月
C	1,386 千円	毎月 36 千円	3 年 3 か月
D	1,018 千円	毎月 35 千円	2 年 6 か月
E	287 千円	毎月 5 千円 (1 月のみ 50 千円)	約 2 年 5 か月
F	4,940 千円	毎月 50 千円	8 年 3 か月

(注) 1. 直近の市税分納誓約書提出日時点のものであり、延滞金を含まない。

(注) 2. 本税のみの完納までに要する期間。毎月定額でないものは概ねの期間。

また、今後発生する新税分は含まない。

地方税法上、徴収猶予及び換価の猶予の期間は 2 年以内と定められているが、滞納者の状況によっては、結果的に分納期間が 2 年を超えることもやむを得ない場合がある。しかし、一般に回収期間は長期になるほど回収可能性が低くなる。また、長期に渡る分納は延滞金負担がその分重くなるとともに、徴税コストも増すことになる。

そのため、差押可能な財産が判明しておらず、かつ、滞納額に対して分納額があまりにも少額となるような場合については、執行停止を検討するなど、可能な限り分納期間を短期とすることが望まれる。

(6) 滞納者の状況把握の徹底について (意見⑨)

滞納者の収支や財産の状況が詳細に把握されていないまま分納を認めた事案が発見された。

市税の納付は納期限までに一括で行うことが原則であり、分納は期限内に納付を行うことができない一定の事由がある場合に例外的に認めるものである。分納を認める一定の事由がない場合には滞納処分を行い、強制徴収をする必要がある。また、分納を認める場合であっても、長期に渡る分納は避け、滞納者の資力に応じたできるだけ短期の分納期間とする必要がある。

しかし、次の 2 件の事案ではいずれも滞納者の状況を詳細に把握しないまま分納が認められている。

No.	内 容
C	低額の分納を長期間継続している。 過去から滞納者による生活が苦しいという主張を認め、詳細な財産調査が実施されていなかった。 平成 28 年度に財産調査をした結果、生命保険の解約返戻金が 2 件発見され、分納額の増額交渉につながった。
F	低額の分納を長期間継続している。 毎年度納付誓約書を郵送にて入手しているが、電話による交渉しか行われていない。内容についても、滞納者からの生活状況に変化なしという報告を受け入れ、財産調査や詳細な収支状況の把握がされないまま毎年同額での分納が継続されている。

徴収の公平性の観点から、分納を認める際には滞納者の状況を詳細に把握し、滞納者の資力等に応じた額での分納を認めることが肝要である。

(7) 執行停止後の資力回復の確認方法等の明文化について（意見⑳）

地方税法第 15 条の 8 では、滞納処分の執行を停止した後 3 年以内に、その停止に係る滞納者につき、執行停止の要件を満たさなくなったと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならないとしており、執行停止後も不納欠損処理するまで滞納者の資力の状況を確認することが求められている。執行停止の要件は次の 3 点である（地方税法第 15 条の 7 第 1 項各号）。

- ・滞納処分をすることができる財産がないとき
- ・滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- ・その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

市では、執行停止後の滞納者の資力の状況の確認として、毎年度末に滞納者の状況に著変動があったものに対して、財産調査等を実施している。滞納者の状況の著変動事由としては、特別徴収への切替え、他市転出、固定資産税の発生を想定しており、毎年度確認項目を担当者間で共有している。ただし、これらは明文化されていない。

執行停止後の資力の回復の確認にあたって、いつ、どのように確認するかを明文化するべきである。特に執行停止以降の年度について、新たな課税が行われているものについては、資力の回復について注視するべきである。

(8) 延滞金減免時の事実関係の把握について（結果㉓）

延滞金の減免にあたり、減免の要件を満たしているかどうかの事実関係が不明瞭なまま減免を認めた事案が 1 件発見された。

市では、地方税法第 326 条第 4 項等に沿って「事務処理要領 3. 延滞金減免要領」を定め、延滞金の減免事由をまとめている。当事案では、滞納者の子が病気であることから、「事務処理要領 3. 延滞金減免要領」第 2 条第 2 号「納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。」に該当するとして延滞金の減免を認めている。

しかし、実際には、延滞金減免の申請時点では滞納者と子は生計を一にしておらず、形式的には「事務処理要領 3. 延滞金減免要領」第 2 条第 2 項の要件を満たしていない。市としては、申請時点では子と生計を一にしていないものの、過去に子の病気のために借金をした経緯があるため、要件を満たしたものとして減免を認めたということであるが、これは滞納者の主張をそのまま採用しているものであり、本当に子の病気のための借金があったかどうか等の事実関係までは調査されていない。

延滞金は期限内に納税している納税者との公平性を図るものであるため、減免するにあたっては要件を満たしているか事実関係を把握したうえで適切に判断する必要がある。

(9) 未納延滞金の徴収促進に向けた把握について（意見㉔）

法的には延滞金は収入時に調定されることになっており、未納延滞金を把握することは

必要ではない。また、現在使用している市税管理システムでは滞納者ごとの延滞金は算定できるものの、延滞金の集計機能がなく、全体として延滞金の年度末残高がいくらかを把握することができていない。

しかし、回収の対象とする未納延滞金の総額は、今後の回収の方針決定や進捗管理を行う上で有用な情報となると考えられる。

そのため、市が回収すべき債権の総額として、滞納者ごとに計算される延滞金を年度末等一定の時点で集計し、本税とそれら延滞金を合わせた金額を「実質的な収入未済額」として把握することにより、市が回収すべき債権の総額を把握できるようにすることが望まれる。

最後に

この報告書で指摘した内容（監査の結果3件、意見21件）は、市にとって有益なものと信じている。

市税の賦課・徴収にあたり、市に求められる役割は、課税の公平性を確保しながら、網羅的かつ正確に賦課し、賦課した市税を効果的かつ効率的に徴収することにより徴収率の向上を図り、財政基盤の安定に貢献することである。

この役割を果たすために、必要な人員を配置して、組織を組成し、業務を円滑にするために情報システム等への投資が行われている。

このような市税に係る賦課・徴収業務に関して、業務が法令に準拠して実施されているか、効率的に行われているか、納税者に対して公平であるか、滞納管理が適切に行われているかを主な監査の視点とした。

市では、市税の賦課・徴収業務において、限られた人員の中で効果的・効率的に実施するために工夫して取り組んでいる点が見受けられた。特に平成28年度から財政部内に横断的組織として、プロジェクトチームを設置し、市税収入確保のための課税客体の捕捉調査を実施するなどして、実際に一定の効果をあげている。

市民税や固定資産税の滞納繰越分の徴収率は改善されてきているものの、第2【1】2.に記載したように、比較対象とした大阪府下の中核市のうち高槻市、枚方市、東大阪市と比べると、まだ徴収率の向上の余地があると思われる。これら徴収率の高い他の自治体を参考に、さらなる徴収率の向上を図るための工夫が求められる。

また、勤務形態の多様化、所得発生の多元化が見られる社会現象下において課税所得捕捉のための調査研究及びノウハウの習得が課題として挙げられる。一例として、最近、注目されてきている仮想通貨やFX（外国為替証拠金）取引等によるキャピタルゲイン課税に関する課税客体の捕捉方法等について調査研究することが考えられよう。こうした取組みのためには、より賦課・徴収業務に関する知識や経験といった専門性を高める工夫も併せて必要になると思慮する。

本報告書の指摘は、外部専門家の視点から、限られた情報や時間の中で発見したものであるため、今回の監査結果を受け、市としてさらに調査を進め、指摘した内容を踏まえつつ、市が有するノウハウを活用して、具体的な措置等の立案・実施をしていただきたい。

平成30年度から中核市に移行することが決定した中で、本報告書が適切な税務事務の執行に資すること及びさらなる徴収率の向上をはじめとして、今後のマネジメントの改善の一助になることを期待する。

以 上

税務基本用語について

市税事務をテーマとする本報告書の理解に役立つと思われる用語について、次のとおり用語集を作成した。

用語	内容
調定額	徴収すべき市税等について法令及び関係書類に基づきその徴収が法令に違反していないことを確認した上、所定の事項を調査し、適正であると認めたときに行う徴収の意思決定をした額をいう。
収入額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（出納整理期間4月1日～5月31日を含む）に納入された金額をいう。
賦課課税方式	国・地方公共団体などが法律、条例の規定に基づいて納税者が納付すべき税額を確定する課税方式をいう。個人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が該当する。
申告納税方式	納税者が税法に従って納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その税額を納付する方式をいう。法人市民税、入湯税、市たばこ税が該当する。
課税標準	課税標準とは、納税義務を発生させる目的をもって課税物件を数量的に確定するための基準である。 課税標準とは、何に着眼して課税するかによって、価格・金額・数量等により表される。例えば、所得税は所得が課税標準であり、固定資産税は原則として、固定資産の価格が課税標準である。
課税客体 (課税物件)	納税義務を発生させることになる物件、行為又は事実をいう。
減免	納税義務者の担税力の減少その他納税義務者個人の事情などに着目して、一旦、法律及び条例の定めるところにより発生した納税義務を免除し、又は納付税額を減額すること。原則として納税者の申請によって、処理される。
非課税	地方公共団体の課税がそもそもできないもの。
不納欠損処理	消滅時効の完成等により納税義務が消滅した徴収金について、その徴収できない事由を明らかにし、徴収台帳から除却する会計上の内部手続をいう。
収入未済額	当該会計年度の終了時点までに収納されなかった額のうち、不納欠損額を除いたものをいう。したがって翌会計年度へ滞納繰越分として引継がれる。
徴収率	納付されるべき金額（調定額）に対して実際に納付された金額（収入額）の割合。徴収率=収入額÷調定額×100%として算定される。
普通徴収	徴税吏員が納税通知書を納税者に交付し、納税者がこれに基づき地方税を納付する方法をいう。
特別徴収	地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者から税金を徴収させ、かつ、その税金を納入させるもので、国税における源泉徴収と同様の制度である。
滞納	納税者等が納期限までに徴収金を完納しないこと。
滞納整理	滞納となった場合に、徴収金を徴収して完結するか、あるいは、滞納処分の停止を行うことによりその徴収権を消滅させるかのいずれかの処理を行うことであり、滞納について行われる一連の事務手続の総称をいう。滞納となった徴収金の完全な整理を目的として実施される。

用語	内容
督促	納税者等が納期限までに地方公共団体の徴収金を完納しない場合に、書面によって、その納税者等に対し納付・納入の履行を請求する行為である。滞納処分を行う前提条件となり、また消滅時効の中断事由の一つである。
催告	納税者等が納期限までに地方公共団体の徴収金を完納しない場合に、文書や電話等の方法により、その納税者等に納付・納入の履行を請求する行為であり、八尾市では督促状を送付してもなお完納されない場合などに実施される。
延滞金	租税債務の履行遅滞に対する遅延利息の性格をもち、納期限内に納付した納税者等との均衡を図るためのものである。滞納税額を計算の基礎として原則として年 14.6%の割合で計算される。
財産調査	滞納者の納付能力の判定や滞納処分の執行のために、滞納者の財産の有無やその財産についての権利関係・換価価値・換価の難易度等について調査することである。
滞納処分	財産の差押に始まり、差押財産の換価、換価代金等の徴収金への充当という一連の過程によって、強制的に地方公共団体の徴収金を徴収することをいう。
差押	滞納処分の第一段階の処分として、滞納者の財産の処分を制限し、換価できる状態におく強制処分であり、換価するためその財産の保全を目的として行われる。差押の対象となる財産は、差押をする時に滞納者に帰属するものでなければならず、不動産、動産、有価証券、債権等がある。
交付要求	滞納者の財産について、すでに滞納処分や強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより地方公共団体の徴収金を徴収する制度をいう。
参加差押	滞納者の財産について、すでに先行する行政機関の滞納処分により差押がされている場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより地方公共団体の徴収金を徴収する制度をいう。
換価	差押財産は、金銭を除き、換価して代金を滞納徴収金に充てるが、この差押財産を金銭に換える強制手続の総称を「換価」という。
配当	差押財産の売却代金その他の金銭を、滞納処分費や徴収金に充て、又その他の一定の債権に交付し、残余があれば滞納者に交付する手続である。
執行停止	納税者等の無財産、生活困窮、所在不明等の事由により、その滞納処分の執行を停止すること。
時効	ある事実状態が一定の法定期間継続した場合に、真実の法律関係いかんに関わらず、その継続した事実関係を尊重して法律上の効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度をいう。 地方公共団体の徴収金の徴収を目的とする地方公共団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。